

1 基本計画書

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更							—	
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ツジキダイイチガクエン 学校法人 都築第一学園							—	
フリガナ大学の名称	ヨコハマヤッカダイガク ダイガクイン 横浜薬科大学 大学院 (Graduate School of YOKOHAMA University of Pharmacy)							—	
大学本部の位置	神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原601番1号							—	
大学院及び研究科の目的	建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。							—	
新設学部等の目的	【薬科学専攻 博士後期課程】 薬科学専攻博士後期課程では、創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を研究・開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の科学者を育成する。							—	
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	薬学研究科 [Graduate School of Pharmaceutical Sciences] 薬科学専攻 [Doctoral Course of Sciences in Pharmaceutical Sciences] (博士後期課程)	年	人	年次人	人	博士(薬科学) 【Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences】	令和3年4月 第1年次	神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原601番1号	
	計	3	2	—	6			【基礎となる学部・学科】 薬学研究科 薬科学専攻 (修士課程) 薬学専攻 (博士課程)	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)		令和3年4月名称変更予定 薬科学専攻修士課程 → 薬科学専攻博士前期課程							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	薬学研究科薬科学専攻 (博士後期課程)	講義	演習	実験・実習	計	16 単位			
	該当なし	— 科目	— 科目	— 科目	— 科目	— 単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	薬学研究科薬科学専攻 (博士後期課程)	6 人 (6)	1 人 (1)	3 人 (3)	0 人 (0)	10 人 (10)	0 人 (0)	25 人 (25)
		該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
		計	6 (6)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	25 (25)
	既設分	薬学研究科薬学専攻 (博士課程)	13 人 (13)	5 人 (5)	5 人 (5)	0 人 (0)	23 人 (23)	0 人 (0)	11 人 (11)
		薬学研究科薬科学専攻 (博士前期課程)	18 (18)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	3 (3)
計		18 (18)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	32 (32)	0 (0)	12 (12)	
合計		19 (19)	6 (6)	8 (8)	0 (0)	33 (33)	0 (0)	34 (34)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計			大学全体		
	事 務 職 員		52人 (52)	56人 (56)	108人 (108)					
	技 術 職 員		3 (3)	0 (0)	3 (3)					
	図 書 館 専 門 職 員		1 (1)	8 (8)	9 (9)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	12 (12)	12 (12)					
	計		56 (56)	76 (76)	132 (132)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			大学全体		
	校 舎 敷 地	56,734 m ²	0 m ²	0 m ²	56,734 m ²					
	運 動 場 用 地	2,251 m ²	0 m ²	0 m ²	2,251 m ²					
	小 計	58,985 m ²	0 m ²	0 m ²	58,985 m ²					
	そ の 他	12,757 m ²	0 m ²	0 m ²	12,757 m ²					
	合 計	71,742 m ²	0 m ²	0 m ²	71,742 m ²					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			大学全体		
		29,829 m ² (29,829 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	29,829 m ² (29,829 m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			大学全体		
	26 室	4 室	8 室	(補助職員 1人)	2 室 (補助職員 1人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数			—			
		薬学研究科薬科学専攻博士後期課程		10 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体		
	薬学研究科 薬科学専攻 博士後期課程	40,000 [7,100] (36,129 [6,036])	630 [115] (685 [121])	80 [79] (88 [87])	620 (606)	4,760 (4,758)	0 (0)			
	計	40,000 [7,100] (36,129 [6,036])	630 [115] (685 [121])	80 [79] (88 [87])	620 (606)	4,760 (4,758)	0 (0)			
図書館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数			大学全体		
		1,531 m ²		427席	55,000冊					
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要			—			
		1,989 m ²		屋内テニスコート 4面 2,691m ²						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	—	—	—	大学全体
		教員1人当り研究費等		1,000千円	1,000千円	1,000千円	—	—	—	
		共同研究費等		20,000千円	20,000千円	20,000千円	—	—	—	
		図書購入費	31,000千円	31,000千円	31,000千円	31,000千円	—	—	—	
	設備購入費	170,000千円	170,000千円	170,000千円	170,000千円	—	—	—		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	—	—	—	—		
薬学研究科										
薬科学専攻博士後期課程		1,100千円	1,100千円	1,100千円	—	—	—			
学生納付金以外の維持方法の概要			資産運用、事業収入							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称		横浜薬科大学							
	学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	薬学部		年	人	年次人	人	6年制 4年制	倍 1.11 1.06	平成18年度 平成18年度 平成18年度 平成27年度 平成31年度 平成31年度	神奈川県横浜市 戸塚区俣野町東原 601番1号
	健康薬学科		6	60	—	360	学士(薬学)	1.11		
	漢方薬学科		6	120	—	720	学士(薬学)	1.11		
	臨床薬学科		6	160	—	960	学士(薬学)	1.11		
	薬科学科		4	30	—	120	学士(薬科学)	1.06		
	薬学研究科									
薬学専攻		4	3	—	12	博士(薬学)	1.16			
薬科学専攻		2	8	—	16	修士(薬科学)	0.87			

<p>附属施設の概要</p>	<p>名 称 葉草園 目 的 薬学教育及び研究資源 所 在 地 神奈川県横浜市戸塚区俣野町字東原601番1号 設置年月日 平成18年4月1日 規 模 等 面積 1,750㎡</p>	<p>—</p>
----------------	--	----------

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要															
(薬学研究科薬科学専攻博士後期課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
自由科目	ケミカルバイオロジー特論	1前			2	○								兼2	オムニバス、隔年
	応用薬理学特論	2前			2	○			1					兼3	オムニバス、共同(一部)、隔年
	食品衛生薬科学特論	1後			2	○			1					兼6	オムニバス、隔年
	レギュラトリーサイエンス特論	2後			2	○			1					兼2	オムニバス、隔年
	高度研究機器特別演習	1前			1		○		1					兼11	オムニバス、共同(一部)
	モデリング・シミュレーション演習	1前			1		○							兼3	オムニバス、共同(一部)
	創薬有機化学特論	1前	—	—	2	○		—	1			—	—	兼3	オムニバス
	分子生物学特論	1後			2	○								兼3	オムニバス
	システム生体機能学特論	1前			2	○					2			兼4	オムニバス、隔年
	薬物動態学特論	2前			2	○								兼4	オムニバス、隔年
	漢方薬学特論	1前			2	○				1				兼3	オムニバス、共同(一部)
	漢方・統合医療薬学特論	1後			2	○								兼3	オムニバス、共同(一部)
	漢方薬学・生薬学臨床演習	2通			1		○			1				兼2	オムニバス、共同(一部)
	小計 (13科目)	—	—	—	23		—			4	1	2	—	—	兼25
必修科目	薬科学大学院特別講義	1通	1	—	—	○	—	—				—	—	兼1	—
	課題研究	1~3通	15	—	—			○	6	1	3	—	—	兼22	—
	小計 (2科目)	—	16	—	—		—		6	1	3	—	—	兼22	—
合計 (15科目)		—	16	—	23		—		6	1	3	—	—	兼25	—
学位又は称号	博士(薬科学)			学位又は学科の分野				薬学関係							
修了要件及び履修方法							授業期間等								
大学院に3年以上在学し、自由科目を除いて、必修科目16単位を修得しなければならない。 自由科目は、他の大学院修士課程等を修了し、本学薬科学専攻博士前期課程の科目を履修していない者が、これらの科目を履修できるように設定するもので、博士前期課程の選択科目と同一である。							1 学年の学期区分			2期					
							1 学期の授業期間			15週					
							1 時限の授業時間			90分					

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要																
(薬学研究科薬科学専攻修士課程)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
共通選択科目	ケミカルバイオロジー特論	1前		2		○			1		1				兼1	オムニバス、隔年
	応用薬理学特論	2前		2		○		5		1						オムニバス、共同(一部)、隔年
	食品衛生薬科学特論	1後	-	2	-	○		4	2	1		-	-		オムニバス、隔年	
	レギュラトリーサイエンス特論	2後		2		○		4							オムニバス、隔年	
	高度研究機器特別演習	1前		1			○		4	1	5				兼2	オムニバス、共同(一部)
	モデリング・シミュレーション演習	1前		1			○		1	1	1					オムニバス、共同(一部)
	小計(6科目)			-	10	-	-	-	15	4	5	-	-	-	兼3	-
創薬コース	創薬有機化学特論	1前		2		○		2		2						オムニバス
	分子生物学特論	1後		2		○		5						兼1	オムニバス	
	システム生体機能学特論	1前	-	2	-	○	-	5		2	-	-		兼2	オムニバス、隔年	
	薬物動態学特論	2前		2		○		2	1	1					オムニバス、隔年	
	薬科学大学院特別講義	1通		1		○		1								
	小計(5科目)		-	-	9	-	-	9	1	5	-	-	-	兼3	-	
漢方薬学コース	漢方薬学特論	1前		2		○		3	2						オムニバス、共同(一部)	
	漢方・統合医療薬学特論	1後	-	2	-	○		2	1	-	-	-	兼1	オムニバス、共同(一部)		
	漢方薬学・生薬学臨床演習	2通		1			○	2	2				兼1	オムニバス、共同(一部)		
	小計(3科目)		-	-	5	-	-	3	2	-	-	-	兼1	-		
共通必修	薬科学研究論文	1-2通	4	-	-	○		21	6	8					-	
	課題研究	1-2通	16				○	21	6	8					-	
	小計(2科目)		-	20	-	-	-	21	6	8	-	-	-		-	
合計(16科目)			-	20	24	-	-	22	6	8	-	-	兼5	-		
学位又は称号		修士(薬科学)			学位又は学科の分野			薬学関係								
卒業要件及び履修方法							授業期間等									
大学院に2年以上在学し、共通必修科目20単位に加え、創薬コース5単位以上又は漢方薬学コース5単位を修得し、更に共通選択科目から5単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。							1 学年の学期区分				2期					
							1 学期の授業期間				15週					
							1 時限の授業時間				90分					

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

別記様式第2号（その2の1）

教 育 課 程 等 の 概 要															
(薬学研究科薬学専攻博士課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
選択	分子薬化学特論	1前		2		○			2		3			兼2	オムニバス、隔年
	バイオリジクス創薬特論	1後		2		○			1						隔年
	臨床生化学特論	2前		2		○			5					兼1	オムニバス、隔年
	臨床薬理学特論	2後		2		○			2	1	1			兼5	オムニバス、隔年
	臨床薬物送達学特論	1前		2		○			2	1	1				オムニバス、隔年
	臨床薬物評価学特論	1前		2		○			4	1					オムニバス、隔年
	分子衛生薬学特論	1後	-	2	-	○		-	3	2	1			兼1	オムニバス、共同(一部)、隔年
	漢方医療薬学特論	2前		2		○			3	1					オムニバス、共同(一部)、隔年
	統合医療薬学特論	2後		2		○			2	1				兼1	オムニバス、共同(一部)、隔年
	ファーマコメト릭ス演習	1前		1			○		1	1	1				オムニバス、共同(一部)、隔年
	精密分析機器特別演習	1前		1			○		3	1	5			兼3	オムニバス、共同(一部)、隔年
	小計(12科目)	-	-	20	-	-	-	-	16	6	5	-	-	兼12	-
必修	臨床薬学大学院特別講義	1通	1			○			1						
	課題研究	1-4通	20	-	-			○	15	5	5	-	-	-	-
	小計(2科目)	-	21	-	-	-	-	15	5	5	-	-	-	-	-
合計(14科目)		-	21	20	-	-	-	17	5	5	-	-	兼12	-	-
学位又は称号	博士(薬学)		学位又は学科の分野				薬学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
大学院に4年以上在学し、必修科目21単位及び選択科目9単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。								1学年の学期区分			2期				
								1学期の授業期間			15週				
								1時限の授業時間			90分				

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科(学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成十五年文部科学省告示第三十九号)別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。)についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。

授 業 科 目 の 概 要			
(薬学研究科薬科学専攻博士後期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
自由科目	ケミカルバイオロジー特論	<p>化学と生命科学を融合させるケミカルバイオロジーは、有機化合物を基礎として生命科学研究を行う、有用化合物開発に直結する研究領域である。生物活性分子のケミカルバイオロジーについて、分子標的の基礎から同定に至るまでの幅広い知識と実例について学ぶ。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(22 庄司 満/13回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回：ケミカルバイオロジーの基礎について ・4回～6回：タンパク質の化学修飾、標的分子検索およびバイオイメージングの専門家を招聘し、これらのケミカルバイオロジーについて ・7回～9回：抗がん剤および抗菌剤領域の専門家を招聘し、これらのケミカルバイオロジーについて ・10回～12回：小分子有機化合物を用いた生命科学領域の専門家を招聘し、これらのケミカルバイオロジーについて ・13回～15回：ペプチド・タンパク質化学領域の専門家を招聘し、これらのケミカルバイオロジーについて <p>(34 鰐淵 清史/2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回・3回：天然物とケミカルバイオロジーについて 	オムニバス方式 隔年
	応用薬理学特論	<p>肥満、高血圧、高血糖、脂質異常症など多重危険因子の集積状態、即ち『メタボリックシンドローム』という概念が導入され、かつては生活習慣病と呼ばれた疾患の分子・細胞機構が次々に明らかになりつつある。その範囲は、循環系や代謝・内分泌系のみならず、消化器系、神経系、免疫系にまで広がり、今後多数の新薬が期待される一方で、様々な有害事象の可能性をも考慮する必要がある。既存薬及び新薬の特徴について、治療標的となる血管や脂肪細胞などの機能や細胞内情報伝達機構や細胞・組織間ネットワークへの影響について、さらには臨床薬理学とも連結し医薬品および生理活性物質の標的タンパク質近傍までの輸送および結合特性と用量作用関係、薬効評価における有効性・安全性について詳細に学ぶ。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(2 栗原 隆/1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14回：薬効評価における有効性と安全性 <p>(16 千葉 康司/2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11回：医薬の相互作用の機構3：薬物トランスポーターの分子細胞薬理学 ・12回：医薬の相互作用の機構4：薬物代謝酵素を介した薬物相互作用とその予測 <p>(20 田邊 由幸/10回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回：医薬の相互作用の機構1：薬物-薬物受容体相互作用、化学的相互作用、用量-作用関係について(専門分野の研究者を招聘) ・2回：血管病変・機能異常の治療標的1：細胞機構 ・3回：血管病変・機能異常の治療標的2：分子機構 ・4回：血管病変・機能異常の治療標的3：古典的医薬から理論的創薬まで(斎藤 麻希博士[岩手医大・薬]を招聘) ・5回：血管病変・機能異常の治療標的4：n-3系多価不飽和脂肪酸の薬理活性と循環器疾患治療への応用(茅野 大介博士[日薬大]を招聘) ・6回：代謝症候群と医薬1：分子肥満学とアディポサイトカイン(専門分野の研究者を招聘) ・7回：代謝症候群と医薬2：代謝症候群と薬物治療(専門分野の研究者を招聘) ・8回：代謝症候群と医薬3：酸化・小胞体ストレスと生活習慣病(前田 智司博士[日薬大]を招聘) ・9回：代謝症候群と医薬4：膵島内分泌制御と糖尿病治療薬の分子細胞薬理学(専門分野の研究者を招聘) ・10回：医薬の相互作用の機構2：バイオメカニカルストレス反応と医薬の相互作用 <p>(33 吉門 崇/1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13回：医薬の相互作用の機構5：薬物トランスポーターを介した薬物相互作用とその予測 <p>(2 栗原 隆、16 千葉 康司、20 田邊 由幸/1回) (共同)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15回：まとめと総合討論 	オムニバス方式 共同(一部) 隔年

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
自由科目	食品衛生薬科学特論	<p>現在の我が国は、少子高齢化が加速しており、国民の誰しものが加齢とともに、食事などの生活習慣が要因となる種々の「未病」や「生活習慣病」に侵される健康不安を抱えている。社会では、食から健康の維持増進を図る気運が高まり、さらに、サプリメント、栄養機能食品および特定保健用食品などの健康食品が我々の生活環境の中に浸透してきた。食品の「機能性」の前提には、「有益性」および「安全性」が担保されていなければならない。本特論では、食品の機能をマイクロおよびマクロの両面ならびに有益性および安全性を化学、分子生物学および薬物動態学などの学問を基盤として包括的に解析する能力を習得することを目的とし、(1)食品と医薬品の相互作用食品、(2)最新の機器分析、および(3)データ解析技術などについて講述するとともに討論して知見を深める。</p> <p>(オムニバス方式/全15回)</p> <p>(1 曾根 秀子/2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5回：食品中の変異原・発がん物質とその阻害物質：食品中の変異原・発がん物質や抗変異原・抗発がん物質の毒性及び機能性作用を理解する。 ・6回：食品中の人為的有害物質：内分泌かく乱化学物質や放射線物質などの食品汚染物質の健康影響評価と摂取量との関係を理解する。 <p>(14 埴岡 伸光/2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回：栄養素：栄養素の消化・吸収・代謝とエネルギー産生の分子機序を理解する。 ・2回：食品-医薬品の相互作用：食品と医薬品の相互作用を薬物動態学、薬理学的および分子生物学・生化学の視点から理解する。 <p>(17 香川 聡子/2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回：食品中の微量元素と疾患：必須微量元素の有用性と有害性を理解する。 ・4回：食品汚染物質の健康影響評価手法：食品汚染物質による事故やその健康影響評価手法を理解する。 <p>(21 越智 定幸/2回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7回：腸内細菌叢と生体機能：腸内正常細菌叢と生体機能調節について、生物学的、微生物学的、免疫学的視点から理解する。 ・8回：バイオ食品とバイオ医薬品：有用微生物と微生物由来機能分子の作用機序を理解する。 <p>(24 速水 耕介/5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10回：食事摂取基準とその設定方法：タンパク質およびアミノ酸の摂取基準設定を例として、データ解析技術の重要性を理解する ・11回：構造活性相関と多変量解析：スクリーニングデータと化合物のDescriptor情報を用いた定量的構造活性相関を理解する。 ・12回：臨床試験におけるモデルベース解析：通常の見定手法およびモデルを用いた手法を理解する。 ・14回：食品成分の代謝と安全性：アミノ酸を中心に食品成分の代謝とその安全性について、科学的な課題とともに理解する（食品成分の代謝と安全性分野の専門家を招聘）。 ・15回：食品成分のトランスクリプトーム解析：DNAマイクロアレイを用いたトランスクリプトーム解析の概説から、これを用いた食品成分の研究を理解する（食品成分のトランスクリプトーム解析分野の専門家を招聘） <p>(25 大河原 晋/1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9回：食品成分と疾病予防：食品成分の機能を疾病予防の観点から理解する。 <p>(28 磯部 隆史/1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・13回：食品中の多糖類の機能：食品に含まれる食物繊維など多糖類が持つ人体への有益な機能を化学的に理解する。 	オムニバス方式 隔年

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
自由科目	レギュラトリーサイエンス特論	<p>創薬の最終段階の目標は、患者における疾患の治療である。特にヒトを対象とする臨床段階およびその準備のためのデータ収集では、行政による規制が必須である。また、創薬のグローバル化を支えているのは、規制であるといっても過言ではない。本特論では、創薬の各段階、すなわち探索、非臨床、臨床、承認および製造販売後における、規制および企業と行政の連携を実例と照らしながら学ぶ。</p> <p>(オムニバス方式／全15回)</p> <p>(2 栗原 隆／3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6回：バイオ医薬品の探索 ・7回：バイオ医薬品の開発 ・8回：バイオ医薬品の承認申請 <p>(12 山田 博章／9回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回：レギュラトリーサイエンスとは ・2回：ICH会議、最近の薬事行政について ・9回：医薬品医療機器総合機構における承認審査 ・10回：医薬品の承認審査事例（1） ・11回：医薬品の承認審査事例（2） ・12回：医薬品の承認審査事例（3） ・13回：医薬品の製造販売後の制度と基準 ・14回：製造販売後安全対策と医薬品リスク管理計画 ・15回：製造販売後の医薬品情報とその入手方法 <p>(16 千葉 康司／3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回：医薬品開発とICHガイドライン ・4回：First in Human試験について ・5回：薬物相互作用による問題事例とその対応 	オムニバス方式 隔年
	高度研究機器特別演習	<p>最新の研究機器を用いて、生物系及び分析系の研究の基礎となる主義を学び、機器の使い方を習得することで、創薬の基礎となる基本的な実験手法、手順を学ぶ。</p> <p>(オムニバス方式／全10回)</p> <p>(13 弓田 長彦／1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回：研究を始めるにあたって <p>(29 殿岡 恵子／1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10回：LC-MSの測定と解析 <p>(30 奥野 義規／1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6回：1Dおよび2D NMRの測定と解析 <p>(34 鰐淵 清史／1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9回：GC-MSの測定と解析 <p>(19 川嶋 剛、27 岩瀬 由未子、33 吉門 崇／2回) (共同)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回・3回：遺伝子技術 <p>(4 川嶋 芳枝、15 岡 美佳子、28 磯部 隆史／2回) (共同)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4回・5回：光学顕微鏡、電子顕微鏡、クライオスタット各機器の特徴と使い方 <p>(32 酒井 佑宜、35 増井 悠／2回) (共同)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7回：分子モデリング ・8回：分子軌道計算 	オムニバス方式 共同（一部）

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
自由科目	モデリング・シミュレーション演習	<p>医薬品の創製には莫大なコストと長い年月が必要である。しかし、その成功確率は極めて低い。この状況を改善すべく行政と企業は連携し、薬効および安全性の予測技術を高める政策を講じている。本演習では、製薬企業が探索段階の薬効および薬物動態予測に用いているソフトウェアを使用し、また、臨床段階の患者集団における薬効・安全性予測に用いる手法を、コンピューターを実際に使いながら演習形式で学ぶ。 (オムニバス方式/全8回)</p> <p>(16 千葉 康司/2回) ・2回：モデリング・シミュレーションの基礎2：クリアランスコンセプトを習得する。 ・5回：モデリング・シミュレーションの応用1：ファーマコゲノミクスについて習得する。</p> <p>(33 吉門 崇/3回) ・1回：モデリング・シミュレーションの基礎1：コンパートメントモデルを構築する ・3回：モデリング・シミュレーションの基礎3：インビトロからインビボの薬物動態の予測理論を理解する ・6回：モデリング・シミュレーションの応用2：薬物相互作用の予測原理を理解する。</p> <p>(16 千葉 康司、33 吉門 崇/1回) (共同) ・4回：モデリング・シミュレーションの基礎4：生理学的モデルについて理解する。</p> <p>(16 千葉 康司、26 岡田 賢二/1回) (共同) ・7回：モデリング・シミュレーションの応用3：母集団薬物動態解析法の概念を理解する。</p> <p>(16 千葉 康司、26 岡田 賢二、33 吉門 崇/1回) (共同) ・8回：モデリング・シミュレーションの応用4：母集団薬物動態・薬力学的解析の概念を理解する。</p>	オムニバス方式 共同 (一部)
	創薬有機化学特論	<p>医薬品創製の基盤である「有用化合物の探索・合成」について、基礎から専門的内容までの幅広い知識を修得する。代表的な医薬品や最新の研究成果から、創薬における化合物デザイン、標的化合物の合成手法・選択的合成法などについて学ぶ。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(6 塚本 裕一/4回) ・9回：複素環化合物の反応について ・10回：還元について ・11回：酸化について ・12回：カルボン酸、ケトン、アルコールなどの変換反応について</p> <p>(22 庄司 満/4回) ・1回：有機合成反応における選択性について ・2回：C=X 型結合への付加反応について ・3回：C=C 結合への付加反応について ・4回：sp³ 炭素上の置換反応について</p> <p>(32 酒井 佑宜/3回) ・13回：炭素-炭素結合生成によるエナンチオ選択的反応について ・14回：金属化合物を用いた官能基変換によるエナンチオ選択的反応について ・15回：有機化合物を用いるエナンチオ選択的反応について</p> <p>(35 増井 悠/4回) ・5回：カップリング反応について ・6回：メタセシスについて ・7回：π電子系の協奏的反応について ・8回：転位、脱離、開裂、および光化学反応について</p>	オムニバス方式

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
自由科目	分子生物学特論	<p>分子生物学の基礎的知識に基づき、タンパク質の構造と機能、遺伝子の発現調節機構などに関する研究を理解し、複雑な生命現象を分子レベルで解説することで医薬品創製の基礎となる生命活動を分子的な側面からの理解を深め、基礎的知識、研究方法、最新の研究成果について学ぶ。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(15 岡 美佳子/2回) ・4回・5回：タンパク質の構造と機能</p> <p>(19 川嶋 剛/12回) ・1回～3回：遺伝子とその発現制御機構（ゲノミクス及びエピジェネティクス） ・6回～8回：組換え医薬品、遺伝子治療、再生医療（専門分野の研究者を招聘） ・9回～11回：細胞情報伝達機構の構造、制御、および創薬への展開（専門分野の研究者を招聘） ・13回：網膜循環、網膜神経保護、cGMP関連の話題（専門分野の研究者を招聘） ・14回：ゲノムサイエンスの臨床への応用（シングルセル解析、大容量のゲノムデータの活用など）（油谷 浩幸（東京大学）を招聘） ・15回：計算機科学の創薬への応用（藤谷 秀章（東京大学）を招聘）</p> <p>(20 田邊 由幸/1回) ・12回：循環器疾患における血管収縮異常に関与するプロスタノイドの産生機構および標的細胞における働き。</p>	オムニバス方式
	システム生体機能学特論	<p>多くの生き物は細胞を分化させ細胞の役割を特化させることで役割を分担し、また協調することで生命活動を行なっている。多様な生物の生存戦略を知り、細胞、器官、組織の機能と形態を学び、さらに正常な生命活動のどこかが崩れたことによる疾病についても学ぶ。細胞生物学、機能形態学、薬理学、病態生理学などの幅広い知識を融合的に習得し研究に不可欠な問題発見能力と解決能力を身につけ、医薬品創製の基礎となる開発研究過程やその基本的考え方について理解するために、医薬品開発で重要な、細胞生物学、機能形態学、薬理学、病態生理学などの幅広い知識を融合的に習得し、さらに最新の研究成果について学ぶ。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(8 西崎 有利子/1回) ・4回：分化を制御する遺伝子と形態形成</p> <p>(10 高橋 哲史/1回) ・13回：幹細胞とガンの発生への幹細胞の関与</p> <p>(15 岡 美佳子/10回) ・2回：細胞による組織の構築 ・3回・5回～10回：システム生体機能に関する最近の研究の紹介（専門分野の研究者を招聘） ・14回・15回：水晶体の細胞生物学（竹鼻 眞（元慶應義塾大学教授）を招聘）</p> <p>(19 川嶋 剛/1回) ・12回：高熱細菌の生存戦略</p> <p>(20 田邊 由幸/1回) ・11回：血管機能異常における分子機構</p> <p>(31 酒井 裕子/1回) ・1回：分子接着と組織の特性</p>	オムニバス方式 隔年

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
自由科目	薬物動態学特論	<p>オムニバス方式の講義により薬物動態学、臨床薬物動態学および臨床薬理分野における最新の知識および情報を習得する。また、薬効および毒性の発現に動物種差・系統差、民族差および個体差が生ずる原因についての情報を薬物速度論的に解析、把握し、個別化医療を実際に行うための方法を提案できる基礎的能力を育てる。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(13 弓田 長彦/3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回：本講義は、薬物の体内での動きを定量的に表現する方法の習得を目的に薬物速度論の基礎となるコンパートメント理論・クリアランス理論を数学的手法も含めて解説する。 ・2回・3回：第1回の薬物速度論の応用編として多コンパートメントモデル解析、ラプラス変換を用いた式の誘導、デコンボリューション法による解析、モーメント解析等などについて解説する。 <p>(16 千葉 康司/3回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10回：クリアランスコンセプトと生理学的モデルを理/解する。 ・11回：クリアランスコンセプトによる薬物相互作用の予測について習得する。 ・15回：生物学的同等性試験の実際について習得する。 <p>(27 岩瀬 由未子/5回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4回：薬物の吸収、分布の基礎と応用 ・5回：薬物の代謝および排泄の基礎と応用 ・7回：薬物の消化管吸収；薬物の消化管吸収を理解するために必要な消化管の構造面、機能面での特徴を説明する。 ・8回：薬物の消化管吸収制御；難吸収性薬物の消化管吸収性改善のために行われている手法について説明する。 ・9回：薬物の代謝および代謝阻害；薬物代謝に関与する主な代謝酵素の一つであるシトクロムP450について説明し、シトクロムP450と不可逆的に反応して複合体を形成しCYPを不活性化する阻害がもたらす影響について説明する。 <p>(33 吉門 崇/4回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6回：薬物速度論の基礎と1-コンパートメントモデルを用いた血中濃度解析と最適投与計画への応用 ・12回：生理学的モデルによる薬物相互作用の予測について習得する。 ・13回：肝臓の細胞レベルと腎臓の細胞レベルを生理学的モデルに組み込む。 ・14回：モーメント解析法について習得する。 	オムニバス方式 隔年

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
自由科目	漢方薬学特論	<p>漢方の専門教育・研究を充実する一方で、薬学全体を俯瞰できる総合的な講義内容とした。漢方専門分野の中から複数の異なる視点から方法論を見出し、統合的視野、柔軟な探求精神、総合的判断力を備え、これからの学問的および社会的要請に応えることのできる人材育成を目標とする。本講義は、漢方の基礎理論や代表的な漢方処方を中心に講義する。漢方製剤に関する現代科学的なエビデンスも徐々に蓄積され、新たな有効性も見出されている。本特論では、それら最新の情報を紹介するとともに漢方研究の手法も併せて講義する。講義の構成は、座学のみではなく、e-ラーニングを使用した反転授業を取り入れ、双方向の参加型講義形式を採る。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(7 李 宜融/1回) ・4回：生薬の品質評価法</p> <p>(11 榑原 巖/9回) ・1回・2回：漢方の歴史（中国・韓国、日本）（専門分野の研究者を招聘） ・5回～7回：漢方理論（気血水、八綱・五臓、六経） ・11回～14回：漢方方剤論（基本方剤、理気・理血剤、利水剤、補剤・瀉剤）</p> <p>(18 梅原 薫/1回) ・3回：アジア周辺国の伝承医学</p> <p>(23 喩 静/3回) ・8回～10回：漢方診断（四診の基礎、弁証法の基礎、随証治療の基本）</p> <p>(7 李 宜融、11 榑原 巖、18 梅原 薫、23 喩 静/1回）（共同） ・15回：総合討論</p>	オムニバス方式 共同（一部）
	漢方・統合医療薬学特論	<p>漢方・統合医療薬学特論は漢方の専門教育・研究を充実する一方で、薬学全体を俯瞰できる総合的な講義内容とした。漢方専門分野の中から複数の異なる視点から方法論を見出し、統合的視野、柔軟な探求精神、総合的判断力を備え、これからの学問的および社会的要請に応えることのできる人材育成を目標とする。本講義は、21世紀の高齢社会において、漢方治療は現代医療と相互補完の形で応用され、漢方製剤の需要はますます高まっていく。本特論では、漢方薬学の応用面を重視し、オムニバス形式で、広範囲にまたがる専門知識と、現代医療における漢方の役割についても講義する。講義の構成は、座学のみではなく、e-ラーニングを使用した反転授業を取り入れ、双方向の参加型講義形式を採る。 (オムニバス方式/全15回)</p> <p>(11 榑原 巖/10回) ・1回～3回：漢方方剤論（理気・理血剤、利水剤、補剤・瀉剤） ・7回～11回：現代医療における漢方（急性熱性疾患、消化器領域、婦人科領域、がん化学療法、精神科領域）（専門分野の研究者を招聘） ・12回：漢方の経済的側面 ・14回：漢方研究の方法論（薬理的側面）（専門分野の研究者を招聘）</p> <p>(18 梅原 薫/1回) ・13回：漢方研究の方法論（化学的側面）</p> <p>(23 喩 静/3回) ・4回～6回：漢方診断の基礎（四診、弁証論治、随証治療）</p> <p>(11 榑原 巖、18 梅原 薫、23 喩 静/1回）（共同） ・15回：総合討論</p>	オムニバス方式 共同（一部）

科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
自由 科目	漢方薬学・生薬学 臨床演習	<p>漢方・統合医療薬学特論は漢方の専門教育・研究を充実する一方で、薬学全体を俯瞰できる総合的な講義内容とした。漢方専門分野の中から複数の異なる視点から方法論を見出し、統合的視野、柔軟な探求精神、総合的判断力を備え、これからの学問的および社会的要請に応えることのできる人材育成を目標とする。本講義は、21世紀の高齢社会において、漢方治療は現代医療と相互補完の形で応用され、漢方製剤の需要はますます高まっていく。本演習では、漢方調剤の実習を通し、漢方調剤の手技の修得、漢方医療の現状視察など、広範囲にまたがる漢方調剤に関する専門知識と手技の修得を目指す。</p> <p>(オムニバス方式/全10回)</p> <p>(7 李 宜融/1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回：生薬の品質評価法（鑑別法） <p>(11 榊原 巖/7回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回：漢方製剤の剤形 ・3回：漢方製剤の調合手技 ・4回：漢方医療機関の見学 ・5回：漢方調剤実習（散剤） ・7回：漢方調剤実習（丸剤） ・8回：漢方調剤実習（軟膏剤） ・9回：漢方製剤企業の見学 <p>（2回～5回、8回は、専門分野の研究者による実習）</p> <p>(23 喩 静/1回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6回：漢方調剤実習（湯液剤） <p>(7 李 宜融、11 榊原 巖、23 喩 静/1回)（共同）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10回：総合討論 	オムニバス方式 共同（一部）

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
必修科目	薬科学大学院特別講義	<p>外部からの招聘講師による「特別セミナー」において、各研究領域の第一線の研究に関する講演を他の専攻とともに聴講し、積極的な質疑を行う。その後、「①新規性は何か、②創薬の探索段階（化合物スクリーニングや分子設計など）で重視された点は何か、③医薬品開発の非臨床段階での重要な点は何か、④橋渡し研究の内容と成果は何か、⑤社会へのインパクトはどのようなものか」について薬科学専攻でグループ討論を行う。これらを通じて、各自および周囲の研究テーマへの理解を深めるとともに、基礎科学技術の集約である医薬品そのものから生体の統合システムまで、創薬・医薬品開発に貢献するための幅広い分野の知識の充実を図る。 (全10回)</p> <p>(20 田邊 由幸/10回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回・2回：創薬化学領域の著名な研究者を招き、講演を聴く、その後グループディスカッションを行い理解を深める。 ・3・4回：ライフサイエンス領域の著名な研究者を招き、講演を聴く、その後グループディスカッションを行い理解を深める。 ・5・6回：ヘルスサイエンス領域の著名な研究者を招き、講演を聴く、その後グループディスカッションを行い理解を深める。 ・7回・8回：臨床薬学領域の著名な研究者を招き、講演を聴く、その後グループディスカッションを行い理解を深める。 ・9回・10回：漢方薬学領域の著名な研究者を招き、講演を聴く、その後グループディスカッションを行い理解を深める。 	-

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
必修科目	課題研究 (創薬化学領域)	<p>各教員が掲げる研究課題から一つを選択し、3年間にわたり研究を遂行する。その研究成果は、国内外の学会で発表し、英文学術雑誌（査読付き）に投稿することにより、研究の立案、遂行および解決・提案の能力を涵養する。</p> <p>(5 波多江 典之) 分子認識に基づいた薬物設計と有機合成により、実践的創薬について研究する。具体的には、計算機科学を用いた構造解析による分子設計、設計された分子の効率的合成法の開発、得られた化合物の活性評価と構造のリファインメントにより、生体内反応を制御する分子を創生することで、体系的な創薬研究を実践する。また得られた成果は、国内外の英文学術雑誌（査読付き）への投稿と、専門学会への発表により、高度な科学的専門性をもって問題を提示・解決する能力を醸成する。</p> <p>(6 塚本 裕一) 創薬のシーズとなる生物活性物質を有機合成化学により供給し、構造-活性相関研究を行うことで、その活性部位を明らかとする。特に、生物活性分子中に含まれる環状構造に着目し、遷移金属触媒および有機触媒を活用したエナンチオ選択的構築法を開発する。</p> <p>(22 庄司 満) 創薬における前臨床研究、特に医薬シーズの探索研究に必要な、生理活性化合物の革新的および効率的供給について研究する。具体的には、有機合成化学を活用した標的化合物の合成手法のデザインと実際の合成について研究する。国内外の英文学術雑誌への論文投稿と学会発表を目標とする。</p> <p>(32 酒井 佑宜) 創薬における前臨床研究、特に探索研究に有用な有機化合物の効率的創製について研究する。具体的には、有機合成化学を基盤とする生物活性物質の合成研究と構造活性相関研究を通じて、創薬研究に必要な有機合成化学の知識と技能を習得する。</p> <p>(34 鱒淵 清史) 有機合成化学および生物分子化学的手法を用い、生物活性物質と受容体との特異的相互作用の解明を研究する。具体的には、標的とする生物活性物質とその類縁体を合成するとともに、受容体との相互作用の解析について研究する。</p> <p>(35 増井 悠) 創薬関連研究において重要な役割を担うペプチド周辺化合物の設計及び合成法の開発について研究する。具体的には、生化学及び計算化学的見地から分子を設計、合成する。国内外の英文学術雑誌への論文投稿と学会発表を目標とする。</p>	-

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
必修科目	課題研究 (ライフサイエンス領域)	<p>各教員が掲げる研究課題から一つを選択し、3年間にわたり研究を遂行する。その研究成果は、国内外の学会で発表し、英文学術雑誌（査読付き）に投稿することにより、研究の立案、遂行および解決・提案の能力を涵養する。</p> <p>(4 川嶋 芳枝) ・ 個体発生、形態形成のメカニズムを分子から個体までの広い観点から解明することは、様々な疾患や発生異常の原因究明、再生医療分野の発展につながる。本研究課題では、脊椎動物の総排泄腔派生器官の形態形成機構の解明をめざして、複数のモデル生物を用いた比較発生学的な解析により関与分子群を同定し、それらの分子群の器官形成における機能を、培養した細胞・組織・器官および個体を用いて解析する。</p> <p>(8 西崎 有利子) ・ 遺伝子が原因となる先天性疾患については、近年原因遺伝子の同定が進んできているが、その発症の分子メカニズムが明らかになっていないものも多い。そこで、ヒトの疾患原因遺伝子のマウスホモログについて、マウスの器官形成過程における発現解析や機能解析を、発生物学的手法や分子生物学的・組織学的手法により行う。これらを通して、遺伝子の異常により器官発生に異常をきたすことで発症する分子メカニズムを明らかにし、将来的に、治療や症状改善の手がかりとなる知見を得ることを目指す。</p> <p>(9 浅井 将) アルツハイマー病はアンメット・メディカル・ニーズの高い代表疾患であり、原因仮説が提唱されたものの、依然として根本的治療薬が存在しない。そこで、早期からアルツハイマー病を発症するダウン症者に着目し、トリソミーになっている21番染色体に存在するアルツハイマー病増悪因子の作用機序を明らかにし、これまでとは異なる標的に対する新規アルツハイマー病の治療薬の創製を行う。</p> <p>(10 高橋 哲史) 消化器は消化・吸収を司る重要な組織であるが、分子機構の詳細が明らかとなっていない疾患も多く存在する。培養細胞を用いた分子生物学的手法および実験動物モデルを用いた解析により、胃粘膜傷害や消化器がんなどの各種消化器疾患について、遺伝子多型と病態発症との関係を解析する。また、得られた解析結果を基に、消化器疾患を標的とした創薬研究を行う。</p> <p>(15 岡 美佳子) 組織や細胞の機能が正常であるためには、遺伝子の発現、分子間の相互作用、細胞-細胞間相互作用など全ての段階で細かく制御されている。そしてどの段階が崩れても疾病が発症する。神経や水晶体などを用い、正常な機能維持機構、うつ、アルツハイマー、白内障など疾病の発症機序、予防薬の探索などをモデル細胞、モデル動物を用い分子生物学的手法、生化学的手法および組織学的手法で探索、解析、研究を行う。</p> <p>(19 川嶋 剛) 生物が正常な構造と機能を維持するためには、ゲノムにコードされた遺伝子群の中から適切な遺伝子を選択する転写調節のネットワーク構造が重要な制御段階である。転写制御機構と疾患の発症の関連を理解するために、真核生物型転写制御機構を有する古細菌を用いて個々の遺伝子を制御する真核生物型転写制御様式の祖先系を、分子生物学的手法、生物情報科学的手法により解析し、転写制御相互の制御ネットワークを解明することを研究課題として研究指導を行う。</p> <p>(20 田邊 由幸) 局所的な血行力学刺激の亢進と炎症が合併する肺高血圧および脂肪組織の病的肥大化を中心題材とし、病態肺動脈や肥大化脂肪組織での病的変化にともなう内分泌因子、メカニカルストレス応答性の接着因子・受容体・チャネルと細胞内シグナルと細胞間相互作用の変化に関わる責任分子を同定し、それらの機能解析と薬物制御を行うことにより、新規の薬物治療標的を提示する研究を行う。</p>	-

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
必修科目	課題研究 (ヘルスサイエンス領域)	<p>各教員が掲げる研究課題から一つを選択し、3年間にわたり研究を遂行する。その研究成果は、国内外の学会で発表し、英文学術雑誌（査読付き）に投稿することにより、研究の立案、遂行および解決・提案の能力を涵養する。</p> <p>(1 曾根 秀子) 健康の維持と増進には、生活様式、環境、生物学的個人差を考慮にいたした予防法プレジジョンプリベンションが重要である。そのために、分子・細胞生物学や情報科学などの手法を用いて、環境や食品中の化学物質の生物応答性を理解し、健康の予防策を開発する。この研究を通じて、生体における毒性発現機構の初期応答が、発がん、生殖・発生やさまざまな慢性疾患の早期検出につながる道筋を提案する。その提案を可能とする人材の育成を行う。</p> <p>(3 三浦 伸彦) 睡眠をはじめとした生命維持活動に概日リズムは必須の生体システムである。この概日リズムは夜間の光曝露により攪乱され、うつ病や発がんなどの様々な健康影響を誘発することが知られている。本研究では概日リズム攪乱が及ぼす生体影響を動物実験レベルから分子生物学レベルの手法を駆使して解析し、加えてその予防法を探る。</p> <p>(14 埴岡 伸光) 薬物代謝学を基盤にして、生活習慣病治療薬の薬効と副作用発現の個人差に関する研究を遂行する。そのために、生活習慣病治療薬が代謝を受ける肝臓および小腸の機能を想定した以下の研究を遂行する。1) 薬物代謝酵素の発現・機能の解析、2) 人工薬物代謝酵素の作製、3) 生活習慣病治療薬の代謝に関与する薬物代謝酵素およびその分子種の同定、4) 薬物代謝酵素の分子的・機能的多様性に基づく生活習慣病治療薬の代謝プロファイルの解析</p> <p>(17 香川 聡子) 化学物質の安全性・毒性の評価に関する研究は、創薬のための非臨床試験としても重要な課題の一つである。本過程では、化学物質の毒性発現機構およびその動物種差やヒト個体差のメカニズムを分子レベルで明かにする目的で、in vitro評価系構築を目指す。</p> <p>(21 越智 定幸) 耐性菌、新規病原菌の出現は感染症アウトブレイクの脅威となっている。本課程では、環境や患者由来の単離細菌の分子疫学的分析から細菌進化の動向について研究するとともに、発症機序が不明な病原菌の病態発症機序の解明を目指して細胞生物学的研究から生理活性毒性因子の同定及びその作用機序に関する基礎研究を行う。</p> <p>(24 速水 耕介) 創薬における臨床試験では、対照薬との比較で有用性が決定する。試験計画段階では、システマティックレビュー(SR)による対照薬の成績が重要となる。SRには情報検索技術、統計学的な解析技術、医学・薬学的知識など多様なスキルが要求される。本課題研究では、実践的なテーマを通じてSRの基本技術の習得し、さらに技術的な課題について研究活動を行う。</p> <p>(25 大河原 晋) ヒトの生活が物質的に豊かになり、多くの化合物が我々の生活を取り巻くようになるのと併せて、環境汚染の原因物質も多様化・複雑化してきている。特別研究では、培養細胞や実験動物を用いて、有害化学物質が生体に及ぼす影響を分子レベルで解析し、「人々の健康を守り、増進させていくこと」を目標とした研究指導を行う。</p> <p>(28 磯部 隆史) 内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質はリストアップされ、調査・研究が行われているが、人の健康や生態系への影響を完全に把握するところまでは至っていない。環境及び生態系への影響を配慮した新薬を開発する上で、このような化合物の生体内における挙動及び毒性の発現機構を明らかにすることは重要である。本研究課題では、酵素学的手法を用いた検討により体内動態ならびに毒性発現メカニズムの解明を目指す。</p>	-

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
必修科目	課題研究 (臨床薬学領域)	<p>各教員が掲げる研究課題から一つを選択し、3年間にわたり研究を遂行する。その研究成果は、国内外の学会で発表し、英文学術雑誌（査読付き）に投稿することにより、研究の立案、遂行および解決・提案の能力を涵養する。</p> <p>(2 栗原 隆) バイオ医薬品の臨床試験の効率化（サイズの縮小）を目的としたバイオマーカーの探索、非臨床試験からの薬物動態学的/薬物力学的解析による臨床試験の予見性向上を研究課題とし、研究指導を行う。研究課題の設定にあたり、研究課題に関する文献的調査、研究指導教員との議論を行う。</p> <p>(12 山田 博章) 本博士課程の課題研究においては、医薬品等の開発プロセス、承認申請・審査過程、製造販売後の安全対策等を題材に、科学技術を最適な形で人間及び社会に調和させる科学であるレギュラトリーサイエンスの手法の効果や問題点について、社会薬学的な観点も含め、国内外の行政情報やデータベースを利用して数値化し解析することにより明らかにする。</p> <p>(13 弓田 長彦) 薬効の増大を目的とする薬物の体内動態制御法およびドラッグデリバリーシステムの開発、がん治療における副作用軽減を目的とした物理エネルギー（超音波、レーザー光など）による薬物の抗腫瘍活性化を研究課題として研究指導を行う。</p> <p>(16 千葉 康司) 非臨床段階の医薬品開発においては薬効・副作用の予測精度が、臨床段階に入ってから成功確率に大きな影響を及ぼす。本課程では、非臨床段階で得られる薬効・副作用の予測に影響を及ぼす要因を抽出し、さらにその変動から、医薬品に依存せず生体側に依存する変動を抽出することを研究課題として研究指導を行う。</p> <p>(26 岡田 賢二) 本研究では生理学的薬物速度論（PBPK）解析と母集団薬物動態（PK）、母集団薬物動態－薬力学（PK-PD）解析を融合し、PKおよびPK-PDモデルから薬効および副作用の予測因子を特定する。構築したモデルによるシミュレーションを実施し、医薬品開発の早期段階で適用できる薬物応答性の予測ツールの構築を目指す。</p> <p>(27 岩瀬 由未子) ドラッグデリバリーシステムは薬物を必要なところへ必要な時、必要な量を送達するシステムである。効果的な薬物送達可能なシステムの構築は、創薬研究を間接的に発展させることにつながると考えられる。そこで、人体に対する安全性が確立されている超音波を用いて、この超音波の音響化学的作用を利用した難吸収性薬物の消化管吸収増大を目的とした新規薬物送達システムの開発研究を行う。</p> <p>(33 吉門 崇) 創薬の場において、医薬品や候補化合物の体内動態は、薬物代謝酵素やトランスポーターが関与する薬物相互作用や個人差（遺伝子多型や疾患等による機能変動）により変動し得る。本研究では、薬物のクリアランス概念を深く理解した上で、ヒトにおける体内動態の変動を定量的に解析する。一部のモデルパラメータはin vitro試験により得る必要があるため、in vitro-in vivo予測のための方法論（臓器内濃度予測法等）も併せて構築する。</p>	-

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
必修科目	課題研究 (漢方薬学領域)	<p>各教員が掲げる研究課題から一つを選択し、3年間にわたり研究を遂行する。その研究成果は、国内外の学会で発表し、英文学術雑誌（査読付き）に投稿することにより、研究の立案、遂行および解決・提案の能力を涵養する。</p> <p>(7 李 宜融) 近年、代替医療として漢方医薬への関心が高まっている。そのため、生薬を始めとする本草学・資源学・修治学をテーマとし、以下の課題研究を行い、人材育成を図る。1) 資源多様性からの新たな医薬素材の応用探索、2) 生薬の真偽鑑別・優劣評価の研究、3) 伝統医薬の古典本草考証、4) 民族伝統薬物の調査研究、5) 修治における薬膳の相関性及び応用</p> <p>(11 榊原 巖) 近年、医療で繁用されている漢方治療のうち、特に精神疾患や加齢に伴う病状は、社会的な問題となっている。これらの疾患に適応される漢方処方方をテーマとし、発症因子やメカニズムを解明するとともに、活性本体の特定を進める。得られた知見をもとに、漢方の新たな品質評価基準に応用するとともに、臨床における疾患との相関性を精査し、その要因を特定する。本課題を研究指導し、人材育成を図る。 ・薬効本体の特定とそのメカニズムの解明 ・新たな品質評価法の確立 ・臨床における有効性との相関性の検証</p> <p>(18 梅原 薫) 各地の薬用植物を用いた伝承用法を理解するために、in vitro 試験による有効性の解析や評価と、様々な分離手法を用いた有効成分の単離および単離化合物の機器分析データ解析による構造決定を行う植物化学的な研究を行う。これらの技術修得を通して、解明が十分でない伝承用法に科学的な根拠を提供できる人材の育成を図る。</p> <p>(23 喻 静) 老化に伴う疾患（動脈硬化、高血圧、痴呆等）は超高齢化社会を迎えた日本ではすでに社会問題となっている。これらの疾患と加齢による性ホルモンの分泌低下が大きな関連を持つことを我々は明らかにしてきた。しかし、未だ性ホルモンが関係する老齢疾病に対する治療法は確立されておらず、著効を示す西洋薬はない。唯一漢方薬の補剤と言われるものの中に可能性を見出してきた。本大学院ではこれらの研究を課題とする。漢方知識を習得しながら老年医学の研究に役立つ人材を育成し、超高齢化社会で健康寿命の伸長に貢献する。</p>	-

補足資料 学校法人都築第一学園 設置認可等に係る組織の移行表

令和2年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和3年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
横浜薬科大学					横浜薬科大学				
薬学部					薬学部				
健康薬学科(6年制)	60	—	360	→	健康薬学科(6年制)	60	—	360	
漢方薬学科(6年制)	120	—	720		漢方薬学科(6年制)	120	—	720	
臨床薬学科(6年制)	160	—	960		臨床薬学科(6年制)	160	—	960	
薬科学科(4年制)	30	—	120		薬科学科(4年制)	30	—	120	
計	370	—	2,160		計	370	—	2,160	
横浜薬科大学大学院					横浜薬科大学大学院				
薬学研究科					薬学研究科				
薬科学専攻(M)	8	—	16		薬科学専攻(M)	8	—	16	薬科学専攻(D) 6の設置(届出)
薬学専攻(4年制D)	3	—	12		薬科学専攻(D)	2	—	6	
	11	—	28		薬学専攻(4年制D)	3	—	12	
						13	—	34	
むろずみ幼稚園					むろずみ幼稚園				
計	90	—	90	→	計	90	—	90	

2 校地校舎等の図面

(1) 都道府県における位置関係の図面

神奈川県における位置関係



1 書類等の題名

最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面（本文2ページ）

2 出典

Google マップ

3 引用範囲

<https://www.google.co.jp/maps/place/%E6%A8%AA%E6%B5%9C%E8%96%AC%E7%A7%91%E5%A4%A7%E5%AD%A6/@35.3855867,139.4758877,14z/data=!4m5!3m4!1s0x6018504fadf8ea8f:0x397f706c359a0211!8m2!3d35.3847165!4d139.4940189?hl=ja>

4 その他の説明

本学への最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間を示すため地図上に所要事項を記入した。

3 学 則

横浜薬科大学大学院

学 則 案

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この学則は、横浜薬科大学（以下「本学」という。）学則第4条の2の規定により、横浜薬科大学大学院（以下「本大学院」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 本大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、深い学識及び卓越した能力を培い、もって、文化の進展に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

第2章 薬学研究科

(薬学研究科)

第3条 本大学院に薬学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に薬科学専攻博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）および薬科学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）並びに薬学専攻博士課程（以下「博士課程」という。）を置く。

(課程の目的)

第4条 課程の目的は、次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

創薬学及び基礎薬学に関する精深な学識を有し、多様化する精密医療技術の進歩に則した新たな課題に継続的に取り組むとともに、基礎薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の研究者・技術者を育成する。

(2) 博士後期課程

創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術を研究・開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の科学者を育成する。

(3) 博士課程

医療薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、高齢化や少子化を背景とした地域医療における安全管理に基づく諸問題を解決できる、多角的かつ高度な医療薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、個々の患者に施す最適な医療とその薬物療法及びかかりつけ薬剤師を基軸とした地域医療に関する基礎的・医療薬学的研究を推進できる薬剤師及び薬学の科学者を育成する。

(収容定員)

第5条 本研究科の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

博士前期課程	入学定員 8名	収容定員 16名
博士後期課程	入学定員 2名	収容定員 6名
博士課程	入学定員 3名	収容定員 12名

第3章 研究科委員会

(研究科委員会)

第6条 大学院の教学に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べるために、本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

第4章 学年、学期および休業日

(修業年限)

第7条 博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とし、博士課程の修業年限は4年とする。

2 院生は、修業年限の2倍を超え在学（以下「在学年限」という。）することができない。

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

(1) 前期 4月1日から 9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日は次のとおりとする。ただし、国民の祝日および学園創立者記念日には式典または記念行事を行うことがある。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日

(3) 学園創立者記念日（10月20日）

2 次の期間は授業を休止する。

(1) 春季休業 3月中旬から 4月上旬まで

(2) 夏季休業 8月上旬から 8月下旬まで

(3) 冬季休業 12月下旬から 翌年1月上旬まで

3 前2項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に授業を休止し、または授業を行うことがある。

第5章 教育方法および授業科目

(教育方法)

第11条 本大学院研究科における教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等（以下「研究指導」という。）により行う。

(授業科目)

第12条 授業科目、配当単位数および履修方法は別表－1、別表－2および別表－3のとおりとする。

第6章 課程修了要件

(博士前期課程修了要件)

第13条 博士前期課程の院生は、本大学院に2年以上在学し、総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士前期課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程修了要件)

第13条の2 博士後期課程の院生は、本大学院に3年以上在学し、総計16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士後期課程の目的に応じ、博士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士前期課程と博士後期課程を合わせて4年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了要件)

第14条 博士課程の院生は、本大学院に4年以上在学し、総計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(単位認定)

第15条 本大学院の授業科目を履修し、当該科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 履修した授業科目の試験は、学期末または学年末に行う。ただし、平常の成績または報告をもって代えることができる。

3 試験の成績は、優・良・可及び不可とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。不合格となった科目については、再試験を行うことがある。

4 本大学院に入学する前に他大学院において履修した授業科目について、修得した単位を本大学院において履修したものとして、10単位を超えない範囲で認定することができる。

5 本大学院の科目等履修生であった者が本大学院に入学した場合は、本大学院で履修したものとして、10単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文)

第16条 学位論文は、専門分野における深い学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とし、これを公開する。

- 2 学位論文の審査は、研究科委員会に設置された論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）で行い、委員については研究科委員会の意見を聴いて学長が任命する。
- 3 修士論文の審査委員会は、その論文内容に関連した授業科目を担当した教員から主査1名、副査1名以上で構成する。
- 4 博士論文の審査委員会は、その論文内容に関連した授業科目を担当した教員から主査1名、副査2名以上で構成する。
- 5 前2項の規定に関わらず、審査委員（副査）には、学外のその論文に関連した有識者を含めることができる。
- 6 学位論文の合否評価は、審査委員会の報告に基づき研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

（最終試験）

第17条 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ学位論文の審査に合格した者について行う。

- 2 最終試験は、学位論文を基に、これに関連する授業科目について筆記または口頭により、審査委員会がこれを行う。

（課程修了の認定）

第18条 博士前期課程の修了は、第13条の要件を満たした者に対し、これを認定する。

- 2 博士後期課程の修了は、第13条の2の要件を満たした者に対し、これを認定する。

- 3 博士課程の修了は、第14条の要件を満たした者に対し、これを認定する。

第7章 学位の授与

（学位の授与）

第19条 本大学院において、博士前期課程修了の認定を受けた者に対しては修士（薬科学）を、博士後期課程修了の認定を受けた者に対しては博士（薬科学）を、博士課程修了の認定を受けた者に対しては博士（薬学）の学位を授与する。

第8章 入学、再入学、休学、復学、退学、転学および留学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は学期始めとする。

(入学資格)

第21条 本大学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 博士前期課程

ア 大学を卒業した者

イ 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者

カ その他、本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた22歳以上の者

(2) 博士後期課程

ア 修士(薬科学または薬学)の学位を有する者

イ 理科系大学大学院において修士の学位を得た者

ウ 外国において、前号の学位に相当する学位を授与された者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

(3) 博士課程

ア 大学の薬学部(修業年限6年)を卒業した者

イ 大学の医学部、歯学部、獣医学部(修業年限6年)を卒業した者

ウ 修士の学位を有する者

エ 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

オ 文部科学大臣の指定した者

カ その他本大学院において、修業年限6年の薬学、医学、歯学または獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた24歳以上の者

(社会人の入学)

第22条 社会人として博士前期課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学

後も引き続きその身分を有する者で、第21条第1号のいずれかに該当するものとする。

- 2 社会人として博士後期課程または博士課程に入学できる者は、企業等に所属し、入学後も引き続きその身分を有する者で、第21条第2号または第3号のいずれかに該当するものとする。
- 3 第21条の規定の他、必要な事項は別途定める。

(入 学)

第23条 第21条または第22条の各号の一に該当し、かつ本学所定の選考に合格した者について、入学を許可する。

- 2 入学選考の方法は別にこれを定める。

(再入学)

第24条 本大学院を退学した者または除籍された者（第34条第2項から第4項に該当する者を除く。）で再入学を希望する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。

- 2 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して第7条に規定する在学年限を超えることができない。

(転入学)

第25条 他の大学院の院生で、当該大学の許可を得て本大学院に転入学を希望する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて学長が転入学を許可することがある。この際、必要に応じ、転入学試験を課すことがある。

(入学、再入学または転入学の取消)

第26条 入学、再入学、転入学を許可された者が正当な理由なくして所定の期日までに前条の手続きが完了しないときは、その許可を取り消す。

(休 学)

第27条 病気その他止むを得ない理由により2か月以上学修する者が理由を具し、保証人連署で願い出れば研究科委員会の意見を聴いて、学長が休学を許可する。

- 2 病気を理由とする場合は、休学願に医師の診断書を添えなければならない。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合はさらに1年以内に限り休学することができる。
- 4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 5 休学の期間は、在学期間に算入しない。
- 6 休学期間中は、学費を減免することがある。

(復学)

- 第28条** 休学していた者が復学をする場合は、休学事由の消滅した理由を具した保証人連署の復学願を提出し、研究科委員会の意見を聴いて学長の許可を得なければならない。
- 2 休学の事由が病気の場合は、復学願に医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

- 第29条** 退学を希望する者が理由を具し、保証人連署で願い出れば研究科委員会の意見を聴いて、学長が退学を許可する。

(転学および留学)

- 第30条** 他の大学院へ転学しようとする者が、理由を具し、保証人連署で願い出れば、研究科委員会の意見を聴いて、学長が転学を許可する場合がある。
- 2 外国の大学院で学修（以下「留学」という。）しようとする者が、理由を具し、保証人連署で願い出れば、研究科委員会の意見を聴いて、学長がその学修を許可する。

(満期退学)

- 第31条** 博士後期課程に3年以上、若しくは博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学を申し出た者は満期退学とする。
- 2 満期退学を希望する者は、所定の期日までに論文指導教員の承認を経て、学長に届け出なければならない。

(満期退学の再入学)

- 第32条** 満期退学した者が、学位論文の作成を目的として論文計画書を付して再入学を願い出たときは、退学後3年以内に限り、研究科委員会の意見を聴いて学長が再入学を許可することがある。
- 2 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して第7条に規定する在学年限を超えることができない。

第9章 入学検定料、学生納付金及び論文審査料

(入学検定料及び学生納付金)

第33条 本大学院の入学検定料及び学生納付金（以下「学納金」という。）

は、別表－4のとおりとする。

- 2 入学検定料及び学納金は、定める期日までに納付しなければならない。
- 3 納付期間内に学納金を納付することができない場合は、その都度、学長に納付猶予願を提出し、その許可を得なければならない。
- 4 一旦納付した入学検定料及び学納金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(論文審査料)

第34条 学位授与に係る学位論文の論文審査料は、別表－5のとおりとする。

- 2 一旦納付した論文審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第10章 除籍および賞罰

(除 籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- 1 正当な事由がなく学費を滞納し、督促を受けても所定期日までに納入しない者
- 2 第7条に規定する在学年限を経過した者
- 3 第27条に規定する休学期間を超過した者
- 4 死亡が確認された者

(表 彰)

第36条 院生が、他の模範となる行為のあった場合は、研究科委員会の意見を聴いて学長がこれを表彰することがある。

(懲 戒)

第37条 院生が、学則および諸規程に背き学校の秩序を乱し、その他院生としての本分に反する行為があった場合、研究科委員会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

- 2 懲戒は譴責、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する院生に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱した者
- (5) その他、院生の本分に反した者

第 1 1 章 職員組織

(教員組織)

第 3 8 条 本大学院の研究指導は、本大学院に属し、教員資格を有する教授が担当する。ただし、学長が必要と認めるときは准教授または講師に担当させることがある。

- 2 本大学院の教員資格に関する審査については、別に定める。
- 3 本大学院に研究科長を置く。研究科長は大学院に関する校務をつかさどる。

(事務職員の配置)

第 3 9 条 本大学院に事務職員を置く。

第 1 2 章 科目等履修生、委託生、研究生および留学生、外国人学生、特別聴講学生、特別研究学生

(科目等履修生)

第 4 0 条 本大学院の授業科目の一部について、本大学院の院生以外の者で1または複数の授業科目の履修を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて学長が履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生として履修した科目について、本学則第 1 5 条の規定に基づき単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生として単位を取得した場合は、本人の請求により成績証明を交付する。

(委託生)

第 4 1 条 国、地方公共団体または公共の機関から、本大学院の特定の授業科目について、委託生の願い出があるときは、正規院生の授業および研究に妨げのない限り、選考のうえ受け入れる。

(研究生および留学生)

第 4 2 条 本大学院において、特定の研究を行うことを希望する者がいるときは、正規院生の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前条以外の機関から派遣される者がいるときは、前項に準じて留学生として入学を許可することがある。

(外国人学生)

第 4 3 条 本学則第 2 1 条に定める入学資格を持ち、かつ外国公館の証明のある外国人に対しては、選考のうえ入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第 4 4 条 他の大学院の院生で、本大学院の授業科目の聴講を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長が特別聴講学生として聴講を許可することがある。

(特別研究学生)

第 4 5 条 他の大学院の院生で、本大学院の研究指導を希望する者に対しては、正規院生の授業または研究に支障のない限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長は特別研究学生として履修を許可することができる。

(納付金)

第 4 6 条 科目等履修生、特別研究学生及び委託学生の学生納付金は、別表－6 のとおりとする。ただし、教育・学術協定を締結した大学の特別研究学生は免除することができる。

(学則の準用)

第 4 7 条 本大学院学則は、特に定めるもののほか、科目等履修生、特別研究学生、委託生、研究生及び留学生にも準用する。

第 1 3 章 自己点検・評価

(自己評価等)

第 4 8 条 本大学院は、第 2 条の目的および社会的使命を達成するために、教育

研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上および活性化を図るものとする。

2 自己点検・自己評価に関する規程は、別に定める。

第14章 雑 則

(本学学則の準用)

第49条 本学則で規定のない事項のうち必要な事項については、本学学則の規定を準用する。

(改正及び廃止)

第50条 この学則の改正及び廃止は、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

薬科学専攻 博士前期課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
共 通 選 択 科 目	ケミカルバイオロジー特論		2	
	応用薬理学特論		2	
	食品衛生薬科学特論		2	
	レギュラトリーサイエンス特論		2	
	高度研究機器特別演習		1	
	モデリング・シュミレーション演習		1	
創 薬 コ ー ス	創薬有機化学特論		2	
	分子生物学特論		2	
	システム生体機能学特論		2	
	薬物動態学特論		2	
	薬科学大学院特別講義		1	
漢 方 薬 学 コ ー ス	漢方薬学特論		2	
	漢方・総合医療薬学特論		2	
	漢方薬学・生薬学臨床演習		1	
共 通 必 修	薬科学研究論文	4		
	課題研究	16		
合 計		20	24	

2 履修方法

大学院に2年以上在学し、共通必修科目20単位に加え創薬コース5単位以上または漢方薬学コース5単位を修得し、さらに共通選択科目から5単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。

薬科学専攻 博士後期課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	自由	
自 由 科 目	ケミカルバイオロジー特論		2	
	応用薬理学特論		2	
	食品衛生科薬学特論		2	
	レギュラトリーサイエンス特論		2	
	高度研究機器特別演習		1	
	モデリング・シュミレーション演習		1	
	創薬有機化学特論		2	
	分子生物学特論		2	
	システム生体機能学特論		2	
	薬物動態学特論		2	
	漢方薬学特論		2	
	漢方・総合医療薬学特論		2	
	漢方薬学・生薬学臨床演習		1	
必 修 科 目	薬科学大学院特別講義	1		
	課題研究	1 5		
合 計		1 6	2 3	

2 履修方法

大学院に3年以上在学し、共通必修科目16単位を修得しなければならない。

自由科目は、他の大学院修士課程等を修了し、本学薬科学専攻博士前期課程の科目を履修していない者が、これらの科目を履修できるように設定するもので、博士前期課程の選択科目と同一である。

薬学専攻 博士課程

1 授業科目及び単位

科目 区分	授 業 科 目	単 位		備 考
		必修	選択	
選 択 科 目	分子薬科学特論		2	
	バイオリジクス創薬特論		2	
	臨床生化学特論		2	
	臨床薬理学特論		2	
	臨床薬物送達学特論		2	
	臨床薬物評価学特論		2	
	分子衛生薬学特論		2	
	漢方医療薬学特論		2	
	総合医療薬学特論		2	
	ファーマコメトリクス演習		1	
精密分析機器特別演習		1		
必 修 科 目	臨床薬学大学院特別講義	1		
	課題研究	20		
合 計		21	20	

2 履修方法

大学院に4年以上在学し、必修科目21単位および選択科目9単位以上、合計30単位以上修得しなければならない。

別表－4

(入学検定料及び学生納付金)

種 別		金 額	備 考
入学検定料		30,000円	
学 生 納付金	入 学 金	300,000円	(注)
	授 業 料	800,000円	
	施設充実費	300,000円	2年次以降

(注) 本学学部卒業生及び本学博士前期課程修了者は、入学金を免除する。

別表－5

(論文審査料)

区 分	金 額	備 考
修 士 論 文	10,000円	
博 士 論 文	100,000円	

別表－6

(科目等履修生等納付金)

項 目	納 付 金 額 (月額)
科目等履修生	1件または1科目につき、10,000円
委 託 生	
研 究 生	
留 学 生	
特別研究学生	
外 国 人 学 生	第33条を適用

横浜薬科大学大学院

研究科委員会規程

(設置)

第1条 横浜薬科大学大学院に、研究科委員会を置く。

(構成)

第2条 研究科委員会は、研究科長以下の専任の教授をもって構成する。

2 学園総長、学園副総長、学長、副学長及び学長補佐は、必要に応じ研究科委員会に出席することができる。ただし、議決権は有しないものとする。

(議長)

第3条 研究科委員会は、学長または研究科長が招集する。

2 研究科委員会に議長を置き、研究科長または学長が指名した者をもって充てる。やむを得ない場合、あらかじめ研究科長の指名する構成員をもって議長に充てる。

(議決)

第4条 研究科委員会は構成員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 研究科委員会の議事は、出席した構成員の3分の2以上の賛成で決する。

(審議事項)

第5条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 院生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 院生の再入学、転入学、休学、復学、退学、満期退学、除籍、転学および留学に関する事。

(4) 教育課程に関する事。

(5) 教員の資格審査に関する事。

(6) 学則及び諸規程に関する事。

- (7) 研究に関すること。
 - (8) 学位論文の審査に関すること。
 - (9) その他、重要な事項に関すること。
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議するとともに学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(論文審査委員会)

第6条 学位論文を審査するため、研究科委員会に論文審査委員会を置く。

- 2 大学院学則に規定する構成員をもって論文を審査し、その結果を研究科委員会に報告するものとする。

(議事録)

第7条 議長は、研究科委員会の開催の場所および日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

(改正及び廃止)

第8条 この規程の改正及び廃止は、理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

4 設置の趣旨等を記載した書類

目 次

- 1 設置の趣旨及び必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称・・・・・・・・・・ P 5
- 3 教育課程の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・ P 5
- 4 教員組織の編成の考え方及び特色・・・・・・・・・・ P 10
- 5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件・・・・・・・・ P 11
- 6 施設・設備等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 7 大学院専攻領域と既設の学部との関係・・・・・・・・・・ P 16
- 8 入学者選抜の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
- 9 管理運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 10 自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 11 情報の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19
- 12 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等・・・・・・・・ P 20

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置に関わる社会的背景

ア 本学の開学から大学院薬科学専攻博士後期課程の設置計画とその理由

本学は、平成18年に、薬剤師教育を目標とする健康・漢方・臨床の6年制3学科を有する薬学部単科大学として開学し、平成27年には、創薬に焦点をあてた4年制薬科学科を設置した。更に平成31年には大学院薬学専攻博士課程及び薬科学専攻修士課程を開学し、令和3年3月には薬科学専攻修士課程の修了者を輩出する見込みである。本学では、この時期に合わせ、令和3年4月に薬科学専攻博士後期課程の設立を計画している。

本学では、開学以来学校法人都築第一学園の掲げる『個性の伸展による人生練磨』を建学の精神として、自己の専門性に目覚め、アイデンティティを確立させ、生涯をかけて自己の完成に向けて練磨していくことを教育の理念としている。この概念のもと、以下の3点を教育理念の趣旨と位置付けている。

- ① 「個性」の持つ独自性に関わる独創性、独創性に最も高い価値を置く（個性の伸展）。
- ② 高度専門職、天職としての自己の社会的使命を自覚することを目指す（個性の伸展）。
- ③ 生涯に亘る自己実現を達成する（人生練磨）。

昨年度開学した本学大学院においても、同じ建学の精神と教育の理念のもと、5名の薬科学専攻修士課程、5名の薬学専攻博士課程の大学院生が入学し、日々独創性を磨きながら、高度専門職を目指し、自己の実現に向けて研鑽を積んでいる。

近年、医療を取り巻く科学技術の進歩はめざましく、薬学の分野も長足の進歩をとげ、日進月歩の医療技術革新によって次々と新しい治療薬や医療技術が生み出されている。一方、同じ疾患の罹患者でも医薬品の効果や副作用の発現は異なる。その原因について、蛋白レベルそして遺伝子レベルから解明され始め、次々と明らかになった遺伝子発現のメカニズムは、医療現場において利用されるようになった。このように、現代医療は“個の医療”が原則であり、本学大学院においても、“薬物治療の患者個別化”を推進し、“個の医療”を治療はもとより創薬にまで適用し大学院教育カリキュラムを策定している。

本学薬学部では、医療人教育として、人の苦しみが分かる“惻隱の心”を持つ薬剤師教育に重点を置いている。昨年、臨床研究に対する信頼を確保すべく臨床研究法が施行された。今や医療人のみならず生命を扱う創薬研究者においても、“惻隱の心”が意味する倫理観は重要になっている。本学では、大学院教育においても“惻隱の心”の理念のもと、多くの規範を学修し、研究における倫理観を実践的に身に着けるカリキュラムとしている。

本学大学院は、幅広い専門知識に加えて、豊かな人間性と倫理観、国際感覚を兼ね備えた人材を世に送り出すという学部教育方針の延長にあり、“個の医療”の専門性、“惻隠の心”に基づく豊かな人間性と倫理観を醸成できる研究の場とするとともに海外交流も大学院教育にとりいれ、国際感覚を身に着けるカリキュラムとしている。

現在、本学大学院には、薬科学専攻及び薬学専攻の2種の専攻が設置されている。薬科学専攻では、創薬及び新医療技術の開発において、特に探索段階や非臨床段階において活躍する科学者の育成を目指している。現行では、薬科学専攻には修士課程のみが設置され、令和3年3月に最初の修士修了者を輩出する。一方薬学専攻では、臨床開発段階を含む臨床現場において活躍する薬学の科学者を育成する。

本学では、平成31年の薬科学専攻修士課程の設置申請時に、既に薬科学専攻博士後期課程の設置を構想し現行の大学院の設置申請書にその旨の計画について記載した。この計画に従い、令和3年の最初の薬科学専攻修士課程修了時に合わせ、同年4月の薬科学専攻博士後期課程設置の届出に至った。このため博士後期課程開学時には修士課程は博士前期（修士）課程と名称変更する予定である。

イ 5つの研究領域における大学院教育

本学薬学部における健康・漢方・臨床の6年制3学科の設置は、人の健康状態を三つの状態に分けた概念からなる。すなわち『健康で元気に生活をしている状態』、『体調の変化等、病気が発症する前の状態』、『疾患に罹患した状態』であり、それぞれに特色を持つ専門性のある薬剤師教育を行なっている。この健康・漢方・臨床の3学科の教育組織を大学院にも反映すべく、現行の薬科学専攻修士課程及び薬学専攻博士課程のどちらにも同じ5つの研究領域を設置した。すなわち健康に重点を置く『ヘルスサイエンス領域』、漢方の『漢方薬学領域』、最新医療を中心とする『臨床薬学領域』、これに加え、4年制薬科学科に由来する基礎薬学からの創薬に重点を置く『創薬化学領域』及び『ライフサイエンス領域』である。

この5つの領域の研究の目指すところは“個の医療”である。現代の医療の基本は、個別化医療であり、創薬段階においてはもとより治療の段階でも多くの臨床検査が実施され、個人を特定できる遺伝子までもが、処方のための個別化を目的に検査の対象となっている。その個別化の目的は、薬効のみならず、副作用の軽減、更には健康維持をも期待するものである。特に創薬段階では、医薬品開発の初期段階にまで遡り、創薬化学やライフサイエンスなどの基礎薬学の最新技術と融合し、薬効・副作用の予測技術を発展させている。

本設置届出にあたる薬科学専攻博士後期課程にも、薬科学専攻博士前期（修士）課程からの継続的な研究を考え、また、臨床段階を主に扱う薬学専攻への橋渡し

も考慮し、この5つの研究領域を設置する構想である。

ウ グローバル化時代の大学院教育

本学は、アジア地域はもとより欧州や米国にも、学生の留学先を確保し、本学の海外提携校は、今や16校に及ぶ。

【資料1 本学の海外提携校一覧】

既に学部教育では、英国、米国、韓国、台湾には、毎年、短期留学生を送り、また、最近では、海外からの短期留学生を受け入れる等、国際感覚を身に着ける環境が整備されている。現行の大学院においては外国人を受け入れ、グローバル化時代にあった研究環境が提供されている。

エ 本学大学院の地理的重要性

本学は、国際都市横浜にあり、首都東京にも隣接する地域に位置する。近隣には、大手製薬企業の研究所が複数あり、更に移転計画も発表されている。また、理化学研究所、湘南アイパーク、殿町ライフイノベーションセンターがあり、政府研究機関及び主要製薬企業、更にベンチャー企業の研究拠点が集約されている。

既に本学は「横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク」に参加し、バイオベンチャーとの連携による成長モデルの形成を目指し、**Bio Venture Alliance**に加盟し活動している。

【資料2 神奈川県内の研究施設資料】

【資料3 横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク資料】

本届出により設置を予定している薬科学専攻博士後期課程では、主に医薬品開発における探索及び非臨床段階の研究領域を中心とする。多くの公的な研究施設や主要製薬企業及びベンチャー企業が研究拠点を本学周辺に置いていることから、本学との共同研究などによる交流、また、就業先を研究の場としながら本学にて学修する社会人大学院生の本学への入学も期待できる。

(2) 薬科学専攻博士後期課程の学位授与の方針と他の大学院課程の関係

本設置届出における大学院薬科学専攻博士後期課程は、現行の薬科学専攻修士課程からの連続的な教育研究の場とした位置付けである。また、本学大学院には、薬学専攻の博士課程も設置され現在進行中である。以下に、それぞれの学位授与方針（ディプロマポリシー）を示す。

ア 現在進行中の薬科学専攻修士課程の学位授与の方針（ディプロマポリシー）

現在進行中の薬科学専攻修士課程では、実践的な創薬及び新医療技術の教

育・研究の場とし、以下のディプロマポリシーを設定している。これらの能力及び態度を有する人材であり、所定の単位を修得した学生に修士（薬科学）の学位を授与する。

薬科学専攻：

- ・ 創薬学ならびに基礎薬学に関する精深な学識を有し、多様化する精密医療技術の進歩に則した課題に取り組むことができる人材。
- ・ 基礎薬学的知識を応用した新医薬品及び新医療技術を開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材。
- ・ 伝統医療、天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬・新医療技術に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる人材。

イ 設置予定の薬科学専攻博士後期課程の学位授与の方針（ディプロマポリシー）

薬科学専攻博士後期課程では、創薬及び新医療技術の開発における特に探索段階や非臨床段階において、精密医療を支える基礎・探索研究領域で活躍する科学者を、学位を授与する人材像としている。以下に示す能力及び態度を有する人材であり、かつ所定の単位を修得した学生に博士（薬科学）の学位を授与する。

薬科学専攻：

- ・ 創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療技術の進歩に則した新たな課題に挑戦する人材。
- ・ 薬学的知識を応用した新医薬品及び新医療技術を開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材。
- ・ 伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や新医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる科学者。

ウ 現在進行中の薬学専攻博士課程の学位授与の方針（ディプロマポリシー）

薬学専攻博士課程では、臨床開発及び精密医療を実施する医療現場で活躍する科学者を人材像としている。以下にディプロマポリシーを示す。

薬学専攻：

- ・ 医療薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むことができる人材。
- ・ 高齢化や少子化を背景とした地域医療における安全管理に基づく諸問題を

解決できる、多角的かつ高度な医療薬学研究能力を有する人材。

- ・ 個々の患者に施す最適な医療とその薬物療法及びかかりつけ薬剤師を基軸とした地域医療に関する、基礎的・医療薬学的研究を推進できる人材。

2 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本学が設置予定である専攻の名称及び学位の名称は下記のとおりである。

(1) 研究科名の名称

薬学研究科

[Graduate School of Pharmaceutical Sciences]

(2) 薬科学専攻博士後期課程

ア 薬科学専攻博士後期課程の名称

薬科学専攻博士後期課程

[Doctoral Course of Science in Pharmaceutical Sciences]

イ 薬科学専攻博士後期課程の学位の名称

博士（薬科学）

[Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences]

ウ 博士課程の名称及び学位の名称の理由

基礎薬学、創薬及び伝統医療の科学を深め、研究活動を自立して行い、新たな課題に挑戦する薬科学の科学者の養成を基本とすることによる。国内で、薬科学専攻を修了した博士に対してこの和文名称及び英文名称が使用されている。

3 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 大学院薬科学専攻博士後期課程の教育課程の編成について

本学が設置予定の大学院薬科学専攻博士後期課程は、同専攻の博士前期（修士）課程からの連続した教育編成を計画している。

現行の薬科学専攻修士課程では、新医薬品・新医療技術を創出する技能を有する研究者・技術者に加え、漢方医療を主軸とした伝統医療を取り上げ、未だ不明な漢方処方薬の薬効機序を現代医療に照らした上で解明し、新医薬品と漢方薬を合理的に融合し、提案できる技術者・研究者の養成も特色の一つとしている。

この2つの技術を涵養するために、講義科目に対しそれぞれ創薬コースと漢方薬学コースを設置し、創薬コースでは、個々の医療に対応できる創薬を目指し、その専門家として先導的役割が果たせるとともに、自ら得た経験をデータ化し、新たな副

作用や医療技術の発見に繋げられる能力を養成する教育課程としている。

薬科学専攻博士後期課程の講義科目としては、必修科目として薬科学大学院特別講義を配置し、課題研究の5領域からそれぞれ著名な科学者を学内外及び国内外から招聘し、大学院生はその講義を聴講する。講義後にはアクティブラーニング形式を取り入れたグループワークを設定し、大学院生自身が招聘科学者の研究を評価し自らの研究態度に照らす。

この科目は、博士前期（修士）課程の薬科学大学院特別講義及び薬学専攻博士課程の臨床薬学大学院特別講義と同時に開講される。それぞれ探索的な非臨床の研究分野、あるいは臨床開発や医療の研究分野等、本人の研究とは異なる観点から講演者の研究内容を評価し、グループワークにより相互に議論を深めることにより、広い視野による分析力を高め実践力を培う。また、議論を通じ、研究チームや医療チームに必要なマネジメントスキルを醸成することも目論む。更に、海外からの科学者を招聘することにより、グローバルな薬学に対応できる能力を涵養するための導入科目とする計画である。

薬科学専攻博士後期課程には、本学の薬科学専攻博士前期（修士）課程を修了した者以外にも、近隣の研究施設に勤務する研究者が、社会人として入学する可能性がある。博士後期課程は博士前期（修士）課程からの連続した教育編成であることから、この外部からの入学者に備え、本学博士前期（修士）課程の科目を自由科目として受講できるように配慮する計画である。

自由科目については、薬科学専攻博士後期課程では、博士前期（修士）課程のいずれの講義・演習科目も自由に選択することができる。この自由科目の制度は、学位の取得に必要な単位ではなく、博士後期課程の課題研究を実施するための知識や技術の習得を支援するためのものである（教育課程等の概要参照）。

薬科学専攻博士後期課程の課題研究（15単位）には継続的な研究体制を維持するために博士前期課程と同じ5領域を設置し、博士前期（修士）課程で涵養された研究能力を更に錬磨し、薬科学科学者を養成する教育編成とする計画である。この5領域は、本学設立時の健康、漢方、臨床に対応したヘルスサイエンス領域、漢方薬学領域及び臨床薬領域の3つの領域と、これらの基礎科学となる創薬化学領域及びライフサイエンス領域からなる。各課題研究領域はコースワークにより、中間的な領域や発展的な領域にも対応できる体制としている。

薬科学専攻博士後期課程では、創薬及び新医療技術の開発における、特に探索段階及び非臨床の開発段階で活躍できる研究者の育成を目的としている。医薬品開発では臨床上での薬効のある医薬品を目標にしていることから、探索・非臨床開発段階から臨床開発段階への橋渡し、いわゆるトランスレーショナルな領域も薬科学専攻に含む。例えば、探索段階や非臨床段階において得られた指標を用い、臨床段階での薬効を予測する研究も薬科学専攻に含まれる。また、医薬品が市場に出た後に、臨床明らかとなっ

た反応、すなわち臨床上の指標（バイオマーカー）を研究し新たな生化学指標を見出す課題や、市販後の医薬品を研究し新たな薬効を見出す課題、いわゆるドラッグ・リポジショニングは、創薬探索段階に含まれると考え、薬科学専攻の課題としている。この考え方は、遺伝子診断や再生医療などの新医療技術にも当てはまる。基礎科学を主軸とする創薬化学及びライフサイエンス領域はもとより、ヘルスサイエンス及び臨床薬学領域もこれらのトランスレーショナル領域を研究課題として設定できる。

漢方薬学領域では、すでに臨床で用いられているバイオマーカー（たとえば実証や虚証）を研究し、新たな生化学パラメータに置き換える研究を遂行することから、薬科学専攻に配置した。大学院生は伝統的バイオマーカーを学修し、その知識を生化学パラメータなどの現代医療のバイオマーカーに照らし、多くが未知である漢方薬の機序を解明する課題を扱う。更に現代医薬における分子レベルでの機序が明らかとなっている医薬品との併用、すなわち統合医療へと繋げることを目指す。

この5つの研究領域は、現行の薬学専攻博士課程の研究領域の区分と同じである。

医薬品開発は、探索段階の創薬から臨床段階、さらには製造販売後の品質管理・安全管理まで連続的である。一方、医薬品創出における成功確率は低下の一途を辿っている。その解決策として、創薬の早期段階からの薬効及び安全性の予測精度を上げることが重要な課題となっている。こうした観点から、各創薬段階における情報の共有化はシームレスであることが要求されている。

本大学院では、学部から続く設立の趣旨に基づき、健康、漢方、臨床、更に基礎薬学に重点をおいた創薬化学及びライフサイエンス（生命薬学）を加え5つの領域とした。このいずれの領域でも、基礎薬学を礎に応用薬学を通し最終的にはヒトでの効果を目指している。創薬は非臨床段階のみで成立するものではなく、トランスレーションやドラッグ・リポジショニングが重要視されている。各領域は探索と臨床を共に含み、シームレスな情報共有により研究を効率化すること、すなわち5つの課題研究領域が薬科学専攻と薬学専攻の情報共有の場となることが必要と考える。

本設置届出にて現行の薬学専攻博士課程に加え、薬科学専攻博士後期課程の設置を計画していることから、この2つの専攻における課題研究領域ごとの研究内容の相違について表1に例を示す。

表1. 薬科学専攻及び薬学専攻における5つの研究領域（ヘルスサイエンス、漢方薬学、臨床薬学、創薬化学、ライフサイエンス）における課題研究の相違を示す事例

課題研究領域	薬科学専攻	薬学専攻
ヘルスサイエンス	生活環境因子により惹起される疾病（シックハウス症候群など）あるいは生活習慣病における化学物質と生体内因子の相互作用の機序を解明するとともに、それらの <i>in vitro</i> ハイスクループト評価系を構築する。	シックハウス症候群などの生活環境因子により惹起される疾病あるいは生活習慣病について医療機関及び衛生試験研究機関と連携して、疫学調査研究（実態調査）を実施する。既報のデータと得られた結果を複眼的に解析し、生活環境に起因する疾病のリスク予測法を開発する。
漢方薬学	漢方薬や伝承薬物治療のうち、社会的な問題となっている感染症や精神疾患、加齢に伴う諸疾患をテーマとし、発症因子や漢方治療のメカニズムを解明するとともに、活性本体の特定を進める。得られた知見をもとに、臨床における疾患との関連性を見出す。	現在、社会的な問題となっている感染症や精神疾患、加齢に伴う諸疾患に焦点をあて、その疾患に対する漢方薬の有効性を調査（コホート研究など）し、基礎的な薬効との関連性を検討する。その知見をもとに現代医療における漢方や伝承薬物の意義を検証する。
臨床薬学	<i>In vitro</i> 実験を実施し、又は既報データを調査し、得られた実験値を生理学的薬物速度論モデルに組み込み、薬物相互作用を予測する。	臨床試験を実施又は既報の臨床データを用い、生体内因性物質の変化を指標として、薬物相互作用の簡易的な臨床試験法を開発する。
創薬化学	医薬シーズの探索的研究に必要な生理活性化合物を設計するとともに、これら化合物の効率的合成法を確立する。	医薬シーズとなりうる新規生理活性化合物の設計と効率的合成法の確立に加え、生理活性化合物の活性評価や診断に必要な各種プローブを開発する。

ライフサイエンス	白内障疾患のモデル動物を用いて、白内障改善、もしくは白内障発症抑制効果を持つ生薬由来成分のスクリーニングを実施し、医薬品や健康食品の開発につなげる。同時に薬効の機序を解明する。	医療施設と連携し、ある眼科系疾患の患者及び健康成人の涙液及び血液等を採取し、メタボローム解析を実施することにより、生体内因性の発症マーカーを探索する。また、生活習慣、摂取栄養の聞き取り調査より眼疾患抑制ファクターを探索する。
----------	--	--

(2) 新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－

平成17年に、中央教育審議会から「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」答申が発出された。この答申では、国際的に魅力のある大学院教育に向け、課程性大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導の確立のために、コースワークの充実・強化、円滑な博士の学位授与の促進、教員の教育・研究指導能力の向上のための方策の3つの取り組みが重要としている。

ア コースワークの充実・強化

薬科学専攻博士後期課程では、必修科目として薬科学大学院特別講義と課題研究の2科目を必修科目として配置した。薬科学大学院特別講義では、学内外及び国内外から招聘した著名な科学者の講義を聴講するとともに、グループワークにより大学院生自身が招聘科学者の研究を評価し、自らの研究態度に照らす。これにより広い視野による分析力を高め、また議論を通じ、研究チームや医療チームとの共同作業に必要なマネジメントスキルを修得する。この能力や態度はもう一つの必須科目である課題研究に活かされ、課題研究では、多様化する情報を集積・分析し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる能力を培う。また、研究活動を自立して行い、新たな課題に進んで取り組むとともに、その成果を自ら評価できる高度な薬学研究能力を修得する。このように2つの科目を必修科目とすることにより、学位取得のためのコースワークを形成している。

また、博士前期（修士）課程の演習・講義科目を自由科目として履修できる教育編成は、コースワークの位置づけではないが、入学後、課題研究の指導教員と大学院生の面談を通じ、課題研究に必要な知識や技術を修得するための機会の提供といえる。

中央教育審議会答申では、博士課程の短期在学コースの創設について検討を促している。本学大学院学則には、優れた業績を上げたものは、博士前期（修士）

課程及び博士後期課程を合わせて4年以上の在学期間をもって博士の学位が取得できる制度としている（学則第13条の2参照）。

イ 円滑な博士の学位授与の促進

中央教育審議会答申では、博士学位の質の確保及び標準修業年限内の学位授与の促進を示した上で、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位取得を希望する者が、大学院における研究指導の機会を得られやすくなるような仕組みを検討することとしている。本学薬科学専攻博士後期課程では、入学時に社会人枠入試制度を設け職場を研究の場とし、また現行の職務に関連性の深いテーマにて課題研究できる場合には、専門科目による入試の負担を軽減するなどの配慮をする計画である（9 入学者選抜の概要参照）。既に、現行の薬科学専攻修士課程及び薬学専攻の博士課程ではこの制度を実施している。また、教育課程の編成においても、必須科目である薬科学大学院特別講義は、土曜日に配置し、社会人が受講しやすいようする計画である。

ウ 教員の教育・研究指導能力の向上のための方策

現行の薬科学専攻修士課程及び薬学専攻の博士課程では、大学院指導教員の研究指導能力向上と、大学院生の学位授与の水準を確保すべく、年度末には進捗報告会を設定し、各大学院生は年度ごとに異なる領域の指導教員からアドバイスを受けられる体制としている。この制度を、薬科学専攻博士後期課程にも適用する計画である。

4 教員組織の編成の考え方及び特色

ヘルスサイエンス領域、漢方薬学領域、臨床薬学領域、創薬化学領域及びライフサイエンス領域の5つの課題研究領域において、研究指導にあたる予定の教員は全て博士号を有する本学大学院の専任教員であり、それぞれの専門領域において十分な研究業績を有し、かつ大学院研究指導経験を有する本学大学院の専任の教授又は准教授が配置されている。

また、大学院生の定員が2名と少数ではあるものの、選択できる領域は博士前期（修士）課程と同じ5領域と広範囲に設定し、各領域には薬科学専攻博士後期課程の専任教員を少なくとも1名を配置している。教員組織としては、薬科学専攻博士後期課程の専任教員10名に加え、本学薬学専攻博士課程の専任教員25名が兼任教員として薬科学専攻博士後期課程の研究指導にあたる体制をとり、創薬に関する様々な研究を可能にする体制とする計画である。年齢構成については、多くの研究指導教員は、大学院の完成年度までに定年を迎えることはない。

【資料4 専任教員の年齢構成・学位保有状況】

課題研究の指導は、各課題研究領域の教員が提示するテーマに従って指導教員ごとに実施されるが、同じ研究領域の教員が連携して多方面から評価し、当該担当教員の指導を支援する体制を予定している。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 薬科学専攻博士後期課程の教育方法

薬科学専攻博士後期課程における入学から修了までの教育プログラムの実施予定、履修モデル及び授業の配置をそれぞれ資料5及び資料6に示す。

【資料5 入学から修了までのスケジュール】

【資料6 履修モデル】

博士後期課程の定員は2名とし、幅広い課題研究の選択を可能とするとともに薬科学専攻博士前期（修士）課程の専任教員すべてを、専任教員または兼任教員として配置し連続的な教育体制を構築する。また、創薬における臨床フェーズの研究を重視する薬学専攻博士課程の教員も兼任教員として配置し、最終的には人に用いるとする創薬のゴールを明確にしながら探索・非臨床フェーズの研究ができる体制とする。

ア 課題研究科目の教育方法、履修指導及び研究指導の方法

大学院生に対し、入学時のガイダンスを実施し、科目の履修方法、取得すべき単位及び博士論文作成までの過程等、入学から修了までのスケジュールが周知された後、希望する研究課題領域と担当指導教員を申請する。大学院研究科委員会において、申請に基づき課題研究領域及び担当指導教員を決定する。

担当指導教員の指導の下で、大学院生は履修科目プランを作成し、研究課題の設定を開始する。大学院生は、研究課題の設定にあたり同じ領域の担当指導教員以外の助言も求めることができ、また、研究課題領域の指導教員は他の教員と相互に連携しながら、同じ領域の大学院生の研究の助言及び研究生生活の支援を行う。

大学院生は概ね1年次前期末までに研究テーマを設定し、課題研究を開始するように担当指導教員及び同領域の他の指導教員が支援する。

1～2年次の3月には5領域が合同で進捗報告会を開催し、大学院生の課題研究の進捗を、指導教員間で確認する。

課題研究は必修科目であり1～3年通して15単位が設定される。

イ 講義・演習科目の教育方法

薬科学大学院特別講義（1単位）は、必修科目であり、5つの課題研究領域の著名な研究者を大学内外、或いは海外より招聘し、課題研究の設定及び展開の材料になるように、1年次に設定した。

評価方法としては、現行の修士課程の評価方法に準じ、主に提出されたレポートに対して評価するものとし、受講して得た知識に自らの調査を加え、方向性を持った情報の集積力が身につけられるように計画している。

また、博士後期課程は、本学の薬科学専攻博士前期（修士）課程からの連続的なカリキュラムであることから、博士前期（修士）課程を修了した者以外の者にも対応すべく本学博士前期（修士）課程の科目を自由科目として受講できる制度とする。

自由科目は、創薬コースの5科目と漢方薬学コースの3科目、更に共通選択科目の6科目からなり、薬科学専攻博士後期課程では、いずれの科目も自由に選択することができ、大学院生は課題研究に対する必要性も鑑み、科目の内容について研究指導教員の助言を受けながら受講の有無及び選択科目を決定する。

評価方法としては、現行の薬科学専攻修士課程の評価方法に準じ、主に提出されたレポートに対して評価する。自由科目の単位は、修了に必要な単位としては加算されない。

ウ 修了要件

修了の認定を受けるために必要な修得単位数は、必修科目である薬科学大学院特別講義（1単位）及び課題研究（15単位）とする。

付与される単位は、薬科学大学院特別講義（1単位）については90分、8コマを1単位とし、課題研究（15単位）については、1週間の実験・研究を年間40週実施するとして、1週間で2コマ分の実験・研究は、年あたり10単位分に相当する。3年間で15単位は適切と考える。

修了要件には、この科目の単位に加え、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格した者とする。

論文審査及び最終試験の方法は以下の通りとする。

- (ア) 大学院研究科委員会の中から主査1名及び副査2名以上の論文審査委員を選出し、博士学位論文の論文審査を実施するものとする。主査及び副査は、研究科委員会の意見を聴いて学長が決定し、論文審査委員長は主査とする。
- (イ) 論文審査委員長は、論文審査の合格者に対して最終試験の申請を指示する。
- (ウ) 最終試験は、学位論文の審査委員を含め、全ての教員、大学院生などの前で公開による研究発表を行うとともに口頭試問を行う。
- (エ) 論文審査及び最終試験の結果は、主査から研究科委員会に報告され、研究科委員会の審議により可否を判定する。

学位論文は原則として審査制度のある学術雑誌に掲載または掲載予定の報文をもって作成し、国立国会図書館及び本学図書館において公開する。

(3) 倫理審査体制について

研究にかかわる倫理審査体制について、本学の定める各種規程（動物実験規程、遺伝子組換え実験安全管理規程、臨床研究倫理審査委員会規程等）に該当する実験については、各種委員会の審査・承認を受けて実験が実施される。

【資料7 動物実験規程】

【資料8 遺伝子組換え実験安全管理規程】

【資料9 臨床研究倫理審査委員会規程】

6 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場等の整備状況

横浜薬科大学の大学院を含む収容定員は2,194人（学部2,160人、大学院34人）であり、これに応じて整備すべき基準校地面積は、21,940㎡となっている。

これに対して、学園は校地として約71,742㎡を保有している。主な校地の内訳は次のとおりである。

- ・校舎敷地：56,734㎡
- ・運動場：2,251㎡
- ・その他：12,757㎡

また、附属施設として薬草園1,750㎡を保有している。薬草園は温室（延床面積：104㎡）を含む約1,850㎡の区画に、約300種類の薬用植物が栽培されている。これらの薬用植物は、教育・研究用資材として活用されている。

大学院では、校地は既存の学部の現状施設を共用する予定である。

また、体育館、運動場についても学部の施設を共用する。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎の基準面積は、大学院を含み14,679㎡であり、これに対して学園は、平成30年9月に完成した研究実習棟Fを含み校舎約29,829㎡を有している。

校舎等施設の主なものは次のとおりである。

- ・校舎：講義棟・研究実習棟、本部・図書館棟、Leo Esaki 記念ホール
厚生棟（食堂等）、事務センター、キャリアセンター、動物舎等
- ・施設：体育館、屋内テニスコート

上記施設等の校舎面積の内訳を表に示す。

【資料 10 校舎面積】

大学院の施設・設備については、基本的には既存の学部の施設・設備を共用する。大学院生は、研究実習棟内にある専門領域の研究室に配置され、共用の利用設備である共同機器室、動物施設等を使用して実験・研究活動を行う。

ア 講義室

比較的人数の少ない大学院の講義に対応するため、大学院専用の講義室として研究実習棟Bの3階に1室（54席）を確保している。その他、教育人数に応じ研究室のゼミ室又は学部と共用の講義室を使用して講義を行う。

イ 研究室

研究室については、学部と共用して使用する。学部と共有するに当たり、十分な研究スペースを確保するため、平成30年9月に研究実習棟Fを増設した。これにより研究室面積を約1,500㎡増加させ、研究室の総面積として約5,900㎡を確保した。

研究室への配属人員は、大学院生34名（薬科学専攻博士後期課程6名、薬学専攻博士課程12名、薬科学専攻博士前期課程16名）及び学部の学生1,080人の総計1,114人となることから、一人当たりの研究室面積（スペース）は約5.3㎡であり、十分なスペースが確保できるものと考えている。

大学院生は、5つの研究領域に属する専門研究室に配属をする予定であり、この際、研究室あたり最低6名を受け入れられる態勢を準備して、大学院の学生数等の変化にも柔軟に対応できるように考えている。

各研究室の床面積は約300㎡又は約160㎡であり、限られた研究室スペースを踏まえて大学院生の配置要領等を工夫することにより、院生の実質的な研究スペースの増加（一人当たり約10㎡）に努めている。

各研究領域の研究室に6名が配置された場合の院生の配置図を一例として資料11に示す。

【資料 11 研究室における院生（修士、博士）配置図（一例）】

その他、研究実習棟内にある3つの自習室（約150㎡）等についても学部と共用で使用が可能であり、大学院生が研究活動を行うために、柔軟かつ融通性あるスペースの確保を図っている。

ウ 共同機器室（中央機器室）

研究実習棟Dの1階の中央機器室内の ESR 室、質量分析室、NMR 室、単結晶 X 線解析装置室、分子生物室及び組織培養室には、単結晶 X 線解析装置、高分

解能二重収束質量分析計、液体クロマトグラフ質量分析計、レーザーイオン化飛行時間型質量分析装置、I C P 発光分光分析装置、分析走査電子顕微鏡、超電導フーリエ変換核磁気共鳴装置、DNA シークエンサー、リアルタイム PCR 装置、クリーンベンチ、インキュベーター、フローサイトメーター等の共同利用機器が設置されており、課題研究において活用が可能である。

エ 動物施設

動物施設は無菌飼育区域と通常の飼育区域からなり、無菌飼育区域にはマウス飼育室（1,200匹）×2室、ラット飼育室（128匹）、行動解析室、実験室を有している。通常の飼育区域では、最大でマウス360匹又はラット180匹の飼育が可能である。その他、ゲージ洗浄・消毒室を有している。したがって、大学院の課題研究に対応することが可能である。

オ 情報処理・LL教室

研究実習棟Eの1階にパソコン120台を備える情報処理・LL教室2室を有しており、大学院の一部の講義、課題研究を実施することができる。

以上述べたように、大学院薬学専攻博士課程12名及び薬科学専攻博士前期（修士）課程16名が研究活動を行うには十分な居室スペース、講義室、研究スペース、施設設備が確保されている。

(3) 図書館等の資料及び図書館の整備計画

図書資料、データベース及び電子ジャーナルについても、現有の蔵書などを共有できる。電子ジャーナルについては80タイトルと契約するとともに、データベースのMedical Online、MEDLINE Completeと契約しているため3,629タイトルの全文閲覧及びダウンロードが可能である。情報検索データベースとしてSciFinder Scholar、Cochrane Library、Medical Online、MEDLINE Complete、医学中央雑誌Web版、今日の診療を導入している。

また、国立情報学研究所の相互貸借システム（NII-ILL）及び目録システム（II-Webcat）に参加し、更に日本薬学図書館協議会、日本私立大学図書館協議会及び神奈川県図書館協議会に加盟しており、他学の図書館とも相互協力関係にあるとともに、国立国会図書館も積極的に活用している。したがって、学内資料では得られない文献に関しては、学外の図書館などとの協力により入手できるシステムが整備できている。

更に、平成29年度から有料の学術文献の複写サービスReprints Deskも導入しており、研究科の院生に活用させる。これにより、入手できなかった文献も短時

間で入手が可能となる。

図書館は1,531㎡、427席の閲覧室を備えており、平日は午前9時から午後8時まで、土日も午後8時まで開館し、社会人大学院生にも対応できる態勢となっている。電子ジャーナルなどを利用するための学内IT環境については、学内LANに接続しているコンピュータからの利用が可能であり、全研究室等からアクセスが可能である。

7 大学院専攻領域と既設の学部との関係

本学が設置予定の大学院薬科学専攻博士後期課程は、薬科学専攻博士前期（修士）課程の教育・研究の延長上にあり、薬科学の科学者の養成を目指す。そのために、博士前期（修士）課程の研究領域を同じヘルスサイエンス領域、漢方薬学領域及び臨床薬学領域の3つの領域と、これらの基盤となる創薬化学領域及びライフサイエンス領域の計5領域を中核科目である課題研究の領域として設置する。

【資料12 基礎となる大学院薬科学専攻博士後期課程研究組織と大学院研究組織との関係】

8 入学者選抜の概要

(1) 薬科学専攻博士後期課程

ア 求める学生像（アドミッションポリシー）

本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、将来薬科学の科学者として薬学の発展に貢献する情熱を持つ人を入学させる。

イ 入学試験の実施の概要

(ア) 入学者の出願資格

博士後期課程（標準修業年限3年）に出願できるのは、次の各号のいずれかに該当する者である。

- (1) 学校教育法第83条の定める日本国内の大学（日本の大学）の理系の大学院研究科修士課程、博士課程（前期2年の課程）又は専門職学位課程を修了した者及び令和2年3月31日までに修了見込みの者。
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了又は修士課程を修了した者（令和2年3月31日までに修了見込みの者を含む）。
- (3) 本大学院が、個別の入学資格審査により、6年制の薬系学部を卒業した者及び修士課程、博士課程（前期2年の課程）又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者。

(イ) 入学者選抜の指針

大学院入学者の選抜は、「大学院入試実施要項(薬科学専攻博士後期課程)」に沿って、本学の建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を理解し、将来薬科学の科学者として薬学の発展に貢献する情熱を持ち、大学院博士後期課程の教育を受けるに相応しい能力・適正等を有する者を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施する。入学者の選抜は社会のニーズに配慮するとともに、本学の特性に最も適した方式として計画する。2名を定員とし、下記の入学者選抜を実施する。

- ① 一般入試
- ② 推薦入試
- ③ 社会人入試

(ウ) 合格者決定の指針

合格者の決定にあたっては、評価尺度を多元化し、多面的な判定を行う。

ウ 入学者選抜の方法

入学者選抜の指針に従い、下記の入学者選抜を実施する。

(ア) 一般入試

書類審査及び面接試験並びに筆記試験(英語、専門科目)により合格判定を行う。

(イ) 推薦入試

大学在学中の成績を含めた書類の審査及び面接試験並びに筆記試験(英語、小論文)により、合格判定を行う。

出願資格は次項に該当する者とする。

本学の薬科学専攻博士前期(修士)課程又は本学と同じ建学の精神を有する関連大学の修士課程又は博士前期課程を修了見込みの者

(ウ) 社会人入試

理系大学大学院修士課程を修了又は修了見込みもしくはこれらと同等以上の学力能力を有する者で、社会人としての経験を有する者に対して、業務経歴書を提出させ、書類審査及び面接試験並びに筆記試験(英語、小論文)により合格判定を行う。

出願資格は、次項に該当する者とする。

4年制理系大学大学院修士課程又は博士前期課程を修了後、3年以上の薬学又は研究開発業務に社会人として勤務した経験を有する者、あるいは本学がこれらと同等の薬学関連の業務経験を有すると認める者で入学後も社会人とし

て勤務することを希望する者、かつ出願時において在職する（在職見込みを含む）官公庁その他民間会社等の所属長の受験承諾が得られる者。

9 管理運営

本学の大学院学則第6条に従って、大学院に、研究科の教学に関する重要事項を審議するための研究科委員会を置く。研究科委員会は、研究科長以下の専任の教授をもって構成する。研究科委員会は原則として月1回開催し、次の事項について審議を行う。

- (1) 院生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 院生の再入学、転入学、休学、復学、退学、満期退学、除籍、転学及び留学に関すること。
- (4) 教育課程に関すること。
- (5) 教員の資格審査に関すること。
- (6) 学則及び諸規程に関すること。
- (7) 研究に関すること。
- (8) 学位論文の審査に関すること。
- (9) その他、重要な事項に関すること。

また、本学独自の意思決定機関として学園総長・副総長・管理局長、学長・副学長・学部長の教学運営責任者と理事長・法人本部事務局長・大学事務長の管理責任者とで構成される「運営委員会」を設けている。運営委員会では、本学の管理運営に関する重要事項、大学全体に係る総括的事項及び運営方針について、教学・経営の協働の下、適切、円滑かつ迅速に進めるための審議・決定を行っており、理事会及び評議員会に付議する重要事項の協議機関としても非常に有用に機能している。本研究科における管理運営においても研究科長が運営委員会の委員となり、理事長・理事会の下、学園総長の指導を受けつつ、学長及び研究科長がリーダーシップを発揮しながら、研究科委員会による統制が行われることが基本方針となる。

10 自己点検・評価

薬学部では、横浜薬科大学学則第56条第1項により「自己点検・評価」を行うこととし、同条第2項により、自己点検評価に関し「自己点検・評価に関する規程及び細則」を定めている。本規程に基づき、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価委員会を置き、教育研

究活動等の状況を把握・点検して評価を行っている。大学院設置に伴い行われる点検・評価についても、現行の規程、実施体制が適用されることとなる。

点検評価項目は1) 使命・目的等に関すること、2) 教学に関すること、3) 経営・管理と財務に関すること、4) 外部対応に関すること、5) 自己点検・評価に関することである。

本学の自己点検・評価のこれまでの実施状況は、以下の通りである。

- ・ 第1回（対象年：2006年（平成18年）4月～2010年（平成22年）3月）の点検・評価

第三者認証機関である「薬学教育評価機構」の設立に伴い、同機構の「評価基準」に基づく自己評価（自己評価21）を実施し、報告するとともに、大学ホームページで公表した。

- ・ 第2回（対象年：2014年（平成26年）4月～2015年（平成27年）3月）の点検・評価

日本高等教育評価機構に加盟し、同機構の認証評価を受審するため、同機構の「評価基準」に基づく点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成した。認証評価は2015年度（平成27年度）に実施され、認証評価の結果「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合している。」と判定された。評価結果は大学ホームページで公表した。

- ・ 第3回（対象年：2016年（平成28年）4月～2020年（令和2年）3月）の点検・評価

薬学教育評価機構に加盟し、同機構の認証評価を受審するため、同機構の「評価基準」に基づく継続的な点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成した。認証評価は2019年度（令和元年度）に実施され、認証評価の結果「薬学教育評価機構が定める薬学教育評価 評価基準に適合している。」と判定された。評価結果は大学ホームページで公表した。

自己点検・評価報告書は、学内すべての役員・教職員に配布するとともに、大学ホームページにも掲載している。

1.1 情報の公表

本学の建学の精神、各学科の紹介、施設設備案内、シラバス、入試情報、生涯学習関連情報、自己評価報告書等については、大学ホームページで公表し、随時情報の更新に努めている。

また、学則及び各種規程を学生便覧に掲載し、既設学部の学生及び教員に配布するとともに、学生に対しては履修ガイダンス時に説明して周知を図っている。

更に、神奈川薬学教育研修会、神奈川県薬剤師会主催ワークショップ、市民公開講座等の要請を受け入れ、教員が積極的に地域社会への広報活動を行っている。

研究活動等の状況については、全教員の研究業績を記載した「横浜薬科大学研究業績集」を編集し、本学ホームページに掲載しているほか、財産目録等の財務関係資料の概要についても同様にホームページに公表し社会に対する責任を果たしている。

1.2 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) F D活動

本学では、全学のF D活動を推進する「F D委員会」を設置し、「教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成する。」ことを目的として、学外との連携に努め、教員の資質向上、教育方法及び教育内容の改善に努めている。その項目は、

- ・本学の「建学の精神」及び「教育理念」の全教員への周知徹底に関する事項
 - ・「F Dセミナー」及び「F D研究会」開催に関する事項
 - ・薬学教育者ワークショップ等への積極的な参加に関する事項
 - ・「参観授業」の実施に関する事項
 - ・「授業に関するアンケート調査」及び「聴き取り調査」実施に関する事項
- であり、1) カリキュラム、2) 教育内容、3) 教育・技術・技法が含まれている。

薬学教育における教員の資質向上のための組織的取り組みとして、関東各地で行われる「実務実習認定指導薬剤師養成ワークショップ」に開学以来、毎年教員を派遣し、学生への教育指導に対する意識を高めている。新任教員に早期に参加させることにより、カリキュラムに対する考え方や教育目標の設定法、更には教育指導法に関するトレーニングを積む機会を与えている。また、年に1度は上記ワークショップの開催に関与し、ワークショップにおいて指導的立場となるタスクフォースとして参加する教員を派遣することによって、教育の質を向上させる場を提供している。既に、本学に常勤する教員の7割程度の教員が上記ワークショップに参加している。

更に、平成28年度には本学における講義や実習に対する実施状況や意識調査を教員に対して行い、本学独自の教育上の問題点について教職員が意見交換を行うF Dワークショップを開催し、本学の教育環境の改善に関する提言書を作成して、本学における教育環境の向上に努めている。平成29年度においては平成28年度に行われた教職員のワークショップの結果として作成された提言の実施

状況を、FD委員会が中心となって検証し、適宜関係する各部署に対してフィードバックを行っている。

実現された提言は随時教職員の会合等で報告して、教職員のFDに対する意識を高めるよう努めている。

平成30年度には、9月にFD・SD研修会を教員約50名、事務職員約25名を対象とし、本学が直面する学生の学力向上問題について細部検討項目を定めてグループ討議を実施した。令和元年度には、2月にFD・SD研修会を全教職員を対象とし、薬学部の現状や問題点に関する講話、受審中の薬学教育評価の評価委員会案の改善すべき事項や提言の周知、大学としての今後の対応予定等について認識の共有を図った。

上記のFD活動は学部教育に関する内容が中心となっているが、大学院担当教員も、学部の教員を兼ねているため、FD活動に参加して研修を重ねている。

大学院教育においてもコースワークの充実が求められていることから、これらのFD活動は、大学院教員の資質向上に十分に寄与するものであり、今後は活動の重要度も高まることが想定されるため、大学院教育も視野に入れ、内容の充実を図って行く。

(2) SD活動

本学では、大学事務職員の能力および資質の向上を図ることを目的として「SD委員会」を平成28年4月に設置し、職員の外部研修や8月にFD・SD研修会（SD研修として「ハラスメント防止に関する研修」を実施）の活動を行ってきたが、SDに関連し大学設置基準の一部改正（29.4.1）が行われるに当たり、平成28年度末にSD委員会規程を作成し、平成29年度から文部科学省の通知に沿ったSD活動を実施している。

SD委員会の目的は、「横浜薬科大学の管理運営や教育・研究支援の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するためにSD委員会を置き、事務職員、教員及び技術職員等職員の資質向上、教育・研究支援の改善に努める。」と規定されている。委員会メンバーは、事務長、事務長が指名する職員及びFD委員長が指名する教員等と規定されており、教職協働の組織とするとともに、FDとの連携も考慮して、SDの計画及び実施ができるようにしている。

平成29年度には、本格的SD活動実施の初年度として、9月にSD研修会を企画し、本学事務職員及び役職教員を対象として、学園総長講話、部外講師によるコミュニケーションに関する講演、危機管理に関する研修、自己点検・評価書の検討等を実施した。

平成30年度には、9月にFD・SD研修会を教員約50名、事務職員約25名を対象とし、本学が直面する学生の学力向上問題について細部検討項目を定めてグ

ループ討議を実施した。令和元年度には、2月にFD・SD研修会を全教職員を対象とし、薬学部の現状や問題点に関する講話、受審中の薬学教育評価の評価委員会案の改善すべき事項や提言の周知、大学としての今後の対応予定等について認識の共有を図った。そのほか、従来実施していた職員の外部研修も継続して実施している。

令和2年度以降も、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、本学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組を行う予定である。このSD活動は大学職員を対象としているため、大学院担当の事務職員及び教員も含まれている。今後は活動の重要度も高まることが想定されるため、大学院の業務も視野に入れ、内容の充実を図って行く。

資料目次

- 資料 1 本学の海外提携校一覧
- 資料 2 神奈川県内の研究施設資料
- 資料 3 横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク資料
- 資料 4 専任教員の年齢構成・学位保有状況
- 資料 5 入学から修了までのスケジュール
- 資料 6 履修モデル
- 資料 7 動物実験規程
- 資料 8 遺伝子組換え実験安全管理規程
- 資料 9 臨床研究倫理審査委員会規程
- 資料 10 校舎面積
- 資料 11 研究室における院生（修士、博士）配置図（一例）
- 資料 12 基礎となる大学院薬科学専攻博士後期課程研究組織と
大学院研究組織との関係

本学の海外提携校一覧

番号	相手方大学名		国名等	協定・覚書の 内容 ※1	学生(2006年4月以降)	
	日本語表記	英語表記			派遣数	受入数
1	天津中医薬大学	Tianjin University of Traditional Chinese Medicine	中国	a,b,g	0	0
2	慶熙大学校 大学院	Kyung Hee University, Graduate School	韓国	a,b,g	0	0
3	慶熙大学校 薬学部	Kyung Hee University, College of Pharmacy	韓国	a,b,g	5	0
4	ハワイ大学 ダニエル K イノウエ校	The University of Hawai'i, The DANIEL K. INOUE College of Pharmacy	米国	a,b,g	9	0
5	東義大学校	Donguei University	韓国	a,b,c,g	0	0
6	台北医学大学	Taipei Medical University	台湾	a,b,g	8	2
7	台北医学大学 栄養学院	Taipei Medical University, College of Nutrition	台湾	a,b,g	0	0
8	ワライラック大学	Walailak University	タイ	a,b,c,g	2	4
9	国立陽明大学	National Yang Ming University	台湾	a,b,g	8	0
10	タマサート大学	Thammasat University	タイ	a,b,c,g	0	0
11	デュケイン大学	Duquesne University	米国	a,b,g	5	0
12	圓光大学	Wonkwang University	韓国	a,b,c,g	0	7
13	弘光科技大学	Hungkuang University	台湾	a,b,g	0	0
14	静宜大学	Providence University	台湾	a,b,g	0	0
15	中国医薬大学	China Medical University	台湾	a,b,c,g	0	12
16	カラブリア大学	University of Calabria	イタリア	a,b,g,i	0	0

※1 a 学生の交流 b 教員・研究者の派遣、研修、その他の交流 c 事務職員の派遣・研修 d 単位の互換 e
ダブルディグリー f ジョイントディグリー g 共同研究 h 締結先大学の受入に伴う奨学金の支給 i 学生の
派遣・受け入れに係る授業料の相互不徴収 j a～iに該当しない

神奈川県内の研究施設資料



番号	研究所名	住 所	研究内容等
①	湘南アイパーク	神奈川県藤沢市村岡東	再生医療、希少疾患、認知症及び未病の4つの注力領域を設定し研究を実施
②	殿町ライフイノベーションセンター	神奈川県川崎市川崎区殿町	研究施設（レンタルラボ） 遺伝子改変、有機溶剤取扱等
③	理化学研究所	神奈川県横浜市鶴見区 末広町	病気になるメカニズムを解明し、個々人に合わせた医療と予防の研究
④	第一三共ケミカルファーマ	神奈川県小田原市高田	医薬品原薬、原薬中間体を製造する機能会社
⑤	中外製薬鎌倉研究所	神奈川県鎌倉市梶原	化学合成、蛋白合成とバイオインフォマティクスに基づくがん疾患治療薬の創薬研究等
⑥	田辺三菱製薬横浜研究所	神奈川県横浜市青葉区 鴨志田町	創薬化学機能の強化及び創薬化学ナレッジの共有化を通じた研究
⑦	Meiji Seika ファルマ（株）横浜研究所	神奈川県横浜市港北区 師岡町	抗生物質などの感染症薬を中心に中枢神経用薬やその他の分野も視野に入れた研究開発
⑧	Meiji Seika ファルマ（株）足柄研究所	神奈川県小田原市栢山	バイオ医薬品を様々な医薬品、有用物質を効率的に生産する微生物や動物細胞を造出する研究
⑨	三和化学研究所	神奈川県横浜市港北区 新横浜	糖尿病・腎疾患の治療薬を中心とした医薬品、診断薬の研究開発と製造販売
⑩	ライオン小田原研究所	神奈川県小田原市田島	洗剤、石鹼などトイレタリー用品、医薬品、化学品の研究
⑪	国立医薬品食品衛生研究所	神奈川県川崎市川崎区殿町	安全性確保のためのレギュラトリーサイエンス研究等
⑫	E Aファーマ創薬研究所	神奈川県川崎市川崎区 鈴木町	消化器関連疾患を中心とした産学連携を積極的に行い、共同研究等を活用した医薬品開発
⑬	綿半トレーディング 製薬研究所	神奈川県横浜市都筑区 池辺町	治療用坐剤、OTC向け坐剤の基剤の開発研究
⑭	神奈川サイエンスパーク	神奈川県川崎市高津区坂戸	大企業の研究開発部門も数多く入居している高度集積研究開発施設
⑮	日本ロレアル リサーチアンド イノベーションセンター	神奈川県川崎市高津区坂戸	基礎・応用・開発・評価の全ての研究段階を備えた研究体制を敷き、全世界に向けた製品開発
⑯	資生堂リサーチセンター	神奈川県横浜市都筑区早渕	「美白」「UV防御」「育毛」「抗老化」を4大目標として研究を実施
⑰	ポーラ横浜研究所	神奈川県横浜市戸塚区 柏尾町	医薬品、医薬部外品及び化粧品の研究開発
⑱	ファンケル総合研究所	神奈川県横浜市戸塚区 上品濃	新素材等の探索研究から医科学的観点をも踏まえた基盤研究等の研究開発の中枢拠点
⑲	中外製薬戸塚研究所	神奈川県横浜市戸塚区 戸塚町	

1 書類等の題名

横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク資料（本文 3 ページ、【資料 3】）

2 出 典

横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク ホームページ

3 引用範囲

<https://www.yk-bio.net/network/about-network.html>

<https://www.yk-bio.net/activities/activities.html>

<https://www.yk-bio.net/network/plan.html>

4 その他の説明

「設置の趣旨等を記載した書類」の第 1 項（1）エを記載するため引用した。

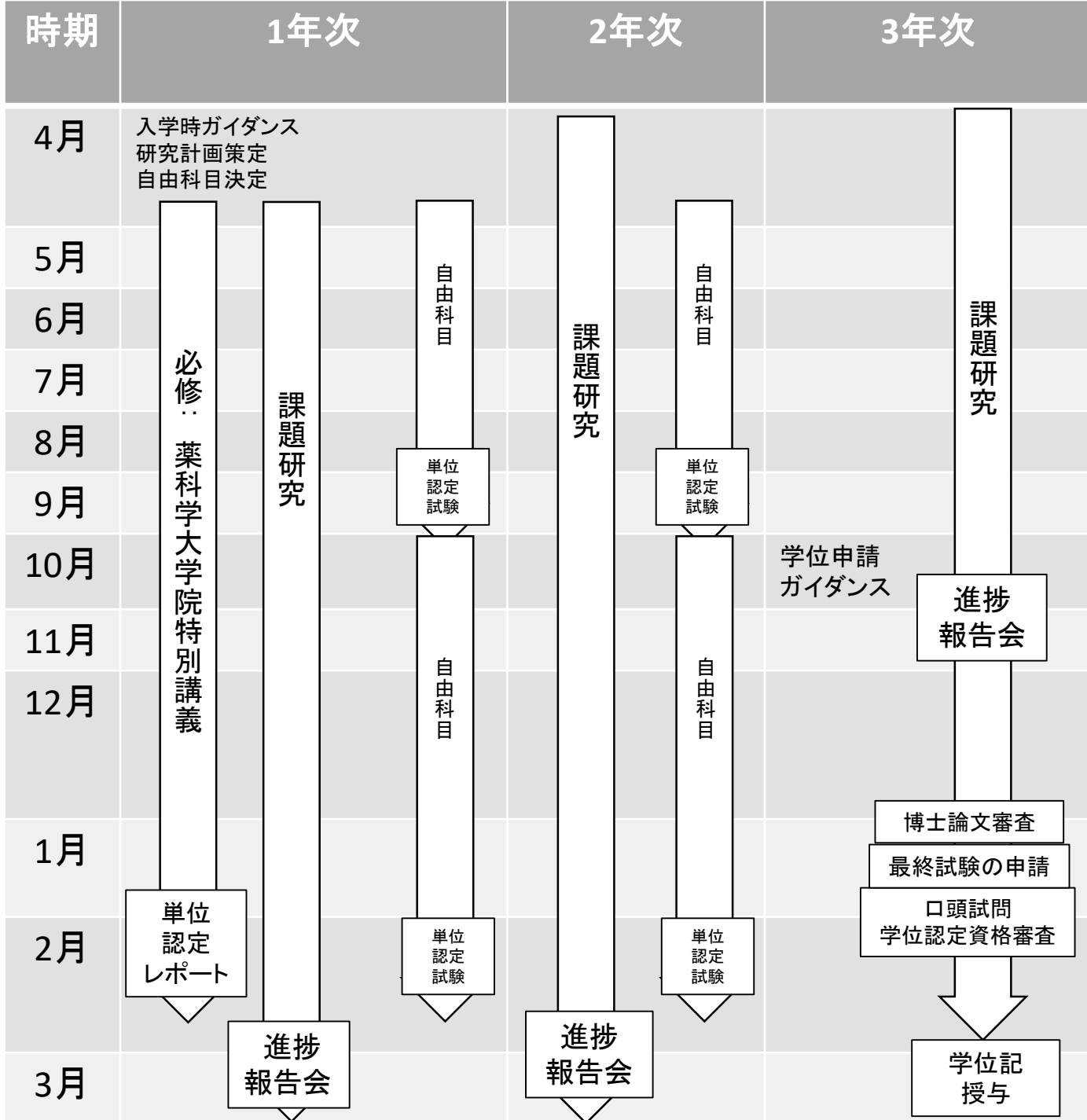
別記様式第3号(その3)

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以上	合 計	備 考
教 授	博 士	— 人	— 人	— 人	4人	1人	1人	— 人	6人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
准教授	博 士	— 人	— 人	— 人	1人	— 人	— 人	— 人	1人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
講 師	博 士	— 人	— 人	2人	1人	— 人	— 人	— 人	3人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
助 教	博 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
合 計	博 士	— 人	— 人	2人	6人	1人	1人	— 人	10人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

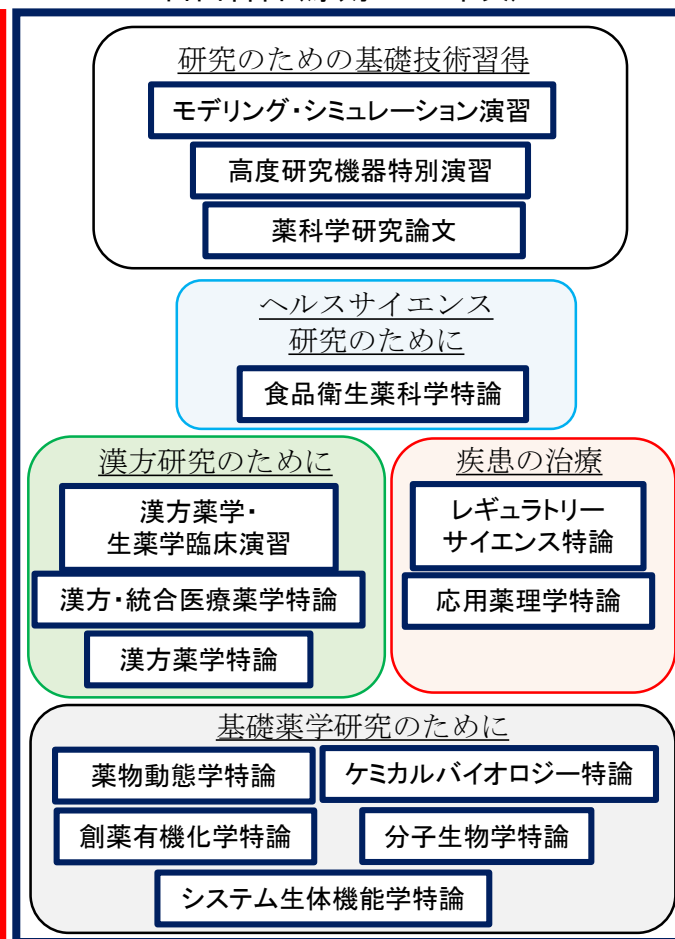
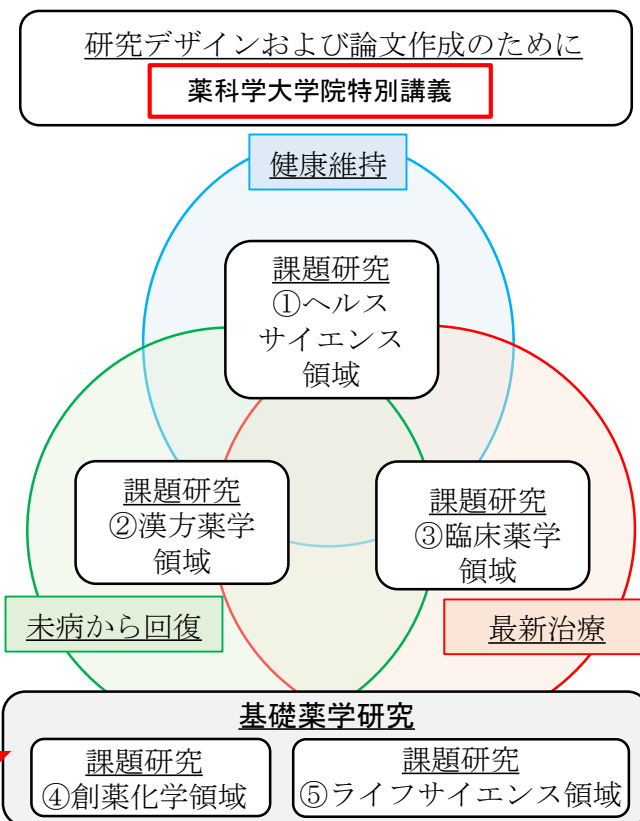


一

薬科学専攻博士後期課程の履修モデル

□ : 必修科目

□ : 自由科目(原則1~2年次)

1
1~3年次
課題研究(①~⑤または2種以上の融合領域*において実施)ディプロマ
ポリシー

- 多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる。
- 研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、新医薬品及び新医療技術を研究・開発し評価ができる。

横浜薬科大学

動物実験規程

(目的)

動物実験は、医学、薬学、生物学領域における重要な研究手段であり、この研究成果は人類の健康、福祉に計り知れない恩恵をもたらしており、こうした動物実験等は、動物の愛護の観点から、動物の生命を尊重し、適正に行わなければならない。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年 6 月、法律第 68 号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号、平成 25 年環境省告示第 84 号）」（以下「飼養保管基準」という。）、及び、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月文部科学省告示第 71 号）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」（平成 18 年 6 月日本学術会議）を踏まえ、横浜薬科大学（以下「本学」という。）において動物実験を計画し、実施する際に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験に携わるものの安全確保の観点から、適正な動物実験が実施されることを目的とする。

第 1 章 総 則

(趣旨および基本原則)

第 1 条 この規程は、本学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲においてできる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の 3R (Replacement、Reduction、Refinement) に基づき、適正に実施しなければならない。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2)「飼養保管施設」とは、実験動物を恒常的に飼養もしくは保管または動物実験等を行う施設・設備をいい、本規程では、本学の動物実験施設を指し、以下「動物施設」という。
- (3)「実験室」とは、動物施設以外において動物実験を行う場所をいう。
- (4)「実験動物」とは、動物実験等の利用に供するため、動物施設で飼養又は保している哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物（動物施設等に導入するため輸送中のものを含む。）をいう。
- (5)「機関等」とは、動物実験等を行う組織体（大学）をいい、本規程では、横浜薬科大学を指す。
- (6)「総括責任者」とは、動物実験等の適正かつ安全な遂行に係わる全ての責任者で、本学では学長を指すが、薬学部長がこれを代行することができる。
- (7)「動物実験計画」とは、動物実験等を行うために事前に立案する計画をいう。
- (8)「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (9)「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係わる業務を統括する者をいう。
- (10)「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（動物実験委員長）をいう。
- (11)「実験動物管理者」とは、管理者を補佐し、実験動物に関する高度な知識及び経験を有し、実験動物及び施設等を管理する専任教員をいう。
- (12)「飼養者」とは、動物実験実施者の下で、実験動物の飼育または保管に従事する者をいう。
- (13)「指針等」とは、動物実験に関して行政機関の定める基本指針及び日本学術会議が策定したガイドラインをいう。

第2章 適用範囲

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類または爬虫類を用いたすべての動物実験等に適用される。

- 2 動物実験責任者は、本学以外の別の機関において共同で行う場合は、該当機関における機関内規定により、適正に動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

第3章 組 織

(総括責任者の責務)

第4条 総括責任者は、本学における動物実験等の適正な実施及び実験動物の飼養並びに保管を最終的な責任者として統轄する。

- 2 総括責任者は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告または助言を行う組織として、第4章に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置き、本学において行われる動物実験を監督する。
- 3 統括責任者は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に「動物実験計画書」「実験動物飼育施設使用申請書」を申請させ、その動物実験計画について委員会の審査を経てその申請を承認し、または却下する。
- 4 総括責任者は、本学で行われる動物実験の実施、実験動物の飼養・保管、実験動物及び動物実験実施者の衛生・安全の管理に関して最終的な責任を有し、委員会の報告を受け、安全にかつ適正な動物実験が実施されるよう必要な措置を講ずる。

第4章 動物実験委員会

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次に掲げる各号について総括責任者の諮問を受けて審議し、総括責任者に報告、助言または具申する。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画が、動物実験等に関する法令及び機関内規程に適合しているか否かについて
- (2) 動物実験計画の実施状況及びその結果について
- (3) 施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況について
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること。
- (5) 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関する事項について
- (6) その他、動物実験の適正な実施に必要な事項について

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って構成するものとする。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者2名以上
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者2名以上
- (3) その他、学識経験を有する者1名以上

(委員長等および委員の任期)

第7条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 3 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を聴取することができる。ただし、委員以外の者を議決に加えることはできない。

第5章 動物実験等の実施

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第8条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施しなければならない。

- (1) 教育・研究の目的、意義及び必要性
 - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
 - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定
動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
 - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
 - (5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント
(実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画書を委員会を経て総括責任者に申請し、委員会及び必要に応じて次の各号に掲げる委員会の承認を受けるとともに、最終的に総括責任者の承認を得なければならない。
- (1) 遺伝子組換え安全委員会
 - (2) 環境保全委員会
- 3 総括責任者は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、委員会に審議を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。
- 4 動物実験責任者は、動物実験計画について総括責任者の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第9条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指

針等に則するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
 - (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
 - (3) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
 - (4) 物理的、化学的に危険な材料または病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
 - (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
 - (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- 2 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、所定の様式により使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について、委員会を経て総括責任者に報告しなければならない。

第6章 施設等

（動物施設以外の飼育室または実験室の設置）

第10条 動物施設以外に飼育室または実験室を設置（変更を含む。）する場合は飼育室または実験室の管理者が飼養保管施設設置承認申請書または実験室設置承認申請書を委員会に提出し、総括責任者の承認を得なければならない。

- 2 飼育室または実験室の管理者は、総括責任者の承認を得て登録された飼育室または実験室でなければ当該施設での飼養、保管または動物実験を行うことができない。

（動物施設及び飼育室の要件）

第11条 動物施設及び飼育室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられて

いること。

(6) 実験動物管理者が置かれていること。

(実験室の要件)

第12条 実験室は、以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して、清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 管理者は、実験動物の適正な管理及び動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理並びに改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第14条 施設等を廃止する場合、管理者及び飼育室・実験室の管理者は、動物施設及び飼育室・実験室の施設廃止届を総括責任者に届け出なければならない。

- 2 管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の施設に譲り渡すよう努めなければならない。

(マニュアル（標準操作手順）の作成と周知)

第15条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知し遵守させなければならない。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第16条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第17条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入しなければならない。

- 2 管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行わなければならない。
- 3 管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じなければならない。

(給餌・給水)

第 18 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態習性等に応じて、適切に給餌・給水を行わなければならない。

(実験動物の健康管理)

第 19 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行わなければならない。

2 実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

3 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行わなければならない。

(異種又は複数動物の飼育)

第 20 条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種または複数の実験動物を同一施設内で飼養保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行わなければならない。

(記録の保存及び報告)

第 21 条 管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備保存しなければならない。

2 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、総括責任者に報告しなければならない。

(譲渡等の際の情報提供)

第 22 条 管理者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法及び感染性疾病等に関する情報を提供しなければならない。

(輸 送)

第 23 条 管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めなければならない。

第 7 章 安全管理

(危害防止)

第 24 条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めなければならない。

2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

- 3 管理者は、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。
- 5 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

- 第 25 条** 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。
- 2 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めなければならない。

第 8 章 教育訓練

(教育訓練)

- 第 26 条** 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、以下の事項に関する所定の教育訓練を受けなければならない。
- (1) 関連法令、指針等及び本学の諸規程に関する事項
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存しなければならない。

第 9 章 自己点検・評価・検証

(自己点検・評価・検証)

- 第 27 条** 総括責任者は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し自己点検・評価を行わせなければならない。
- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を総括責任者に報告しなければならない。
 - 3 委員会は、管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者、動物実験責任者並びに飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
 - 4 総括責任者は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受ける

よう努めなければならない。

第10章 情報公開

(情報公開)

第28条 総括責任者は、本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の情報）を毎年1回程度公表するよう努めなければならない。

第11章 補 則

(準 用)

第29条 第2条第4号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行なうよう努めなければならない。

(雑 則)

第30条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、総括責任者が別に定める。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、動物実験委員会で提案され、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

横浜薬科大学

遺伝子組換え実験安全管理規程

(目的)

第1条 この規程は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)(以下「法律」という。)及びこの法律に関連した省令、告示(以下「省令等」という。)に基づき、横浜薬科大学(以下「本学」という。)における遺伝子組換え実験(以下「実験」という。)の安全確保に関し必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究室等」とは、実験を計画し、若しくは実施しようとする本学薬学部の漢方薬学科、臨床薬学科、健康薬学科、中央機器室、薬草園、動物実験施設及び学内共同教育研究施設をいう。

2 専門用語の定義は、法律及び省令等に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、横浜薬科大学に所属する全ての教職員及び学生に適用する。

(学部長及び研究室等の長の責務)

第4条 学部長は、法律、省令等及びこの規程の定めるところにより、本学において行われる実験の安全確保に関し総括する。

2 研究室等の長は、法律、省令等及びこの規程の定めるところにより、当該研究室等において行われる実験の安全確保に関して必要な措置を講じなければならない。

(安全委員会)

第5条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を確保するため、遺伝子組換え実験安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。

第6条 安全委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、学部長が委嘱する。

- (1) 遺伝子組換え実験安全主任者 若干名
- (2) 子組換え研究者である本学常勤の教授、准教授、講師又は助教 若干名
- (3) 前2号以外の本学常勤の教授、准教授、講師又は助教 若干名
- (4) 学外の有識者 若干名
- (5) その他学部長が必要と認めた者

- 2 第1項第1号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 第1項第1号から第5号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 安全委員会は、学部長の諮問に応じ、又は独自に次に掲げる事項を調査、審議し、及びこれらの事項に関して学部長に助言または勧告する。

- (1) 実験に関する規則等の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 実験計画の指針に関する法律、省令等及びこの規程の適合性の審査に関する事項
 - (3) 実験に係る施設及び設備に関する事項
 - (4) 実験試料の取扱いに関する事項
 - (5) 実験の記録及びその保存に関する事項
 - (6) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
 - (7) 危険時および事故発生の際の必要な措置及び改善策に関する事項
 - (8) その他実験の安全確保に関し必要な事項
- 2 安全委員会は、前項の規定により独自に調査審議した結果、必要があると認めた場合は研究室等の長に勧告し、及び学部長に意見を具申することができるものとする。
 - 3 安全委員会は、必要に応じ、第15条の実験責任者に報告を求めることができる
 - 4 安全委員会は、本学動物実験委員会の審査の対象となる動物を用いた実験については、同動物実験委員会と協議の上、必要な措置を講ずることができる。
 - 5 安全委員会は、本学病原性微生物等安全管理委員会の審査の対象となる病原性微生物等を用いた実験については、同病原性微生物等安全管理委員会と協議の上、必要な措置を講ずることができる。
 - 6 安全委員会は、本学倫理委員会の審査の対象となる試料を用いた実験については同倫理委員会と協議の上、必要な措置を講ずることができる。

第8条 安全委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

第9条 安全委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 安全委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

第10条 委員長が必要と認めたときは、安全委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。ただし、委員以外のものを議決に参加させることはで

きない。

第 11 条 事務に関する手続きおよび実験関係書類の保管は、安全委員会において行うこととする。

第 12 条 第 5 条から前条までに規定するもののほか、安全委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

(安全主任者)

第 13 条 本学に遺伝子組換え実験安全主任者（以下「安全主任者」という。）を置く。

- 2 安全主任者は、法律、省令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者でなければならない。
- 3 安全主任者は学部長が任命し、任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 安全主任者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全主任者の任務)

第 14 条 安全主任者は、実験の安全確保のため、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 法律、省令等及びこの規程に従って実験が適正に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験責任者及び実験従事者の適格性を認定すること。
 - (3) 実験責任者に対し、実験の実施について助言指導すること。
 - (4) 実験責任者が実施する教育訓練について、安全委員会の方針に基づき指導助言すること。
 - (5) 実験従事者の健康管理に必要な措置を講ずること。
 - (6) 実験責任者に対し、危険時及び事故時の措置について指導助言すること。
 - (7) その他実験の安全確保に関して必要な事項の処理に当たること。
- 2 安全主任者は、その任務を果たすに当たり、安全委員会と十分連絡を取り、必要な事項について安全委員会に報告するものとする。

(実験責任者)

第 15 条 実験を実施しようとするときは、実験計画ごとに当該実験に従事する者（以下「実験従事者」という。）のうちから実験責任者を置くものとする。

- 2 実験責任者は、内部規則で定める要件を満たす本学専任教員とする。
- 3 実験責任者は、当該実験計画の安全な遂行について責任を負い、次に掲げる任務を果たすものとする。

- (1) 実験計画（実験計画の変更を含む。以下同じ。）を立案し、第二種使用等拡散防止措置確認申請書（別紙様式第 1）及び遺伝子組換え実験計画申請書（別紙様式第 2）によって届け出をおこない、安全委員会の承認を受けること。
 - (2) 実験計画の立案及び実施に際しては、法律、省令等及びこの規程を十分に遵守すること。
 - (3) 法律、省令等及びこの規程への適合性を確認し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督に当たること。
 - (4) 実験従事者に対して、実験の安全確保のため、第 29 条に規定する教育訓練を行うこと。
 - (5) その他実験の安全確保に関し、法律、省令等及びこの規程に定められた必要事項を実施すること。
- 4 実験責任者は、その任務を果たすに当たり、安全主任者と十分連絡を取り、必要な事項については、所属研究室等の長を経て安全主任者又は安全委員会に報告するものとする。
 - 5 実験責任者が事故等によりその職務を行うことができない場合には、実験従事者は直ちに安全主任者に報告するものとする。
 - 6 前項の報告を受けた安全主任者は、その期間中の実験責任代理者を、実験責任者に準ずる要件を満たす本学専任教員から任命するものとする。

（実験従事者）

- 第 16 条** 実験従事者は、法律、省令等及びこの規程を熟知し、微生物に係る標準的な実験方法、実験に特有な操作方法及び関連する実験方法に精通し、習熟した者でなければならない。
- 2 実験従事者は、実験の実施に当たっては、実験責任者の指示に従わなければならない。
 - 3 実験従事者は、実験の安全確保に関して法律、省令等及びこの規程に定められた必要な事項を守らなければならない。
 - 4 実験従事者は、自己の健康管理に配慮し、健康に異常を認めたときは直ちに、実験責任者及び研究室等の長に報告しなければならない。

（実験の種類）

- 第 17 条** 実験は、その実施に当たり必要とされる手続により次の 2 種類に分類するものとする。
- (1) 文部科学大臣の確認を受けることが法律及び省令等に定められ、文部科学大臣の確認及びこれに基づく学部長の承認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という。）
 - (2) 学部長の承認を必要とする大臣確認実験以外の実験（以下「機関承認実験」という。）

(大臣確認実験の手続)

第 18 条 実験責任者は、大臣確認実験を行うに当たっては、遺伝子組換え実験計画申請書（別紙様式第 2）及び第二種使用等拡散防止措置確認申請書（別紙様式第 3）に必要な応じて資料を添え、所属研究室等の長を経て学部長に申請しなければならない。

- 2 学部長は、前項の申請があったときは、安全委員会の審査を経て、その実験計画について文部科学大臣に確認を申請するものとする。
- 3 学部長は、文部科学大臣から確認の通知を受けたときは、当該確認に基づいて承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに所属研究室等の長を経て、実験責任者に通知するものとする。
- 4 実験責任者は、実験結果の報告が求められた場合には、所属研究室等の長を経て学部長に報告しなければならない。
- 5 学部長は、前項の報告があったときは、その実験結果について文部科学大臣に報告するものとする。

(機関承認実験の手続)

第 19 条 実験責任者は、機関承認実験を行うに当たっては、第 15 条第 3 項第 1 号によって安全委員会の承認を受けた様式により、所属研究室等の長を経て学部長に申請しなければならない。

- 2 学部長は、前項の申請があったときは、安全委員会の審査を経て、その実験計画について承認を与えるか否かの決定を行い、速やかに所属研究室等の長を経て、実験責任者に通知するものとする。

(実験計画の変更)

第 20 条 前条の規定は、機関承認実験の実験計画を変更しようとする場合に準用する。

(実験の終了又は中止の報告)

第 21 条 実験責任者は、実験を終了し、または中止したときは、遺伝子組換え実験終了（中止）報告書（別紙様式第 4）を所属研究室等の長を経て学部長に提出しなければならない。

- 2 実験の終了または中止時に、遺伝子組換え生物等又は関連試料が残存し、かつ、当該実験の実験責任者がその管理を継続することを希望しないとき又はその管理が困難であると学部長が判断したときは、学部長は、安全主任者による適切な移管者の斡旋等の所要の措置を講じなければならない。

(遺伝子組換え生物等の譲渡)

第 22 条 実験責任者は、遺伝子組換え生物等を他の大学等の研究者等から譲渡を受けようとするとき（輸入する場合を含む。）または他の大学等の研究者等に譲渡しようとするとき（輸出する場合を含む。）は、法律及び省令等を遵守しなければならない。

2 前項の手続のほか、安全委員会が別に定める様式により、事前に委員長に提出し安全委員会の承認を受けなければならない。

（審査基準）

第 23 条 安全委員会は、第 18 条第 2 項及び第 19 条第 2 項の審査に際しては、実験計画の安全性に関し、法律及び省令等に定める物理的封じ込め及び生物学的封じ込めに関する基準に対する適合性並びに実験従事者の訓練及び経験の程度等に基づき、審査するものとする。

（実験区域及び設備の管理保全）

第 24 条 研究室等の長は、実験を行う区域（以下「実験区域」という。）及び設備について、法律及び省令等に定める物理的封じ込めの基準に適合するよう、その管理及び保全に努めなければならない。

2 実験責任者は、実験区域及び設備について定期的に検査を行わなければならない。

3 実験責任者は、前項の検査の結果異常を認めたときは、必要な措置を講ずるとともに、その旨を所属研究室等の長及び安全主任者に報告しなければならない。

4 研究室等の長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて学部長に報告しなければならない。

（実験区域への立入り制限）

第 25 条 実験区域に立ち入る者は、実験責任者の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得た者は、実験責任者の指示に従わなければならない。

（実験に係る標示）

第 26 条 実験責任者は、実験中は実験区域の入口に次に掲げる事項の標示をしなければならない。

（1）実験区域内で実験が行われていること。

（2）物理的封じ込めのレベル

（3）実験責任者の氏名及び連絡先

2 実験責任者は、遺伝子組換え生物等保管設備には、その旨の標示をしなければならない。

（実験試料の取扱い等）

第 27 条 実験責任者は、実験従事者に対し、実験開始前及び実験中において、実験に用いられる遺伝子供与体、宿主及びベクターが常に所要の生物学的封じ込めの条件を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。

2 実験従事者は、実験試料の取扱いについては、物理的封じ込めのレベルに応じて法律及び省令等に定められた拡散防止措置をとらなければならない。

3 実験従事者は、実験中に汚染が生じないように十分配慮しなければならない。

4 遺伝子組換え生物等を含む試料及びこれらによって汚染された物の廃棄については、すべて適切な不活化処理の上行うものとする。

5 実験従事者は、遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物（以下「試料等」という。）の保管及び運搬に当たっては、法律及び省令等に定める拡散防止措置をとらなければならない。

（試料等の保管及び運搬の記録）

第 28 条 実験責任者は、試料等の保管及び運搬に関する記録を作成し、保存しなければならない。ただし、P 2 レベル以下の物理的封じ込めを必要とする試料等に係る記録については、実験の記録をもって代えることができる。

（教育訓練）

第 29 条 研究室等の長及び実験責任者は、実験開始前に実験従事者に対し、法律、省令等及びこの規程を熟知させるとともに、次に掲げる事項について教育訓練を行わなければならない。

（1）危険度に応じた微生物安全取扱い技術

（2）物理的封じ込めに関する知識及び技術

（3）生物学的封じ込めに関する知識及び技術

（4）実施しようとする実験の危険度に関する知識

（5）事故発生の場合の措置に関する知識

（健康管理）

第 30 条 研究室等の長は、実験従事者に対し、安全委員会の助言を得て、健康管理を行わなければならない。

2 職員以外の者に係る前項の措置については、職員に準じて行うものとする。

第 31 条 研究室等の長は、第 16 条第 4 項の報告を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、学部長及び安全委員会に報告しなければならない。

（緊急事態発生時の措置）

第 32 条 実験区域若しくは人体が遺伝子組換え生物等によって汚染され、若しくは汚染されるおそれのある事態又は事故、地震、火災その他の災害により遺伝子組換

- え生物体等が実験区域から漏出し、若しくは漏出するおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）を発見した者は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、実験責任者、研究室等の長又は安全主任者に通報しなければならない。
- 2 前項の通報を受けた実験責任者、研究室等の長及び安全主任者は、直ちに相互に連絡を取り、事態の状況を正確に把握しなければならない。
 - 3 第1項の規定による通報又は前項の規定による連絡を受けた実験責任者は、直ちに周辺にいる者に緊急事態の発生について周知させ、応急の処置を講じなければならない。
 - 4 第1項の規定による通報または第2項の規定による連絡を受けた研究室等の長は、直ちに安全委員会委員長と連絡を取り、事態の状況を必要な部署に周知するとともに、安全委員会委員長及び安全主任者と協議の上、必要な措置（実験の一時停止、遺伝子組換え生物等の処分、実験室の使用停止又は遺伝子組換え生物等によって汚染された者若しくは汚染されたおそれのある者に対する医師の診療若しくは処置を含む。）を講じなければならない。
 - 5 研究室等の長は、事態の状況及び講じた措置について学部長及び安全委員会委員長に報告しなければならない。
 - 6 安全委員会委員長は、前項の報告を受けたときは委員会を招集し、当該実験の再開、中止その他の適切な措置について調査審議し、その結果に基づき学部長に意見を具申するものとする。
 - 7 学部長は、この規程に定める措置のみでは十分でないと判断される重大な被害が発生したときは、直ちに緊急対策本部を設置しなければならない。
 - (1) 緊急対策本部長は、学部長をもって充てる。
 - (2) 構成員は、緊急対策本部長の必要と認めた者をもって組織する。

（実験の制限，承認の取消し）

- 第33条** 学部長は、第7条第2項又は前条第6項の安全委員会からの意見を踏まえ実験責任者が法律、省令等若しくはこの規則に従わず、若しくは従わないおそれがあると認める場合又は実験の方法等が安全確保上適切でないとする場合は、実験方法の改善、実験若しくは実験室の使用の一時停止の命令又は実験計画の承認の取消しを行うとともに、安全主任者及び安全委員会の監督の下に遺伝子組換え生物等の廃棄、保管等の処置を命じることができる。
- 2 学部長は、前項の規定により実験の承認の取消しを行おうとする実験が大臣確認実験であるときは、その経過及び結果を文部科学大臣に報告しなければならない。

（実験の記録）

- 第34条** 実験責任者は、実験に係る安全の確保のため、必要な事項を遺伝子組換え実験記録簿（別紙様式第5）に記録しなければならない。
- 2 前項の記録は、実験の終了及び中止後、その写しを学部長に提出しなければならない。

ない。

(実験関係書類の保存)

第 35 条 実験に係る関係書類は、別表に定めるところにより、実験終了後 5 年間保存するものとする。

(規程の改正)

第 36 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 35 条関係）

関係書類	保存責任者	備考
1. 実験計画（変更を含む。）に関する書類	学部長，安全委員会及び研究室等の長	第 15 条，第 17 条，第 18 条，第 19 条及び第 20 条関係
2. 実験終了（中止）報告書	学部長，安全委員会及び研究室等の長	第 21 条関係
3. 健康管理に関する書類	保健管理センター所長，安全委員会及び研究室等の長	第 30 条及び第 31 条関係
4. 緊急事態発生時の状況及び措置に関する書類	学部長，安全委員会及び研究室等の長	第 32 条関係
5. 遺伝子組換え実験記録簿	学部長，安全委員会及び実験責任者	第 34 条関係
6. 実験区域及び設備の点検整備に関する書類	安全委員会及び実験責任者	第 24 条関係（安全キャビネット等の定期点検記録を含む。）
7. 教育訓練に関する書類	安全委員会，研究室等の長及び実験責任者	第 29 条関係

（注） 健康管理に関する書類の保存年限は，実験従事者の離職後 5 年間とする。

※整理番号		
-------	--	--

第二種使用等拡散防止措置確認申請書

平成 年 月 日

横浜薬科大学薬学部長 殿

所属部局

申請者

職・氏名

印

遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

第二種使用等の課題名				
第二種使用等をする場所	名 称			
	所 在 地	郵便番号 ()		
		電話番号		
実 験 組 織	所属部局の 名称及び職名			
	氏 名			
	住 所	郵便番号 ()		
		電話番号		
		ファクシミリ番号		
		電子メールアドレス		
実験従事者 (実験責任者を含む)	氏 名	所属部局・職名	宿主の取扱い 経験年数	遺伝子組換え 実験経験年数

実験実施期間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
第二種使用等の 目的及び概要	種 類	1. 微生物使用実験 2. 大量培養実験 3. 動物使用実験 (1) 動物作成実験 (2) 動物接種実験 4. 植物使用実験 (1) 植物作成実験 (2) 植物接種実験 (3) きのこと作成実験 5. 細胞融合実験
	目 的	
	概 要	
遺伝子組 換え生物 等の特性	核酸供与体の特性	
	供与核酸の特性	
	ベクター等の特性	
	宿主等の特性	
	遺伝子組換え生物等の 特性（宿主との相 違を含む。）	
遺伝子組換え生物等を保有して いる動物、植物又は細胞等の特 性		
拡散防止 措置	区分及び選択理由	
	施設等の概要	
	遺伝子組換え生物等 を不活化するための 措置	
その他		

[備考]

- 1 申請者が法人の場合にあつては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 「第二種使用等の課題名」については、当該第二種使用等の目的及び概要を簡潔に表す名称を記載すること。
- 4 「名称及び所在地」については、当該第二種使用等に用いるすべての実験室、実験区画、実験区域、飼育区画及び網室についてそれぞれ記載すること。
- 5 「実験責任者」については、当該第二種使用等をする場所において当該第二種使用等の遂行について責任を負う者について記載すること。
- 6 「実験従事者」については、当該第二種使用等に従事する者全てについて、実験責任者を含めて記載すること。
- 7 「実験実施期間」については、当該第二種使用等を実施しようとする5年以内の予定期間を記載すること。
- 8 「種類」については、当該第二種使用等が該当するすべての項目を選ぶこと。
- 9 「概要」については、当該第二種使用等に係るすべての遺伝子組換え生物等及び当該第二種使用等をする間に執るすべての拡散防止措置の区分について、当該第二種使用等の過程がわかるように記載すること。このほか、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分の中に特定飼育区画又は特定網室がある場合には、次に掲げる項目についても併せて記載すること。
 - (1) 当該第二種使用等に係る組換え動物等又は組換え植物等の系統数又は個体数
 - (2) 当該第二種使用等に用いる飼育区画又は網室の面積
 - (3) 当該第二種使用等に係る組換え動物等の飼育又は当該第二種使用等に係る組換え植物等の栽培の方法
- 10 「核酸供与体の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の核酸供与体に関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する核酸供与体に関しては、次に掲げる項目についての記載を省略することができる。
 - (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
- 11 「供与核酸の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の供与核酸に関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸に関しては、次に掲げる項目についての記載を省略することができる。
 - (1) 種類（ゲノム核酸、相補的デオキシリボ核酸、合成核酸等）及び一般的名称
 - (2) 構成要素（目的遺伝子、発現調節遺伝子等）の機能、大きさ及び構成
 - (3) 塩基配列情報又は日本DNAデータバンク等の塩基配列データベースのアクセッションナンバー（供与核酸が同定済核酸である場合に限る。）
- 12 「ベクター等の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等のベクターに関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。このほか、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子の特性についても併せて記載すること。
 - (1) 名称、由来する生物の分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 構成
 - (3) 伝達性及び宿主特異性
- 13 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。
 - (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境
 - (3) 繁殖又は増殖の様式
 - (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性

- (5) 栄養要求性、薬剤耐性及び至適生育条件（微生物（ウイルス又はウイロイドであるものを除く。）である遺伝子組換え生物等の使用等をする場合に限る。）
- (6) 12に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）
- 14 「遺伝子組換え生物等の特性（宿主等との相違を含む。）」については、遺伝子組換え実験の場合にあっては当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主と比べて、細胞融合実験の場合にあっては当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物と比べて、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に新たに付与されることが予想される又は付与された特性を記載すること。このほか、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分の中に特定飼育区画又は特定網室がある場合には、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に関し、次に掲げる項目についても併せて記載すること。
- (1) 組換え核酸の移入方法及び育成の経過（継代数を含む。）
- (2) 供与核酸の存在状態及び供与核酸による形質の発現の安定性（遺伝子組換え実験の場合に限る。）
- (3) 繁殖又は増殖の様式
- (4) 生育又は生存に対し、第二種使用等をする場所における気象条件によって受ける影響
- (5) 微生物である遺伝子組換え生物等の残存性及び当該遺伝子組換え生物等の他の生物への伝播性（当該第二種使用等に係る植物である遺伝子組換え生物等の作成に微生物である遺伝子組換え生物等を用いた場合に限る。）
- 15 「遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等の特性」については、13の(1)から(4)までに掲げる項目のうち関係する項目を記載することに加え、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有していない動物、植物又は細胞等と比べて、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等に新たに付与されることが予想される又は付与された形質について記載すること。
- 16 「区分及び選択理由」については、原則として、別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の左欄に掲げる拡散防止措置の区分のうち、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分をすべて記載し、選択した理由をそれぞれ具体的に記載すること。
- 17 「施設等の概要」については、選択した拡散防止措置に関し、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 主要な施設、設備及び機器の位置及び名称
- (2) 培養設備等の総容量（大量培養実験の場合に限る。）
- (3) 施設等の確認状況
- (4) 実験室、実験区画、実験区域、飼育区画又は網室内において当該第二種使用等に関係しない動物が飼育され、又は植物が栽培されている場合には、当該動物の飼育又は植物の栽培の状況
- (5) 第二種使用等をする場所の周辺における組換え植物等と交雑する植物の存在の有無及び当該交雑を防止する措置（第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分を特定網室とする場合に限る。）
- 18 「遺伝子組換え生物等を不活化するための措置」については、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置に関し、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を含む廃棄物並びに当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等が付着した機器及び器具についての遺伝子組換え生物等を不活化するための措置並びにその有効性を記載すること。
- 19 「その他」については、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 動物を飼育する施設等の管理者による確認状況（動物使用実験の場合に限る。）
- (2) 事故時等緊急時における対処方法（大量培養実験の場合に限る。）
- 20 ※印の欄には、記載しないこと。
- 21 この用紙は、日本工業規格A4のつづり込式とすること。
- 22 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。また、関連する文献がある場合には、様式中に「参考文献」と記載し、当該文献の写しを添付する。

受付番号	
------	--

申請者は記入しないこと。

遺伝子組換え実験計画（新規・変更・継続）申請書

平成 年 月 日

横浜薬科大学薬学部長 殿

実験責任者
所属・職・氏名

印

下記の遺伝子組換え実験の実施について申請します。

記

遺伝子組換え
実験の課題名：

実施期間： 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

実験責任者の所属実験室等の安全主任者
職・氏名

印

* 変更・継続申請の場合

○ 承認番号（日付）： (平成 年 月 日)

○ 変更内容及び変更理由：

※整理番号		
-------	--	--

第二種使用等拡散防止措置確認申請書

平成 年 月 日

文部科学大臣 殿

氏名 印
申請者
住所

遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の確認を受けたいので、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

第二種使用等の名称		
第二種使用等 をする場所	名 称	
	所 在 地	郵便番号 ()
		電話番号
事務 連絡 先	実験の 管理者	所属機関の 名称及び職名
		氏 名
	住 所	郵便番号 ()
		電話番号
		ファクシミリ番号
		電子メールアドレス
	その他の 連絡先	所属機関の 名称及び職名
		氏 名
		住 所

		電話番号
		ファクシミリ番号
		電子メールアドレス
第二種使用等の目的及び概要	種類	1. 微生物使用実験 2. 大量培養実験 3. 動物使用実験 (1) 動物作成実験 (2) 動物接種実験 4. 植物使用実験 (1) 植物作成実験 (2) 植物接種実験 (3) きのこ作成実験 5. 細胞融合実験
	目的	
	概要	
	確認を申請する使用等	
遺伝子組換え生物等の特性	核酸供与体の特性	
	供与核酸の特性	
	ベクター等の特性	
	宿主等の特性	
	遺伝子組換え生物等の特性（宿主との相違を含む。）	
遺伝子組換え生物等を保有している動物，植物又は細胞等の特性		
拡散防止措置	区分及び選択理由	
	施設等の概要	
	遺伝子組換え生物等を不活化するための措置	
その他		

[備考]

- 1 申請者が法人の場合にあつては、「申請者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「申請者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 「第二種使用等の名称」については、当該第二種使用等の目的及び概要を簡潔に表す名称を記載すること。
- 4 「名称及び所在地」については、当該第二種使用等に用いるすべての実験室、実験区画、実験区域、飼育区画及び網室についてそれぞれ記載すること。
- 5 「実験の管理者」については、当該第二種使用等をする場所において当該第二種使用等を直接管理する者について記載すること。
- 6 「その他の連絡先」については、実験の管理者以外に事務連絡先がある場合に限り、当該事務連絡先について記載すること。
- 7 「種類」については、当該第二種使用等が該当するすべての項目を選ぶこと。
- 8 「概要」については、当該第二種使用等に係るすべての遺伝子組換え生物等及び当該第二種使用等をする間に執るすべての拡散防止措置の区分について、当該第二種使用等の過程がわかるように記載すること。このほか、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分の中に特定飼育区画又は特定網室がある場合には、次に掲げる項目についても併せて記載すること。
 - (1) 当該第二種使用等に係る組換え動物等又は組換え植物等の系統数又は個体数
 - (2) 当該第二種使用等に用いる飼育区画又は網室の面積
 - (3) 当該第二種使用等に係る組換え動物等の飼育又は当該第二種使用等に係る組換え植物等の栽培の方法
- 9 「確認を申請する使用等」については、当該第二種使用等が該当する別表第一の号番号について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。
- 10 「核酸供与体の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の核酸供与体に関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸が由来する核酸供与体に関しては、次に掲げる項目についての記載を省略することができる。
 - (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
- 11 「供与核酸の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の供与核酸に関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。ただし、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子及び発現調節遺伝子（目的遺伝子に係るものを除く。）である供与核酸に関しては、次に掲げる項目についての記載を省略することができる。
 - (1) 種類（ゲノム核酸、相補的デオキシリボ核酸、合成核酸等）及び一般的名称
 - (2) 構成要素（目的遺伝子、発現調節遺伝子等）の機能、大きさ及び構成
 - (3) 塩基配列情報又は日本DNAデータバンク等の塩基配列データベースのアクセッションナンバー（供与核酸が同定済核酸である場合に限る。）
- 12 「ベクター等の特性」については、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等のベクターに関し、次に掲げる項目について記載すること（遺伝子組換え実験の場合に限る。）。このほか、薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子の特性についても併せて記載すること。
 - (1) 名称、由来する生物の分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 構成
 - (3) 伝達性及び宿主特異性
- 13 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物（法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる項目について記載すること。
 - (1) 分類学上の位置及び実験分類
 - (2) 自然環境における分布状況及び生息又は生育が可能な環境

- (3) 繁殖又は増殖の様式
 - (4) 病原性、有害物質の産生性その他の特性
 - (5) 栄養要求性、薬剤耐性及び至適生育条件（微生物（ウイルス又はウイロイドであるものを除く。）である遺伝子組換え生物等の使用等をする場合に限る。）
 - (6) 12に掲げる項目（宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る。）
- 14 「遺伝子組換え生物等の特性（宿主等との相違を含む。）」については、遺伝子組換え実験の場合にあつては当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主と比べて、細胞融合実験の場合にあつては当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物と比べて、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に新たに付与されることが予想される又は付与された特性を記載すること。このほか、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分の中に特定飼育区画又は特定網室がある場合には、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等に関し、次に掲げる項目についても併せて記載すること。
- (1) 組換え核酸の移入方法及び育成の経過（継代数を含む。）
 - (2) 供与核酸の存在状態及び供与核酸による形質の発現の安定性（遺伝子組換え実験の場合に限る。）
 - (3) 繁殖又は増殖の様式
 - (4) 生育又は生存に対し、第二種使用等をする場所における気象条件によって受ける影響
 - (5) 微生物である遺伝子組換え生物等の残存性及び当該遺伝子組換え生物等の他の生物への伝播性（当該第二種使用等に係る植物である遺伝子組換え生物等の作成に微生物である遺伝子組換え生物等を用いた場合に限る。）
- 15 「遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等の特性」については、13の(1)から(4)までに掲げる項目のうち関係する項目を記載することに加え、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有していない動物、植物又は細胞等と比べて、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物又は細胞等に新たに付与されることが予想される又は付与された形質について記載すること。
- 16 「区分及び選択理由」については、原則として、別表第二、別表第三、別表第四又は別表第五の左欄に掲げる拡散防止措置の区分のうち、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分をすべて記載し、選択した理由をそれぞれ具体的に記載すること。
- 17 「施設等の概要」については、選択した拡散防止措置に関し、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 主要な施設、設備及び機器の位置及び名称
 - (2) 培養設備等の総容量（大量培養実験の場合に限る。）
 - (3) 施設等の確認状況
 - (4) 実験室、実験区画、実験区域、飼育区画又は網室内において当該第二種使用等に関係しない動物が飼育され、又は植物が栽培されている場合には、当該動物の飼育又は植物の栽培の状況
 - (5) 第二種使用等をする場所の周辺における組換え植物等と交雑する植物の存在の有無及び当該交雑を防止する措置（第二種使用等をする間に執る拡散防止措置の区分を特定網室とする場合に限る。）
- 18 「遺伝子組換え生物等を不活化するための措置」については、当該第二種使用等をする間に執る拡散防止措置に関し、当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等を含む廃棄物並びに当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等が付着した機器及び器具についての遺伝子組換え生物等を不活化するための措置並びにその有効性を記載すること。
- 19 「その他」については、次に掲げる項目について記載すること。
- (1) 第二種使用等の実施予定期間
 - (2) 遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについて検討する委員会等の設置状況及び当該委員会等の委員長の職名及び氏名等
 - (3) 動物を飼育する施設等の管理者による確認状況（動物使用実験の場合に限る。）
 - (4) 事故時等緊急時における対処方法（大量培養実験の場合に限る。）
- 20 ※印の欄には、記載しないこと。
- 21 この用紙は、日本工業規格A4のつづり込式とすること。
- 22 様式中に書ききれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載することができる。また、関連する文献がある場合には、様式中に「参考文献」と記載し、当該文献の写しを添付する。

組換えDNA実験終了（中止）報告書

	承認番号（注1）

実験責任者	所属研究室等の所在地	郵便番号（ ）			
	所属機関・研究室等・職				
	氏名	(印)			
課題名					
実験の場所	名称・所在地	郵便番号（ ）			
	連絡先 (注2)	電話番号（ ）			
実験の開始及び終了日		平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
実験の終了（中止）に伴う措置	実験によって得られた組換え体等の管理に関する措置 (注3)	管理の対象となる組換え体等の概要 (注4)			
		措置の区分(注5)		処分 移管 保管又は他の実験に活用	
		移管の場所の責任者 (注6)	所属研究室等の所在地	郵便番号（ ）	
			所属機関・研究室等・職		
			氏名	(印)	
	他の実験に活用する場合の実験計画の概要				
実験従事者の健康状態等 (注7)					

(注1) 最新の承認番号を記入すること。

(注2) 連絡者の研究室等・職・氏名を記載のこと。

(注3) 実験終了（中止）時において実験責任者の管理下にあるものを対象とすること。

(注4) 保管している書類及び組換え体等の数量について、簡明に記入すること。

(注5) 該当欄に○を付すこと。

(注6) 複数の者に分割して移管する場合は、別葉にて、その旨添付すること。

(注7) 実験中における実験に伴う異常の有無並びに実験従事者の健康診断受診の有無及び受診年月を記入すること。

組換えDNA実験記録簿

実験責任者所属研究室等・職・氏名 (ふりがな)			
実験課題名			
実験従事者所属研究室等・職・氏名			
実験施設(詳細に)			
実験実施機関	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
実験に使用した			
DNA供与体	宿主	ベクター	封じ込めレベル
(この欄の記載事項)			
<p>(1) 実験概要(特に使用材料, 実験方法等は明確に)</p> <p>(2) 実験試料の保管及び廃棄に関すること。</p> <p>(3) 組換え体を含む保管物の明細目録(第28条関係)</p> <p>(4) 組換え体を含む材料を運搬した場合は, 組換え体の名称・数量・運搬先(機関名及び実験責任者名)の記録(第28条関係)</p> <p>(5) 実験責任者及び実験従事者以外に, 実験施設への立入りを許可され, 立入った者の氏名, 所属研究室等, 職名及び期日のリスト</p> <p>(6) 実験計画を変更したときは, その内容</p> <p>(7) その他実験区域内の状況(各種点検・整備, 事故発生等を含む。)及び実験遂行者の状況(健康管理, 教育訓練等を含む。)についての参考となる事項</p>			

遺伝子組換え実験計画審査通知書

平成 年 月 日

遺伝子組換え実験責任者

殿

横浜薬科大学薬学部長

印

受付番号	
課題名	
実験責任者	所属部局 職名 氏名

先に申請のあった上記課題に係る審査申請書を平成 年 月 日の安全委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので、通知します。

記

審査の種類	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 終了(中止)
判定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付き承認 <input type="checkbox"/> 不承認
承認番号	
理由又は条件	

横浜薬科大学 臨床研究倫理審査委員会規程

(設 置)

第 1 条 横浜薬科大学（以下「本学」という。）において人間及び人間の生体組織を対象とした臨床研究（以下「臨床研究」という。）を行うにあたり、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、横浜薬科大学臨床研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、臨床研究の重要性を踏まえつつ、臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究に関し必要な事項について、「臨床研究に関する倫理指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 459 号、平成 17 年 4 月 1 日施行）、に基づき、被験者の尊厳、人権の尊重その他倫理的観点及び科学的観点から審議し、臨床研究の適正な推進を図ることを目的とする。ただしその臨床研究の内容によっては「疫学研究に関する倫理指針」（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号、平成 19 年 11 月 1 日施行）、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号、平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づき被験者の尊厳、人権の尊重その他倫理的観点及び科学的観点から審議し、臨床研究の適正な推進を図ることを目的とする。

(任 務)

第 3 条 委員会は第 1 条に規定する臨床研究に関し、倫理的観点及び科学的観点から研究者から申請された研究計画とその成果の出版公表予定の内容等の妥当性を審査する。この場合において次の各号に掲げる事項に留意して審議するものとする。

- (1) 被験者や試料等提供者又はその家族等（以下「研究対象者等」という。）
の人権の尊重
- (2) 予測される被験者や研究対象者等に対する危険又は不利益
- (3) 個人識別情報を含む情報保護の方法
- (4) インフォームド・コンセントの方法
- (5) 研究期間及び研究期間終了後の試料等の保存又は廃棄の方法
- (6) 科学と社会への薬学上の貢献
- (7) 研究実施の責任体制
- (8) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学部長が委嘱する。

- (1) 本学の教授、准教授又は講師の専任教員 5名
- (2) 本学以外の臨床経験を有する研究者 若干名
- (3) 人文・社会科学分野の学識経験者 若干名

2 委員は男女両性で構成されなければならない。

3 委員長は委員の互選により決定する。

4 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、あらたに委員を委嘱する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

5 委員長が審査に出席できない時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

4 委員会の議事は、出席した委員の2/3以上の合意により決する。

(審査)

第6条 委員会の審査を申請しようとする者は、臨床研究審査申請書（別紙様式第1）に必要事項を記入し、学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、申請を受理したときは、速やかに委員会に審議を依頼し、当該審議終了後、委員会の意見を基に学部長は臨床研究審査結果通知書（別紙様式第2）により、申請者に通知しなければならない。

3 研究責任者が研究計画を変更しようとするときは、臨床研究変更審査申請書（別紙様式第3）により学部長に申請しなければならない。

4 研究責任者は研究計画が数年にわたるときは、臨床研究計画書の定めるところにより、学部長に定期的に臨床研究実施状況報告書（別紙様式第4）を提出しなければならない。

5 研究責任者は、臨床研究を終了し、又は中止したときは、学部長に臨床研究終了(中止)報告書（別紙様式第5）を提出しなければならない。

6 委員会は迅速審査を行うことができる。迅速審査は委員長および委員長が指名した委員2名によって審査し、その結果は委員長が速やかに委員会に報告する。迅速審査は次の各号に該当する場合に行うことができる。

- (1) 研究計画の内容をそこなわない軽微な変更

- (2) 既に委員会において承認されている研究計画に準じる内容の研究
 - (3) 共同研究であり、既に他の主たる研究機関において倫理審査が行われ承認されている研究
 - (4) 委員会の意見並びに条件に従って修正審査を行う場合
- 7 委員会は、研究責任者から被験者若しくは研究対象者等に危険又は不利益が生じた旨の報告を受けたときは、学部長に対して当該研究の変更、中止その他臨床研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- 8 委員が審査を申請している場合は、その審議に加わるできない。

(決議録)

第7条 委員会には決議録を備え、その作成は委員会が行い、委員長が保管する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査に係わる書類の保存)

第9条 臨床研究の倫理審査に係わる書類は、(学)都築第一学園文書取扱規程に基づき管理する。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、委員会が別に定める。

(改正及び廃止)

第11条 この規程の改正及び廃止は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

受付番号	*
------	---

臨床研究審査申請書

平成 年 月 日

横浜薬科大学

学部長

様

臨床研究申請者

所 属

職 名・氏 名

印

下記について、審査を申請します。

記

1. 研究課題名
2. 審査区分 (どちらかを○で囲む) 一般審査 迅速審査
3. 研究責任者 所属 職名 氏名
4. 分担研究者 所属 職名 氏名
5. 臨床研究の目的及び実施計画の概要
6. 臨床研究の実施場所

7. 臨床研究実施に当たっての倫理的配慮等について

- (1) 被験者、試料等提供者又はその家族等（以下「研究対象者等」という）の人権の尊重
- (2) 予測される被験者や研究対象者等に対する危険又は不利益
- (3) 個人識別情報を含む情報保護の方法
- (4) インフォームド・コンセントの方法
- (5) 研究期間及び研究期間終了後の試料等の保存又は廃棄の方法
- (6) 科学と社会への薬学上の貢献
- (7) 研究実施の責任体制
- (8) その他

備考

- 1 審査の対象となる臨床研究計画書を添付すること。
- 2 *印欄には記入しないこと。

臨床研究審査結果通知書

平成 年 月 日

臨床研究申請者

様

横浜薬科大学

学部長

印

受付番号			
研究課題			
研究責任者	所属	職名	氏名

先に申請のあった上記研究課題に係る審査申請書を平成 年 月 日の委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので、通知します。

記

判定	承認	条件付承認	不承認
理由又は条件			

受付番号	*
------	---

臨床研究変更審査申請書

平成 年 月 日

横浜薬科大学

学部長

様

臨床研究申請者

所 属

職 名・氏 名

印

下記について、臨床研究変更の審査を申請します。

記

1. 承認番号			
2. 審査区分 (どちらかを○で囲む)			
一般審査		迅速審査	
3. 研究課題名			
4. 研究責任者	所属	職名	氏名
5. 分担研究者	所属	職名	氏名
6. 臨床研究の変更理由及び内容			

7. 臨床研究変更に当たっての倫理的配慮等について

- (1) 被験者、試料等提供者又はその家族等（以下「研究対象者等」という）の人権の尊重

- (2) 予測される被験者や研究対象者等に対する危険又は不利益

- (3) 個人識別情報を含む情報保護の方法

- (4) インフォームド・コンセントの方法

- (5) 研究期間及び研究期間終了後の試料等の保存又は廃棄の方法

- (6) 科学と社会への薬学上の貢献

- (7) 研究実施の責任体制

- (8) その他

備考

*印欄には記入しないこと。

受付番号	*
------	---

臨床研究実施状況報告書

平成 年 月 日

横浜薬科大学

学部長 様

臨床研究申請者

所 属

職 名・氏 名

印

下記について、臨床研究実施状況について報告します。

記

1. 承認番号
2. 研究課題名
3. 研究責任者 所属 職名 氏名
4. 分担研究者 所属 職名 氏名
5. 臨床研究の期間及び報告年次 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (年計画の 年目)
6. 臨床研究の進捗状況
7. 今後の研究計画
8. その他

備考

*印欄には記入しないこと。

受付番号	*
------	---

臨床研究終了（中止）報告書

平成 年 月 日

横浜薬科大学

学部長

様

臨床研究申請者

所 属

職 名・氏 名

印

下記について、臨床研究終了（中止）について報告します。

記

1. 承認番号
2. 研究課題名
3. 研究責任者 所属 職名 氏名
4. 分担研究者 所属 職名 氏名
5. 臨床研究の期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
6. 臨床研究の成果あるいは中止の理由
7. 成果の公表の時期及び方法
8. その他

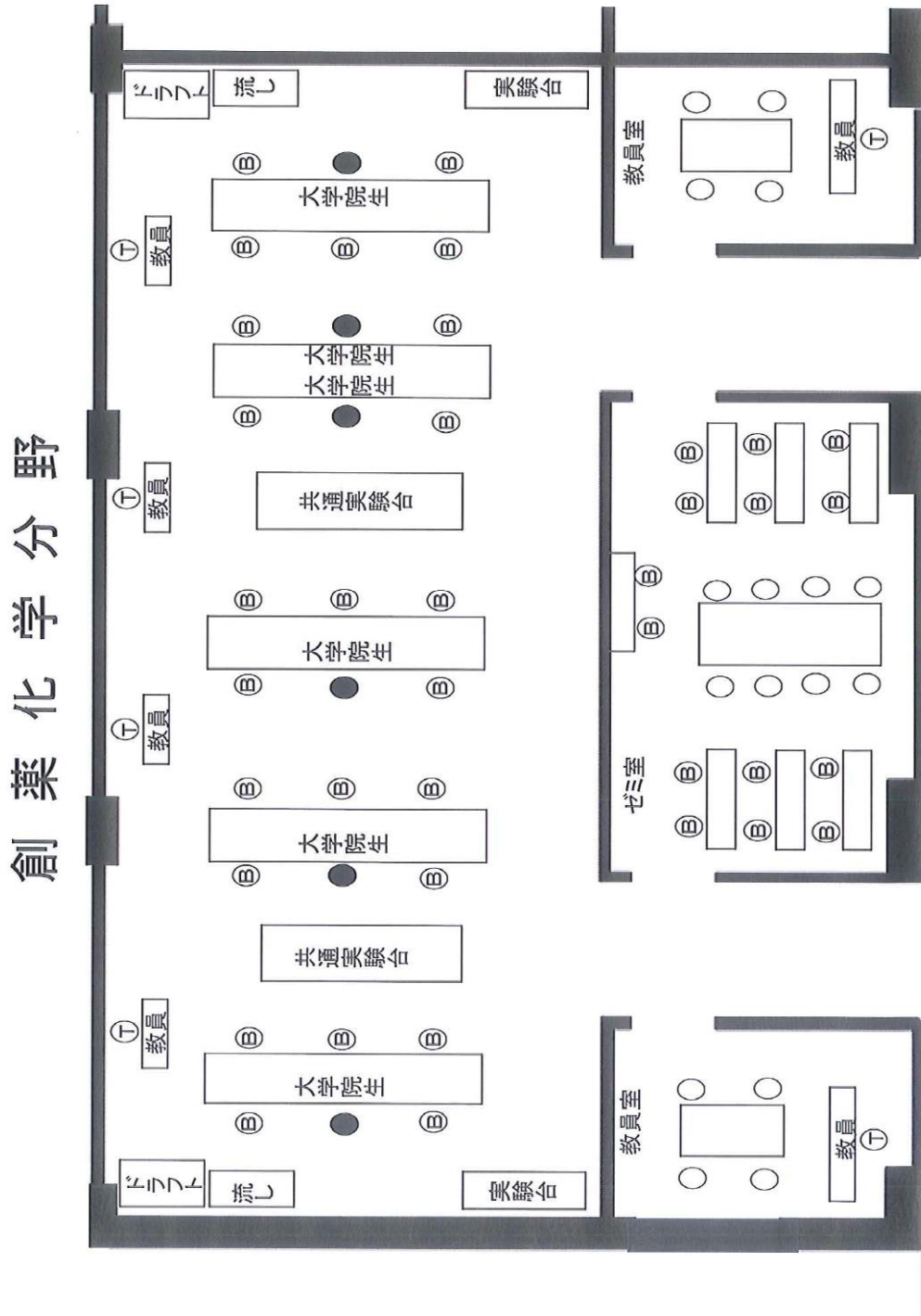
備考

*印欄には記入しないこと。

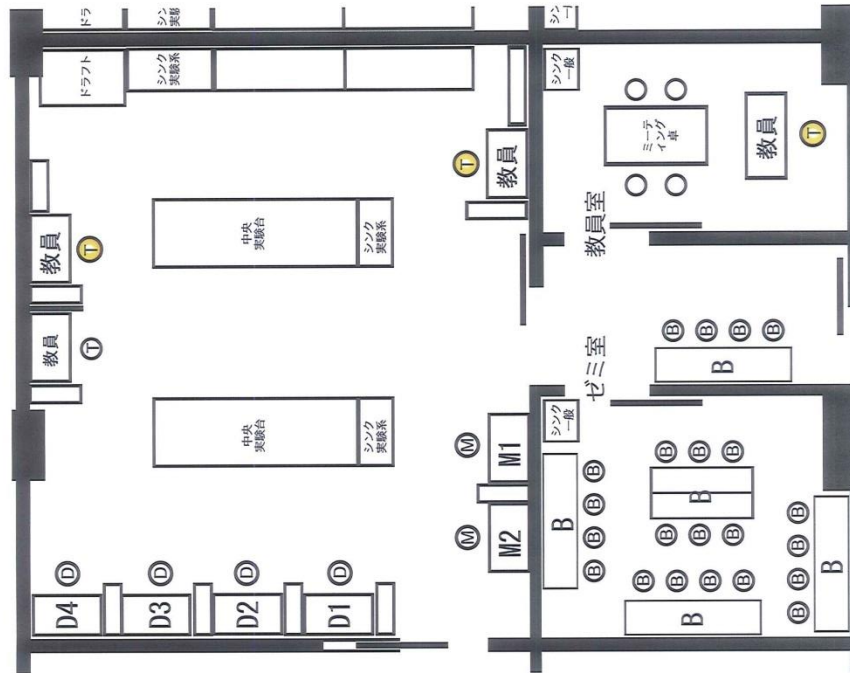
校舎面積

名 称	延床面積 (㎡)	備考
Leo Esaki記念ホール	548.96	
講義棟A	2,682.10	
研究実習棟B	2,682.10	
研究実習棟C	2,682.10	
研究実習棟D	2,682.10	
研究実習棟E	2,682.10	
厚生棟	4,052.41	
図書館棟	8,087.89	
事務センター	879.11	
体育館	1,989.00	
屋内テニスコート	2,691.00	
キャリアセンター	146.70	
動物舎	273.95	
危険物屋内貯蔵庫1	50.40	
危険物屋内貯蔵庫2	60.00	
温室	104.07	
研究実習棟F	1,535.83	
学生ラウンジ	71.28	
学生ラウンジ	71.28	
守衛所	14.00	
合 計	33,986.37	

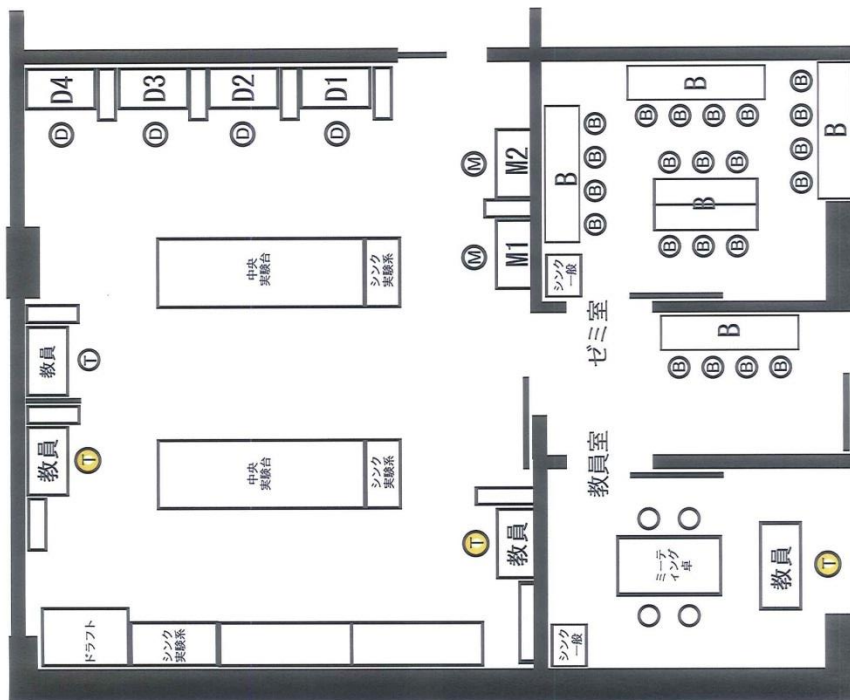
研究室における院生（修士、博士）配置図（一例）



ヘルスサイエンス分野

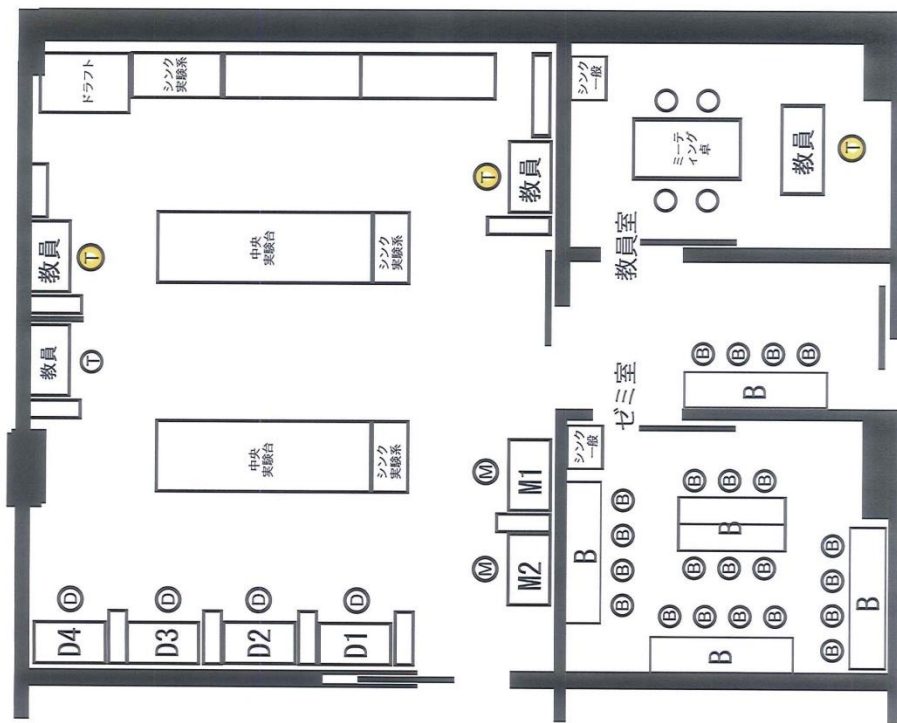


ライフサイエンス分野

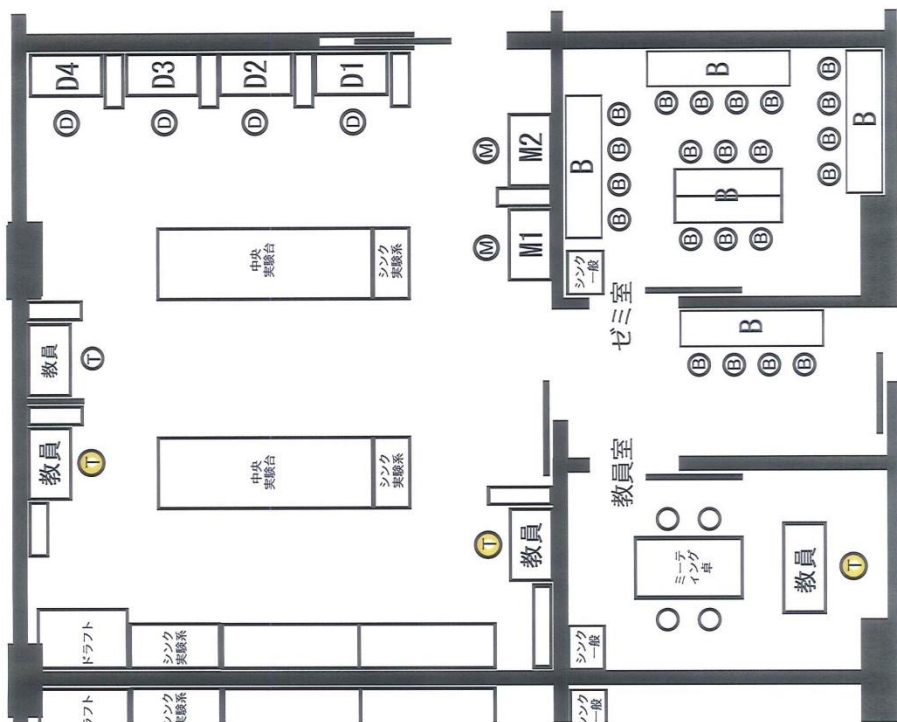


凡例：D（博士課程）、M（修士課程）、数字は年次を示す。

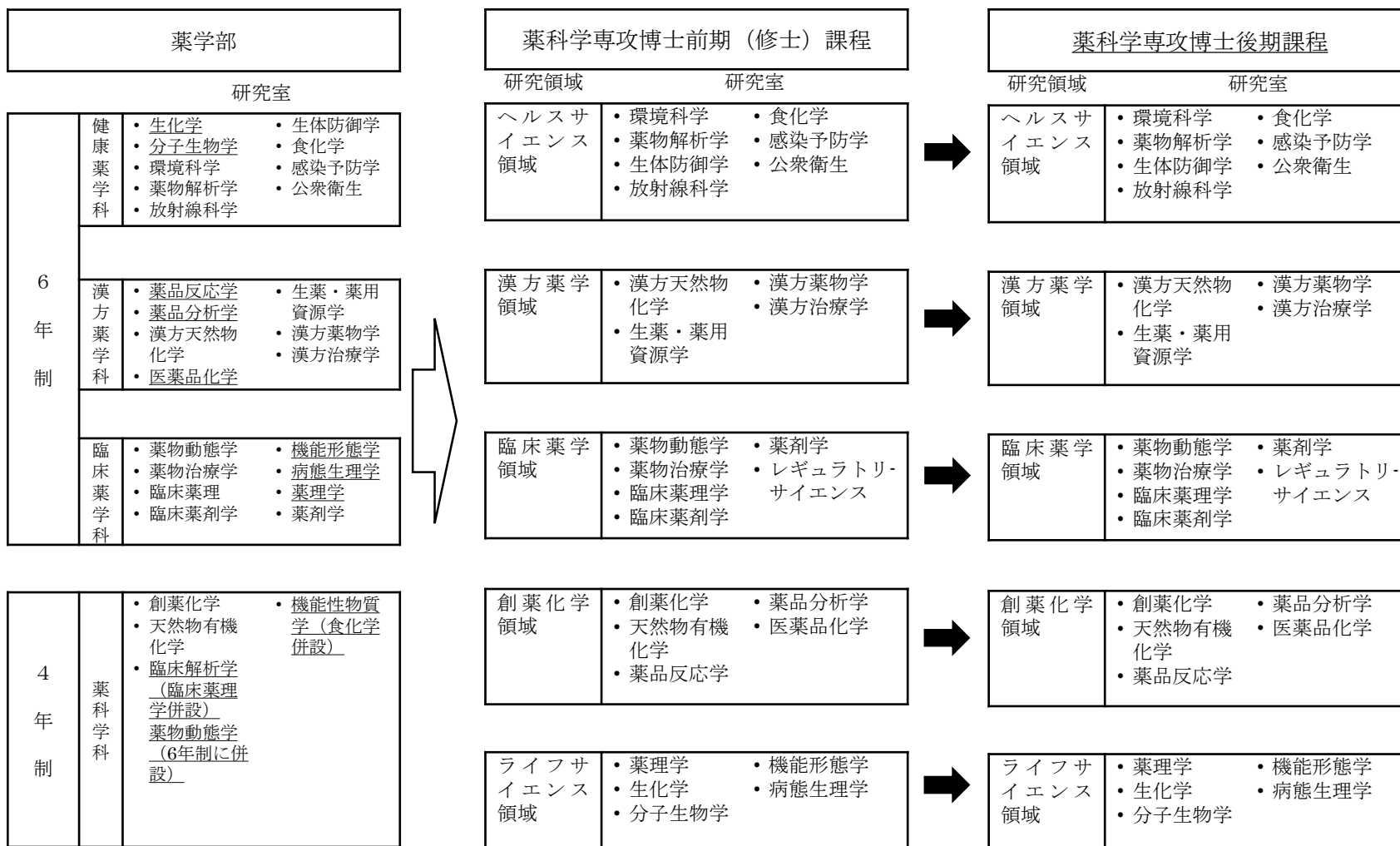
漢方薬学分野



臨床薬学分野



凡例：D（博士課程）、M（修士課程）、数字は年次を示す



下線（ ）は学部と大学院間で平行移動していない研究室を示す。

5 学生の確保の見通し等を記載した書類

学生の確保の見通し等を記載した書類

1 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

(1) 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

(ア) 現 状

全国の博士課程の定員設定及び充足状況を見ると、博士課程（後期）の令和元年度薬学系大学院の入学定員は「2019年度（令和元年度）私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調」から、最低2名から6名の間に設定され、入学者については、入学定員に対する入学者数の割合は約80%（38人／48人）（資料1参照）であり、一定の入学者が確保されている。また、「修士課程修了者の進学率の推移（分野別）」から、修士課程修了者の進学状況を進学率で見ると、博士課程への進学が各分野を通じて減少傾向にある中、薬学系を含む「保健」分野は14.2%と全体の平均値9.3%を上回っている（資料2参照）。

【資料1 2019年度（令和元年度）私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調
（一般社団法人 日本私立薬科大学協会）】

【資料2 修士課程修了者の進学率の推移（分野別）（出典：文部科学省 学校基本統計）】

(イ) 定員数の設定及び定員充足の見込み

横浜薬科大学大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）については定員数を2名に設定した。その検討に際しては、薬学関係の博士後期課程を設置する全国13大学の大学院の後期の定員／前期の定員比率平均（0.282）（資料3参照）を参考に本学に適用すると本学の修士課程8名×0.282＝2.256であり、当該数値を入学者割合の実績80%に当てはめて計算すると、2.256×0.8＝1.8となることから、本学の定員は概ね2名が妥当と見積もられる。この2名は、他大学院の博士後期課程の入学定員の範囲内（2～6名）にある。

また、定員充足の可能性の観点からは、平成31年4月に実施した本学の修士課程在学生へのアンケート調査結果（詳細は後述する）によると、博士後期課程に「興味あり」と回答した在学生は5名中3名であり、そのうち、「修士課程修了後すぐに進学する」と回答した在学生は3名中1名であった（アンケート調査結果の詳細は、下記イ（エ）で記述する。）。このことから、本学に入学が期待される人員は1～3名が予想され、見積りの入学定員2名の設定は概ね妥当だと考えられる。

以上の観点から博士後期課程の定員2名の設定は妥当であり、定員の充足は、十分可能と考えられる。

【資料3 薬科学専攻博士後期課程を有する大学の入学定員状況】

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

(ア) 神奈川県内の理系大学院及び薬学系学部大学院の設置状況に基づく学生の確保

本学の博士後期課程の入学資格については、薬学・薬科学の修士の学位を保有する者のみならず、理系の修士の学位を有する者を含め幅広い受験層を期待している。

現在、全国の大学のうち理系学部を有する大学の比率は約64%（約500校／780校中）であり、神奈川県内においても同様の傾向（約64%（33校／52校中））がある。

（資料4参照）。また、神奈川県内については、薬学系の学部（4年制・6年制）及び大学院（修士課程・博士課程）を設置している大学は、令和2年4月現在で本学のみであるが、今後、1校の薬学部の設置が予定されている。一方、薬学系の大学院（修士課程・博士課程）を設置している大学も本学だけであり、理系の修士課程（他大学の学生を含む。）を修了した学生が、薬学分野への進学を希望する場合の受け口として、新設を予定する博士後期課程に進学する可能性が見込まれ、博士後期課程の設置は地域的ニーズにも合致したものと考えられる。更に、神奈川県には、大手製薬企業等の研究拠点多く（資料5参照）、また創薬分野においては、近年高度の専門性が求められ研究員等の修士・博士の学位取得の需要も高まってきていることから、勤務先を研究の場としながら本学で学修する社会人大学院生の入学も十分期待できるものと思料する。

【資料4 神奈川県内の大学一覧（神奈川県HP）】

【資料5 神奈川県内の研究施設】

(イ) 既設学部等の定員充足状況

4年制の薬科学科（入学定員数30名）において平成27年度の設置以来、令和2年度まで入学定員は継続して充足し（入学定員超過率は、毎年度1.0以上）、平成31年3月には30名の卒業生を輩出した。当該卒業生の約2分の1に相当する13名が大学院修士課程に進学し（資料6参照）、このうち、5名の学生が本学の修士課程に進学した。令和元年度には、推薦入試8名および社会人入試1名の合計9名が合格し、本年4月に入学している。入学定員超過率は、入学定員数8名に対し、入学者数が9名と1.12倍であった。

【資料6 薬科学科（4年制）学生の大学院修士課程への進学状況】

(ウ) 在学生へのアンケート調査結果（平成30年6月に実施）

上記（イ）を裏付けるアンケート調査結果は、以下の通りである。

本学薬科学科（4年制）在学生の1～3年生に対し平成30年6月に実施したアンケート調査結果では、卒業後すぐに大学院修士課程への進学を考えている学生は、1年生27名中12名（44.5%）、2年生28名中16名（57.1%）3年生26名中13名（50%）であった（資料7参照）。

なお、当該アンケートの対象となった3年生は令和元年度の卒業生であり、そのうち、本学修士課程に8名、他の大学院修士課程に3名、合計11名が進学している。更に、当該アンケートの対象となった2年生は現行薬科学科の4年生であり、6割近く（57.1%）が進学を考えていることから、今年度も十分な学生の確保が期待できると思料する。

【資料7 薬科学科生進学希望アンケート】

(エ) 本学修士課程在学学生へのアンケート調査結果（平成31年4月に実施）

本学修士課程の在学学生5名に対し平成31年4月に実施したアンケート調査では、「あなたは、博士後期課程に興味がありますか。」との問いに、3名が「興味がある」と回答している。「あなたは、修士課程修了後はどのような進路を希望していますか。」との問いに、「大学院博士課程進学」と回答した在学学生が1名であった。「大学院博士課程進学」と回答した在学学生は「博士課程への進学の時期はいつですか。」との問いに、「修了後すぐに進学する」と回答している。また当該学生は、「進学先はどこを考えますか。」との問いに、「本学博士後期課程」と回答している（資料8参照）。

アンケート調査結果を踏まえれば、博士後期課程に1名は確保することができると思料する。また、「あなたは、博士後期課程に興味がありますか。」との問いで「興味がある」と回答した残り2名についても、今後の研究の取り組み次第では博士後期課程への進学が期待できると考えられる。

【資料8 大学院博士後期課程進学に関するアンケート】

(オ) 4年制学科卒業生の進学等の状況

平成31年3月の全国の4年制学科卒業生の進学等の状況（男女合わせて1,421人）は、以下の通りである。

「医薬品販売業の一般販売業」で21人（1.5%）、「卸売販売業」で26人（1.8%）、「病院・診療所の臨床検査」中、「私立大学病院付属病院等」で24人（1.7%）、「企業の医薬品関連企業」中、「開発・学術」で47人（3.3%）、「医薬情報担当者」で23人（1.6%）、「研究・試験・製造」で21人（1.5%）、「企業のその他」中、「その他の職種」で85人（6.0%）、「その他の職業」で24人（1.7%）である。他方、「修士課程への進学」は1,047人（73.7%）と約4分の3近くが進学しており、現時点（令和2年4月）で博士課程（後期）を設置している大学は全国で13校（資料3参照）であることから、設置を予定している本学の博士後期課程への進学も十分期待できるものと考えられる。

【資料9 平成31年3月 4年制学科卒業生の進学等の状況

（一般社団法人 薬学教育協議会資料）】

(カ) 修士課程修了者の博士課程への進学状況

全国の修士課程修了者の博士課程への進学状況を実際の数値で見ると、平成30年度時点で、人文学（17.3%）、理学（16.7%）に次いで薬学を含む保健（14.2%）となっている。これは全体の平均値9.3%を上回っている（資料2参照）。

また、薬系の修士課程修了者の博士課程への具体的な進学状況を数値で見ると、国公立大学での進学者は750名中190名（25.3%）、私立大学での進学者は242名中26名（10.7%）、全大学での進学者は992名中216名（21.8%）となっており、他の分野と比較すると比較的高い進学率を有している。

【資料10 平成31年3月 国公立薬系大学院修士および博士課程修了者動向
(4年制学科卒) (一般社団法人 薬学教育協議会資料)】

以上のことから、博士課程への進学率の全国的な傾向及び本学のアンケート調査結果から、当面は安定的に本学の入学定員を確保できる見込みは高いものと思料する。

(2) 学生確保に向けた具体的な取組状況

ア 具体的な取組

(ア) 届出前

届出前は、本学学部生及び修士課程の学生を対象に本学博士後期課程に関する養成する人材像、修了後の進路や経済社会の人材需要の見通しといった設置の構想の周知を図る予定である。これにより、学生は将来の目標を立て、努力すると考える。その結果、学生の確保に繋がると思料する。

(イ) 届出後

届出後の具体的な取組として、既設の修士課程及び博士課程に加え、新設する博士後期課程の募集要領についても本学のホームページへの掲載やweb広告、大学でのオープン・キャンパス、進学説明会を通して、学生募集に取り組む。その他、大学院の教員が、本学の薬学部薬科学科(4年制)の在学生に対して研究テーマ等を周知し、興味を持たせるよう取り組むとともに、薬学分野のセミナー・学会等において広報活動を随時行い、これまでの製薬・バイオ関連ベンチャー企業等にも情報提供を行い社会人受験者の開拓に努める。

イ 定員超過率が0.7倍未満の学科等

現行修士課程の平成31年度(初年度)の入学定員超過率は、0.62であったが、入学試験時期の見直し等のほか、前項の取り組みを早期から図ったところ令和2年度の入学定員超過率は、1.12倍に改善された。

引き続き、大学でのオープン・キャンパス、進学説明会といった広報集活動だけでなく、製薬・バイオ関連ベンチャー企業等にも個別に情報提供を行い社会人受験者の確保にも努めていきたいと考える。

2 人材需要の動向等社会の要請

(1) 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)

本学大学院研究科においては、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、広く知識を授けるとともに、深く薬学に関する学術を研究教授し、創薬と臨床に関わる実践の能力を持つ人間性豊かな薬学研究を志す薬学科学者および薬学の専門知識と技術を備えた医薬品等の開発に携わる研究者・技術者を養成することを目的としている。

博士後期課程では、創薬学及び基礎薬学に関する研究活動を自立して行い、多様化する精密医療における新たな課題に取り組むとともに、薬学的知識を応用した新医薬品および新医療技術

を研究・開発し評価ができる、高度な薬学研究能力を有する人材を養成する。特に、伝統医療及び天然物、更に食品も含め、多くの情報を集積・分析することにより創薬や医療技術の開発に適用し、経験に基づきながらも斬新な発想ができる薬科学の科学者を育成する。

(2) 上記(1)が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

ア 社会的、地域的な人材需要の動向

神奈川県には、製薬企業はじめ医薬品、化粧品関連の各種研究所が多く設置されている。また、地理的には首都圏に位置し、高度な技術力を持つ企業や優れた人材の集積があり、国内企業のみならず海外企業にとっても、大変魅力的な地域である。研究施設としては、大手製薬・化粧品メーカーだけでなく、「かながわサイエンスパーク」といったインキュベーション施設に代表される研究開発型企業の育成拠点もあり、先端的な研究成果の事業化やベンチャー企業の成長促進を支援する機関も多く立地する。こうした充実した育成基盤によりバイオベンチャーにおいては、国内第2位の集積を誇る(資料1-1参照)。

本学は、上記神奈川県の政治経済の中心地横浜にあり、横浜は首都東京にも隣接する国際都市である。市内には、大手製薬企業の研究所が多数あり、更なる大手製薬企業研究所の移転計画も発表されている。また、理化学研究所、湘南アイパーク及び殿町ライフイノベーションセンターがあり、政府研究機関をはじめ主要製薬企業研究機関、ベンチャー企業の研究拠点が集約されている(資料5参照)。

本学においても「横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク」に参加し、バイオベンチャーとの連携による成長モデルの形成をめざし活動している(資料1-2参照)。

医薬品産業は、まさに多様化する精密医療に直面した領域であり、本学の掲げる目的である伝統医療、天然物、更に、食品などの多くの情報を集積・分析できる科学者のニーズは高いと考える。

【資料1-1 かながわサイエンスパーク概要】

【資料1-2 横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワークの概要】

神奈川県では、こうした分野における研究・産業の集積が進んでいるという「強み」を生かして、国(内閣官房地域活性化統合事務局)が平成25年に行った「国家戦略特区第1次提案募集」に対し、同年9月11日に横浜市・川崎市と共同で、「健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン～ヘルスケア・ニューフロンティアの実現に向けて～」を提出している。これは、国家戦略特区の規制緩和等を通じて健康・医療市場のビジネス環境を整備することで、健康・未病産業と最先端医療関連産業を創出し、健康寿命日本一を目指すとともに、日本経済の再生の実現を目指している。平成26年5月1日には、国家戦略特区を定める政令が公布され、内閣総理大臣が国家戦略特別区域及び区域方針を決定し、県全域が東京圏の区域として指定されている。

【資料1-3 ヘルスケア・ニューフロンティア施策の概要(神奈川県HP)】

このような周辺地域における社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえ、本学博士後期課程の「人材の養成に関する目的」及び「教育研究上の目的」は設定されている。

イ 製薬企業の採用、募集状況及び研究員の求人条件の一例

創薬系の研究職の採用においては、高度の専門性を求められており、大手の製薬企業の上位20社中11社では、研究・開発職に対する採用は、修士（6年制学士を含む。）以上のみで4年制学士の採用は無い。また、上記以外の製薬企業においても修士・博士の資格が求められている。このことから博士後期課程において高度の専門性を持つ人材を育成する意義は高いものと考えられる。

【資料14 製薬企業 売上上位20社の2019年新卒採用情報】

実際の企業の求人の募集要項の一例でも、研究職・開発職の職域については、修士以上の学位が求められており上記を裏付けるものである（博士後期課程（3年制）の初任給が記載されているため申請時と同じ資料（最新）を引用）。

【資料15 第一三共株式会社の募集要項（実際の一例）】

神奈川県内の研究員の求人条件を見ると「コミュニケーション能力の高い方」、「自律的に関係者と議論ができ、自らの考えを提案できる方」など、単に学位だけでなく「求める人物像」までも記述されている。本届出では、薬科学大学院特別講義を、博士前期課程及び薬学専攻博士課程と共同で実施する必須科目として設置し、様々な研究領域や研究能力が混在する中で、結論を導き出す能力を身に着けさせることを目標に、求人のニーズにあった科学者を育成するカリキュラムとしている。

【資料16 神奈川県内の研究員の求人条件の一例】

資料目次

- 資料 1 2019年度（令和元年度）私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調
- 資料 2 修士課程修了者の進学率の推移（分野別）
- 資料 3 薬科学専攻博士後期課程を有する大学の入学定員状況
- 資料 4 神奈川県内の大学一覧
- 資料 5 神奈川県内の研究施設
- 資料 6 薬科学科（4年制）学生の大学院修士課程への進学状況
- 資料 7 薬科学科生進学希望アンケート
- 資料 8 大学院博士後期課程進学に関するアンケート
- 資料 9 平成31年3月 4年制学科卒業生の進学等の状況
- 資料10 平成31年3月 国公立薬系大学院修士および博士課程修了者
動向（4年制学科卒）
- 資料11 かながわサイエンスパーク概要
- 資料12 横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワークの概要
- 資料13 ヘルスケア・ニューフロンティア施策の概要（神奈川県HP）
- 資料14 製薬企業 売上上位20社の2019年新卒採用情報
- 資料15 第一三共株式会社の募集要項（実際の一例）
- 資料16 神奈川県内の研究員の求人条件の一例

1 書類等の題名

2019年度（令和元年度） 私立薬科大学（薬学部）大学院入学志願者調
（本文 1 ページ、【資料 1】）

2 出 典

一般社団法人 日本私立薬科大学協会

3 引用範囲

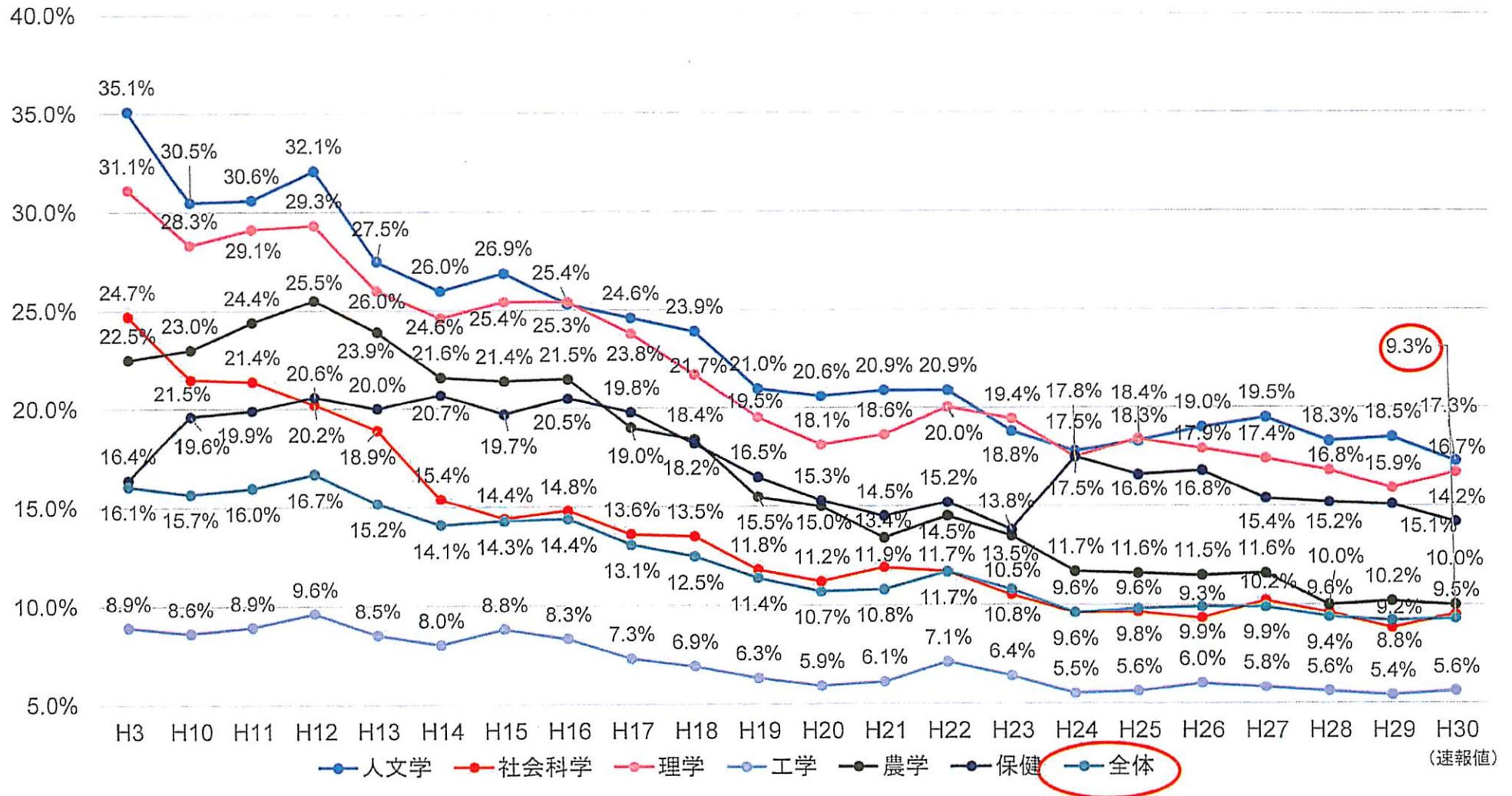
2. 博士課程（前期）および博士課程（後期）

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 1 項（1）ア（ア）現状を記載するため引用した。

■ 修士課程修了者の進学率の推移(分野別)

- 修士課程修了者の博士課程への進学率は、各分野を通じて減少傾向。



※「教育」、「芸術」、「家政」、「その他」分野は修了者数が比較的小さいことから省略

出典：学校基本統計

薬科学専攻博士後期課程を有する大学の入学定員状況

	大 学 名	博士後期 入学定員	博士前期 入学定員	<u>後期と前期の 定員比率</u>
1	東北医科薬科大学	3	20	0.150
2	千葉科学大学	5	10	0.500
3	城西大学	3	32	0.093
4	北里大学	6	25	0.240
5	慶應義塾大学	3	40	0.075
6	東京理科大学	5	90	0.055
7	星薬科大学	5	16	0.310
8	武蔵野大学	5	5	1.000
9	明治薬科大学	5	20	0.250
10	京都薬科大学	2	5	0.400
11	大阪薬科大学	2	5	0.400
12	近畿大学	2	15	0.130
13	武庫川女子大学	2	30	0.067
	<u>平 均</u>	3.69	24.07	<u>0.282</u>

1 書類等の題名

神奈川県内の大学一覧（本文 2 ページ、【資料 4】）

2 出 典

神奈川県ホームページ

3 引用範囲

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bs5/cnt/f6238/p16778.html>

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 1 項（1）イ（ア）令和 2 年 4 月時点での現状を示すため引用した。

神奈川県内の研究施設



番号	研究所名	住 所	研究内容等
①	湘南アイパーク	神奈川県藤沢市村岡東	再生医療、希少疾患、認知症及び未病の4つの注力領域を設定し研究を実施
②	殿町ライフイノベーションセンター	神奈川県川崎市川崎区殿町	研究施設（レンタルラボ） 遺伝子改変、有機溶剤取扱等
③	理化学研究所	神奈川県横浜市鶴見区 末広町	病気になるメカニズムを解明し、個々人に合わせた医療と予防の研究
④	第一三共ケミカルファーマ	神奈川県小田原市高田	医薬品原薬、原薬中間体を製造する機能会社
⑤	中外製薬鎌倉研究所	神奈川県鎌倉市梶原	化学合成、蛋白合成とバイオインフォマティクスに基づくがん疾患治療薬の創薬研究等
⑥	田辺三菱製薬横浜研究所	神奈川県横浜市青葉区 鴨志田町	創薬化学機能の強化及び創薬化学ナレッジの共有化を通じた研究
⑦	Meiji Seika ファルマ（株）横浜研究所	神奈川県横浜市港北区 師岡町	抗生物質などの感染症薬を中心に中枢神経用薬やその他の分野も視野に入れた研究開発
⑧	Meiji Seika ファルマ（株）足柄研究所	神奈川県小田原市栢山	バイオ医薬品を様々な医薬品、有用物質を効率的に生産する微生物や動物細胞を造出する研究
⑨	三和化学研究所	神奈川県横浜市港北区 新横浜	糖尿病・腎疾患の治療薬を中心とした医薬品、診断薬の研究開発と製造販売
⑩	ライオン小田原研究所	神奈川県小田原市田島	洗剤、石鹼などトイレタリー用品、医薬品、化学品の研究
⑪	国立医薬品食品衛生研究所	神奈川県川崎市川崎区殿町	安全性確保のためのレギュラトリーサイエンス研究等
⑫	E Aファーマ創薬研究所	神奈川県川崎市川崎区 鈴木町	消化器関連疾患を中心とした産学連携を積極的に行い、共同研究等を活用した医薬品開発
⑬	綿半トレーディング 製薬研究所	神奈川県横浜市都筑区 池辺町	治療用坐剤、OTC向け坐剤の基剤の開発研究
⑭	神奈川サイエンスパーク	神奈川県川崎市高津区坂戸	大企業の研究開発部門も数多く入居している高度集積研究開発施設
⑮	日本ロレアル リサーチアンド イノベーションセンター	神奈川県川崎市高津区坂戸	基礎・応用・開発・評価の全ての研究段階を備えた研究体制を敷き、全世界に向けた製品開発
⑯	資生堂リサーチセンター	神奈川県横浜市都筑区早渕	「美白」「UV防御」「育毛」「抗老化」を4大目標として研究を実施
⑰	ポーラ横浜研究所	神奈川県横浜市戸塚区 柏尾町	医薬品、医薬部外品及び化粧品の研究開発
⑱	ファンケル総合研究所	神奈川県横浜市戸塚区 上品濃	新素材等の探索研究から医科学的観点をも踏まえた基盤研究等の研究開発の中枢拠点
⑲	中外製薬戸塚研究所	神奈川県横浜市戸塚区 戸塚町	

薬科学科（4年制）学生の大学院修士課程への進学状況

平成31年度		令和2年度	
進学先大学院名	人数	進学先大学院名	人数
横浜薬科大学大学院	5人	横浜薬科大学大学院	8人
東京医科歯科大学大学院	3人	千葉大学大学院	1人
東京医科大学大学院	3人	東北大学大学院	1人
横浜国立大学大学院	1人	東邦大学大学院	1人
静岡県立大学大学院	1人		
計	13人	計	11人

薬科学科生進学希望アンケート

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--

大学院設立準備室

0 0 0 0 0 0 0

学年： 1

2018年 月 日

1 0 0 0 0 0 0

2 0 0 0 0 0 0

3 0 0 0 0 0 0

氏名： 27人

4 0 0 0 0 0 0

5 0 0 0 0 0 0

6 0 0 0 0 0 0

7 0 0 0 0 0 0

8 0 0 0 0 0 0

9 0 0 0 0 0 0

大学院への進学についてお聞きします。

神奈川県に唯一の薬学部を持つ本学では、「個性の伸展による人生練磨」の建学の精神のもと、平成31年4月に横浜薬科大学大学院、薬学専攻博士課程および薬科学専攻修士課程を横浜薬科大学に新設することを申請中です。

博士課程は6年制の大学卒または修士号をもつ方、あるいはそれらと同等の学力を有する方を対象とし、高度な専門領域を持つ医療薬学研究者の育成を目指します。

修士課程は4年制の大学卒の方、あるいはそれと同等の学力を有する方を対象とし、基礎薬学、創薬学および伝統医療を含む薬学研究能力を有する薬科学者の育成を目指します。

この博士課程および修士課程は、それぞれ現在の6年制の6年生および薬科学科の4年生の卒業時に開学される構想です。学納金は110万円を予定しています。

研究分野によっては社会人大学院生を受け入れる予定です。

なお、上記の内容は変更になる場合があります。

(1) 大学院修士課程への進学を考えていますか？

 卒業後すぐ(12) 就職後進学(6) 考えていない(9)

(2) (1)で就職後進学と答えた人にお聞きします。どのような進学を想定していますか？

 働きながら進学(5) 休職して進学(1) その他

(就職先が許可した場合)

--

(3) (1)で「卒業後すぐ」または、「就職後進学」と答えた方にお聞きします。

漢方薬効メカニズムの解明および漢方医療の実際を実習を通して学び、研究する、登録販売者や薬剤師を対象にした大学院修士漢方薬学コースに興味がありますか？

 ある ない

卒業後すぐ(6)
就職後進学(0)

卒業後すぐ(6)
就職後進学(1)

(4) 医薬品のシーズを見つけ出す探索的研究者およびヒトにおける有効性・安全性を明らかにする臨床開発研究者を育成する大学院修士創薬学コースに興味がありますか？

 ある(16) ない(7) 未回答(2)

(5) 修士取得後の博士課程への進学にに興味がありますか？

 ある(5) ない(11) わからない(9) 未回答(2)

薬科学科生進学希望アンケート

学籍番号

--	--	--	--	--	--

大学院設立準備室

00000000

学年： 2

2018年 月 日

10000000

20000000

30000000

氏名： 28人

40000000

50000000

60000000

70000000

80000000

90000000

大学院への進学についてお聞きします。

神奈川県に唯一の薬学部を持つ本学では、「個性の伸展による人生練磨」の建学の精神のもと、平成31年4月に横浜薬科大学大学院、薬学専攻博士課程および薬科学専攻修士課程を横浜薬科大学に新設することを申請中です。

博士課程は6年制の大学卒または修士号をもつ方、あるいはそれらと同等の学力を有する方を対象とし、高度な専門領域を持つ医療薬学研究者の育成を目指します。

修士課程は4年制の大学卒の方、あるいはそれと同等の学力を有する方を対象とし、基礎薬学、創薬学および伝統医療を含む薬学研究能力を有する薬科学者の育成を目指します。

この博士課程および修士課程は、それぞれ現在の6年制の6年生および薬科学科の4年生の卒業時に開学される構想です。学納金は110万円を予定しています。

研究分野によっては社会人大学院生を受け入れる予定です。

なお、上記の内容は変更になる場合があります。

(1) 大学院修士課程への進学を考えていますか？

卒業後すぐ(16)

就職後進学(2)

考えていない(10)

(2) (1)で就職後進学と答えた人にお聞きします。どのような進学を想定していますか？

働きながら進学(1)

休職して進学(0)

その他(1)

(就職先が許可した場合)

学費などにより検討

(3) (1)で「卒業後すぐ」または、「就職後進学」と答えた方におききます。

漢方薬効メカニズムの解明および漢方医療の実際を実習を通して学び、研究する、登録販売者や薬剤師を対象にした大学院修士漢方薬学コースに興味がありますか？

ある

ない

卒業後すぐ(11)
就職後進学(2)

卒業後すぐ(4)
就職後進学(0)

(4) 医薬品のシーズを見つけ出す探索的研究者およびヒトにおける有効性・安全性を明らかにする臨床開発研究者を育成する大学院修士創薬学コースに興味がありますか？

ある(17)

ない(9)

未回答(2)

(5) 修士取得後の博士課程への進学にに興味がありますか？

ある(8)

ない(5)

わからない(13)

未回答(2)

薬科学科生進学希望アンケート

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--

大学院設立準備室

- 0 0 0 0 0 0 0
- 1 0 0 0 0 0 0
- 2 0 0 0 0 0 0
- 3 0 0 0 0 0 0
- 4 0 0 0 0 0 0
- 5 0 0 0 0 0 0
- 6 0 0 0 0 0 0
- 7 0 0 0 0 0 0
- 8 0 0 0 0 0 0
- 9 0 0 0 0 0 0

学年： 3

2018年 月 日

氏名： 26人

大学院への進学についてお聞きします。

神奈川県に唯一の薬学部を持つ本学では、「個性の伸展による人生練磨」の建学の精神のもと、平成31年4月に横浜薬科大学大学院、薬学専攻博士課程および薬科学専攻修士課程を横浜薬科大学に新設することを申請中です。

博士課程は6年制の大学卒または修士号をもつ方、あるいはそれらと同等の学力を有する方を対象とし、高度な専門領域を持つ医療薬学研究者の育成を目指します。

修士課程は4年制の大学卒の方、あるいはそれと同等の学力を有する方を対象とし、基礎薬学、創薬学および伝統医療を含む薬学研究能力を有する薬科学者の育成を目指します。

この博士課程および修士課程は、それぞれ現在の6年制の6年生および薬科学科の4年生の卒業時に開学される構想です。学納金は110万円を予定しています。

研究分野によっては社会人大学院生を受け入れる予定です。

なお、上記の内容は変更になる場合があります。

(1) 大学院修士課程への進学を考えていますか？

- 卒業後すぐ(13)
 就職後進学(1)
 考えていない(12)

(2) (1)で就職後進学と答えた人にお聞きします。どのような進学を想定していますか？

- 働きながら進学(1)
 休職して進学(0)
 その他(0)

(3) (1)で「卒業後すぐ」または、「就職後進学」と答えた方におききます。
 漢方薬効メカニズムの解明および漢方医療の実際を実習を通して学び、研究する、登録販売者や薬剤師を対象にした大学院修士漢方薬学コースに興味がありますか？

- ある ない
- | | |
|----------|----------|
| 卒業後すぐ(4) | 卒業後すぐ(9) |
| 就職後進学(0) | 就職後進学(1) |

(4) 医薬品のシーズを見つけ出す探索的研究者およびヒトにおける有効性・安全性を明らかにする臨床開発研究者を育成する大学院修士創薬学コースに興味がありますか？

- ある(18)
 ない(14)
 未回答(4)

(5) 修士取得後の博士課程への進学にに興味がありますか？

- ある(12)
 ない(7)
 わからない(3)
 未回答(4)

薬学研究科薬科学専攻博士後期課程（仮称）の概要

1 課程の概要

名 称：薬科学専攻 博士後期課程（仮称）

開設時期：2021年度4月

修業年限：3年

学 位：博士（薬科学）

2 本課程の特色

本学大学院には、現在、薬学専攻博士課程及び薬科学専攻修士課程があります。薬科学専攻の特色として修士課程においては、講義選択科目に創薬コースと漢方薬学コースの2種のコースを設置し、創薬コースでは、創薬に必要な広範囲な知識を修得できるように科目を配置するとともに漢方薬学コースでは、漢方薬学の基礎及び現代医療との融合を学修できるように講義科目を配置し、その後、医療現場で漢方医療を実践できるように臨床演習科目を設置し、漢方医療・統合医療を実践しながら技術の習得を目指しています。

薬科学専攻博士課程では、修士課程と同様に新技術と伝統技術の融合を図ることを特色とするとともに、修士課程を修了した者が更なる専門性を高めるために、創薬領域に特化した課程として設置を検討しています。

(※ 大学院設置申請における大学院の特色および薬科学専攻博士後期課程設置構想から抜粋)

3 学納金等

現在の大学院の修士課程、博士課程と同額を予定しています。

入学金30万円※ 授業料80万円 施設充実費30万円

(※本学卒業生及び修士課程修了者は、入学金が免除される予定です。)

1 書類等の題名

平成 3 1 年 3 月 4 年制学科卒業生の進学等の状況（本文 3 ページ、【資料 9】）

2 出 典

一般社団法人 薬学教育協議会資料

3 引用範囲

<https://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2019/12/67a3076ec6784649223344e4c548ddaf.pdf>

中、第 8 表 「平成 3 1 年 3 月 4 年制学科卒業生就職状況」を引用した。

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 1 項（1）イ（オ）を記載するため引用した。

1 書類等の題名

平成31年3月 国公立薬系大学院修士および博士課程修了者動向（4年制学科卒）
（本文3ページ、【資料10】）

2 出典

一般社団法人 薬学教育協議会資料

3 引用範囲

<https://yaku-kyou.org/wp/wp-content/uploads/2019/12/67a3076ec6784649223344e4c548ddaf.pdf>

中、第16表「平成31年3月 国公立薬系大学院修士および博士課程修了者動向（4年制学科卒）」を引用した。

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第1項（1）イ（カ）を記載するため引用した。

1 書類等の題名

かながわサイエンスパーク概要（本文 5 ページ、【資料 1 1】）

2 出 典

かながわサイエンスパーク ホームページ

3 引用範囲

<https://www.ksp.or.jp/sciencepark/about/>

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 2 項（2）アを記載するため引用した。

1 書類等の題名

横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワークの概要（本文 5 ページ、【資料 1 2】）

2 出 典

横浜・神奈川バイオビジネス・ネットワーク ホームページ

3 引用範囲

<https://www.yk-bio.net/network/about-network.html>

<https://www.yk-bio.net/activities/activities.html>

<https://www.yk-bio.net/network/plan.html>

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 2 項（2）アを記載するため引用した。

1 書類等の題名

ヘルスケア・ニューフロンティア施策の概要（本文 5 ページ、【資料 1 3】）

2 出 典

神奈川県ホームページ

3 引用範囲

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/pdf/38-kanagawa.pdf

4 その他の説明

「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 2 項（2）アを記載するため引用した。

製薬企業 売上上位 20 社の 2019 年新卒採用情報

	企業名	売上高 (百万円)	研究・開発職				学部卒 初任給 (万円)	修士卒 初任給 (万円)	博士卒 初任給 (万円)
			学士		修士	博士			
			4年制	6年制					
1	武田薬品工業(株)	2,097,224		○	○	○	24.0	26.4	29.8
2	アステラス製薬(株)	1,306,348	○	○	○	○	23.0	※25.4	28.8
3	大塚製薬(株)	1,291,981		○	○	○	22.0	24.4	27.8
4	第一三共(株)	929,717		○	○	○		※25.4	28.8
5	エーザイ(株)	642,834		○	○	○	25.0	27.0	30.0
6	中外製薬(株)	579,787		○	○	○	23.0	25.8	29.2
7	大日本住友製薬(株)	459,267		○	○	○	23.0	25.4	28.8
8	田辺三菱製薬(株)	424,767	○	○	○	○	22.8	※25.2	28.5
9	塩野義製薬(株)	363,721		○	○	○	23.5	26.0	29.0
10	協和発酵キリン(株)	346,531	○	○	○	○	22.3	※24.7	28.1
11	小野薬品工業(株)	288,634	○	○	○	○	23.5	※25.9	29.3
12	大正製薬(株)	261,551		○	○	○	22.0	※24.4	27.6
13	参天製薬(株)	234,026	○	○	○		33.5~	33.5~	
14	明治HD(株)	198,600	○	○	○		21.8	23.6	
15	沢井製薬(株)	184,341		○	○	○		※23.5	25.6
16	日医工(株)	166,592					21.6	※22.7	22.7
17	帝人(株)	157,500	○	○	○	○	21.6	24.5	28.1
18	久光製薬(株)	143,408	○	○	○	○	22.0	※23.5	25.8
19	旭化成(株)	135,500	○	○	○	○	21.3	24.5	28.7
20	(株)ツムラ	120,906					23.8	24.7	24.7

※は学士6年制学部卒を含む。
注：日医工(株)及び(株)ツムラの採用は生産・技術職のみ。したがって各初任給は生産・技術職のもの。

- 1 書類等の題名
第一三共株式会社の募集要項（実際の一例）（本文 6 ページ、【資料 15】）
- 2 出 典
第一三共株式会社 ホームページ
- 3 引用範囲
<http://www.daiichisankyo-recruiting.com/recruit/information.html>
- 4 その他の説明
「学生の確保の見通し等を記載した書類」の第 2 項（2）イを記載するため引用した。

神奈川県内の研究員の求人条件の一例

企業等名	研究分野等	応募要件若しくは必須経験	求める人物像等
非公開	創薬研究 (ゲノム関連)	博士または同等の免疫学、分子生物学実験の知識と実務経験を有する方	記述なし
中外製薬(株)	データサイエンス (バイオインフォマクス)	医学・薬学・工学・生物学系修士卒以上で、博士号を取得している者	記述なし
非公開	創薬研究 探索研究 基礎研究	医学・薬学・理学・工学系分野における博士号を取得している者	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション能力の高い方 ・自律的に関係者と議論ができ、自らの考えを提案できる方 ・難しい課題に対して、責任をもって解決に向けた努力をすることができる方 ・リーダーシップを発揮することによって、道筋を示しつつ複数のメンバーを巻き込みモチベートしながらチームとして課題の解決に取り組むことができる方
国立医薬品食品衛生研究所	レギュラトリーサイエンス	薬学系、農学系、理学系、工学系、又はそれらの関連領域において博士の学位号を取得し、職位にふさわしい研究歴を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・国立研究所における研究業務の意義と役割を理解し、食品の安全性確保を目的とした行政研究の重要性を認識し、研究所内外の研究者と協力して当該業務を遂行する意欲を有すること ・外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

6 教員名簿

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	エサキ レオナ 江崎 玲於奈 <平成18年4月>		理学博士		横浜薬科大学 学長 (平成18.4～令和3.3)

教 員 の 氏 名 等													
(大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程)													
調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 間 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授	ソネ ヒデコ 曾根 秀子 <令和3年4月>		博士 (薬学)		食品衛生薬科学特論※ 課題研究	1後 1~3通	0.3 15	1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成30年4月)	5日
2	専	教授	クワバラ タカシ 栗原 隆 <令和3年4月>		博士 (薬学)		応用薬理学特論※ レギュトリーサイエンス特論※ 課題研究	2前 2後 1~3通	0.2 0.4 15	1 1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成28年4月)	5日
3	専	教授	ミウラ ノブヒコ 三浦 伸彦 <令和3年4月>		博士 (薬学)		課題研究	1~3通	15	1	1	横浜薬科大学 教授 (平成31年4月)	5日
4	専	教授	カワシマ ヨシエ 川嶋 芳枝 <令和3年4月>		博士 (学術)		高度研究機器特別演習※ 課題研究	1前 1~3通	0.2 15	1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成25年4月)	5日
5	専	教授	ハタエ ノリュキ 波多江 典之 <令和3年4月>		博士 (薬学)		課題研究	1~3通	15	1	1	横浜薬科大学 教授 (平成31年4月)	5日
6	専	教授	ツカモト ヒロカズ 塚本 裕一 <令和3年4月>		博士 (工学)		創薬有機化学特論※ 課題研究	1前 1~3通	0.5 15	1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成31年4月)	5日
7	専	准教授	リー イユウ 李 宜融 <令和3年4月>		博士 (医学) (中国)		漢方薬学特論※ 漢方薬学・生薬学臨床演習※ 課題研究	1前 2通 1~3通	0.2 0.1 15	1 1 1	1	横浜薬科大学 准教授 (平成30年6月)	5日
8	専	講師	ニシザキ ユリコ 西崎 有利子 <令和3年4月>		博士 (医学)		システム生体機能学特論※ 課題研究	1前 1~3通	0.1 15	1 1	1	横浜薬科大学 講師 (平成28年4月)	5日
9	専	講師	アサイ マサシ 浅井 将 <令和3年4月>		博士 (薬学)		課題研究	1~3通	15	1	1	横浜薬科大学 講師 (平成31年4月)	5日
10	専	講師	タカハシ テツフミ 高橋 哲史 <令和3年4月>		博士 (薬学)		システム生体機能学特論※ 課題研究	1前 1~3通	0.1 15	1 1	1	横浜薬科大学 講師 (平成28年4月)	5日
11	兼担	教授	サカキバラ イワオ 榎原 巖 <令和3年4月>		博士 (薬学)		漢方薬学特論※ 漢方・統合医療薬学特論※ 漢方薬学・生薬学臨床演習※ 課題研究	1前 1後 2通 1~3通	1.2 1.3 0.8 15	1 1 1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成27年4月)	
12	兼担	教授	ヤマダ ヒロアキ 山田 博章 <令和3年4月>		博士 (医学)		レギュトリーサイエンス特論※ 課題研究	2後 1~3通	1.2 15	1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成29年4月)	
13	兼担	教授	ユミタ ナガヒコ 弓田 長彦 <令和3年4月>		博士 (薬学)		高度研究機器特別演習※ 薬物動態学特論※ 課題研究	1前 2前 1~3通	0.1 0.4 15	1 1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成26年4月)	
14	兼担	教授	ハニオカ ノブミツ 埴岡 伸光 <令和3年4月>		薬学博士		食品衛生薬科学特論※ 課題研究	1後 1~3通	0.3 15	1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成25年4月)	
15	兼担	教授	オカ ミカコ 岡 美佳子 <令和3年4月>		理学博士		高度研究機器特別演習※ 分子生物学特論※ システム生体機能学特論※ 課題研究	1前 1後 1前 1~3通	0.2 0.3 1.5 15	1 1 1 1	1	横浜薬科大学 教授 (平成27年4月)	

教 員 の 氏 名 等

(大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程)

調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日教
16	兼担	教授	チバ コウジ 千葉 康司 <令和3年4月>		博士 (医学)		応用薬理学特論※ レキチュアリーサイエンス特論※ モデリング・シミュレーション演習※ 薬物動態学特論※ 課題研究	2前 2後 1前 2前 1~3通		0.3 0.4 0.4 0.4 15	1 1 1 1 1	横浜薬科大学 教授 (平成25年4月)	
17	兼担	教授	カガワ トシコ 香川 聡子 <令和3年4月>		博士 (薬学)		食品衛生薬科学特論※ 課題研究	1後 1~3通		0.3 15	1 1	横浜薬科大学 教授 (平成27年4月)	
18	兼担	教授	ウメハラ カオル 梅原 薫 <令和3年4月>		博士 (薬学)		漢方薬学特論※ 漢方・統合医療薬学特論※ 課題研究	1前 1後 1~3通		0.2 0.2 15	1 1 1	横浜薬科大学 教授 (平成29年4月)	
19	兼担	教授	カワシマ ツヨシ 川嶋 剛 <令和3年4月>		博士 (薬学)		高度研究機器特別演習※ 分子生物学特論※ システム生体機能学特論※ 課題研究	1前 1後 1前 1~3通		0.2 1.6 0.1 15	1 1 1 1	横浜薬科大学 教授 (平成25年4月)	
20	兼担	教授	タナベ ヨシユキ 田邊 由幸 <令和3年4月>		博士 (薬学)		応用薬理学特論※ 分子生物学特論※ システム生体機能学特論※ 薬科学大学院特別講義 課題研究	2前 1後 1前 1通 1~3通		1.4 0.1 0.1 1 15	1 1 1 1 1	横浜薬科大学 教授 (平成27年4月)	
21	兼担	教授	オチ サダユキ 越智 定幸 <令和3年4月>		博士 (薬学)		食品衛生薬科学特論※ 課題研究	1後 1~3通		0.3 15	1 1	横浜薬科大学 教授 (平成29年4月)	
22	兼担	教授	ショウジ ミツル 庄司 満 <令和3年4月>		博士 (理学)		ケミカルイノベーション特論※ 創薬有機化学特論※ 課題研究	1前 1前 1~3通		1.8 0.6 15	1 1 1	横浜薬科大学 教授 (平成29年4月)	
23	兼担	准教授	ユ セイ 喻 静 <令和3年4月>		博士 (医学)		漢方薬学特論※ 漢方・統合医療薬学特論※ 漢方薬学・生薬学臨床演習※ 課題研究	1前 1後 2通 1~3通		0.4 0.5 0.1 15	1 1 1 1	横浜薬科大学 准教授 (平成25年9月)	
24	兼担	准教授	ハヤミズ コウスケ 速水 耕介 <令和3年4月>		博士 (農学)		食品衛生薬科学特論※ 課題研究	1後 1~3通		0.5 15	1 1	横浜薬科大学 准教授 (平成27年4月)	
25	兼担	准教授	オオガワラ ススム 大河原 晋 <令和3年4月>		博士 (薬学)		食品衛生薬科学特論※ 課題研究	1後 1~3通		0.1 15	1 1	横浜薬科大学 准教授 (平成28年4月)	
26	兼担	准教授	オカダ ケンジ 岡田 賢二 <令和3年4月>		博士 (薬学)		モデリング・シミュレーション演習※ 課題研究	1前 1~3通		0.1 15	1 1	横浜薬科大学 准教授 (平成25年4月)	
27	兼担	准教授	イワセ ユミコ 岩瀬 由未子 <令和3年4月>		博士 (薬学)		高度研究機器特別演習※ 薬物動態学特論※ 課題研究	1前 2前 1~3通		0.2 0.7 15	1 1 1	横浜薬科大学 准教授 (平成22年10月)	
28	兼担	講師	イソベ タカシ 磯部 隆史 <令和3年4月>		博士 (薬学)		食品衛生薬科学特論※ 高度研究機器特別演習※ 課題研究	1後 1前 1~3通		0.2 0.2 15	1 1 1	横浜薬科大学 講師 (平成26年4月)	
29	兼担	講師	トノオカ ケイコ 殿岡 恵子 <令和3年4月>		博士 (薬学)		高度研究機器特別演習※	1前		0.1	1	横浜薬科大学 講師 (平成24年4月)	
30	兼担	講師	オクノ ヨシノリ 奥野 義規 <令和3年4月>		博士 (薬科学)		高度研究機器特別演習※	1前		0.1	1	横浜薬科大学 講師 (平成28年4月)	

教 員 の 氏 名 等

(大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程)

調査 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
31	兼担	講師	サカイ ヒロコ 酒井 裕子 <令和3年4月>		博士 (薬科学)		システム生体機能学特論※	1前		0.1	1	横浜薬科大学 講師 (平成30年4月)	
32	兼担	講師	サカイ ユウキ 酒井 佑宜 <令和3年4月>		博士 (薬学)		高度研究機器特別演習※ 創薬有機化学特論※ 課題研究	1前 1前 1～3通		0.2 0.4 15	1 1 1	横浜薬科大学 講師 (平成26年4月)	
33	兼担	講師	ヨシカド タカシ 吉門 崇 <令和3年4月>		博士 (薬学)		応用薬理学特論※ 高度研究機器特別演習※ モデリング・シミュレーション演習※ 薬物動態学特論※ 課題研究	2前 1前 1前 2前 1～3通		0.1 0.2 0.5 0.5 15	1 1 1 1 1	横浜薬科大学 講師 (平成29年4月)	
34	兼担	講師	ワニブチ キヨフミ 鰐淵 清史 <令和3年4月>		博士 (薬学)		ゲミカルバイオロジー特論※ 高度研究機器特別演習※ 課題研究	1前 1前 1～3通		0.2 0.1 15	1 1 1	横浜薬科大学 講師 (平成26年4月)	
35	兼担	講師	マスイ ヒサシ 増井 悠 <令和3年4月>		博士 (工学)		高度研究機器特別演習※ 創薬有機化学特論※ 課題研究	1前 1前 1～3通		0.2 0.5 15	1 1 1	横浜薬科大学 講師 (平成26年4月)	

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校に収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	— 人	— 人	— 人	4人	1人	1人	— 人	6人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
准教授	博 士	— 人	— 人	— 人	1人	— 人	— 人	— 人	1人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
講 師	博 士	— 人	— 人	2人	1人	— 人	— 人	— 人	3人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
助 教	博 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
合 計	博 士	— 人	— 人	2人	6人	1人	1人	— 人	10人	—
	修 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	学 士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	短期大士	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	
	その他	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。